

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|---|---|--|--|
| <p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>独立行政法人化する趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の抜本的な改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p> | <p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、独立行政法人化を経営改革の好機ととらえ、第一期中期目標期間を独立行政法人にふさわしい経営基盤の確立期と位置づけ、可能な限り民間の経営手法を取り入れることを目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組みを実施することとする。</p> | <p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>法人全体の業務運営の改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。</p> | <p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>法人全体の業務運営の改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めた。</p> |
| <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p> | | <p>(1) 「年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）」により、年金資金運用基金から平成18年4月1日に承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したことに伴う業務体制の整備を行うとともに、既存の事業についても、より効率的な業務運営を行うため、業務の実態を踏まえつつ、組織のスリム化を図る。</p> | <p>【組織のスリム化等】 #1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年4月に、次のとおり組織改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 業務推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部年金貸付課の業務と承継年金住宅融資等債権管理回収業務等を所掌する年金貸付部を新たに設置し、業務体制を整備 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務等を円滑に実施するため総務部監査課に検査役(課長代理)を、経理部経理課に主査を配置 ・ 電算処理システムの開発等のレベルアップを図るために情報事業部情報システム課に管理係長を新設 ・ 医療貸付の審査能力のレベルアップを図るために、医療貸付部医療審査課に主査を配置 b 既存事業の組織のスリム化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課長ポストの削減 37ポスト ⇒ 36ポスト ・ 課長代理ポストの削減 56ポスト ⇒ 51ポスト <p style="text-align: right;">〈添付資料：1〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年4月に向けた組織の見直しを検討した。 <ul style="list-style-type: none"> a 業務推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身障害者扶養保険事業の見直し検討を国とともに円滑に実施していくため、共済部扶養保険課に主査を、経理部資金課に係長を配置 b 組織のスリム化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課長代理ポスト3名を削減 |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|--|---|--|---|
| <p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p> | <p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 継続的な業務の質の向上・業務改善を推進するための業務管理の仕組みであるIS09001を中期目標期間中に認証取得する。</p> | <p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(2) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)の定着と運用の高度化を図るため、次の取組みを行う。</p> <p>ア 事務リスク等の軽減のための予防措置の効果的な実施</p> <p>イ 役職員に対する研修及び職員に対する教育・訓練プログラムの充実</p> <p>ウ 業務上の課題、顧客からの要求等に効果的に対応するための仕組みづくり</p> | <p>【品質マネジメントシステムの運用の高度化】#2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ QMS内部監査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度はQMS内部監査を監事監査及び個人情報保護監査等と連動させ、多様な視点から効率性かつ効果的に事務リスク等の抽出を行った。 ・ 内部監査において抽出した事務リスク等については、改善計画を策定し、改善の取り組みを継続的にフォローアップする仕組みを構築した。 ○ QMS研修の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任職員、年金住宅融資等債権管理回収業務等の承継に伴う転籍者等を対象に、機構QMSの概要及び構築背景等についての研修を実施した。(対象者計56名) ○ QMS内部監査員研修の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ QMS内部監査に従事する者の監査能力向上を目的とした内部監査員研修を実施し、内部監査概要解説や実践的な演習を通じて、監査技術の向上を図った。(対象者37名) ○ マネジメントセッションの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全役員を対象とした外部講師によるマネジメントセッションを開催し、QMSについて一層効果的な運用を展開していくため、現行の課題及び今後の具体的方策をとりまとめた。 ○ QMSの運営改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構業務に従事するに当たって必要となる力量(能力)とその習得のための教育・訓練プログラムを再編成した新力量管理体系を構築し、職員の能力向上に向けて総合的かつ効果的な管理を行えるようにした。 ・ 経営企画会議及びマネジメントレビューにおける指摘事項のフォローアップを的確に行えるように、対応状況を可視的に進捗管理できるよう措置した。 ・ 機構の委託先や購買先等(供給者)のより効果的な選定・育成を図るため、供給者に対する評価手法等の改善を行った。 |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|------|------|--|--|
| | | エ 医療貸付における代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等へのQMSの適用拡大及び平成19年度の認証取得に向けた取得条件の整備 | ○ 代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等へのQMS適用の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等へのQMSの適用拡大を図るため、手順書の作成等を進め、平成19年1月から順次運用を開始し、平成19年度中の認証取得に向けて準備を行った。 <p style="text-align: right;">〈添付資料：2〉</p> |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|--|---|---|---|
| <p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p> | <p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(2) 職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成する手段として人事評価制度を導入する。</p> | <p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(3) 人事評価制度の運用の改善を図るとともに、人材の育成や活用についてスタッフ制やキャリアパスの導入に係る基本的な方針を取りまとめる。</p> | <p>【人事評価制度の運用の改善】 #3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価制度の適正な運用を図るため、各部署において期初に目標設定、達成基準及び達成困難度に偏向（甘辛）が生じないように目標設定会議を実施するとともに、期末には評価結果の確認・検証を行うための評価会議を実施した。 ○ 過去2か年半にわたる人事評価結果の分析を行い、その結果を基に制度の見直しを行った。併せて、現行の「人事評価制度運用マニュアル」を見直した。（平成19年4月施行） ○ 平成19年4月からの人事評価制度の見直し内容について、評価者（課長職）と被評価者に対する説明会を実施し、理解の浸透と評価技術の更なる向上を図った。 <p style="text-align: right;">〈添付資料：3〉</p> <p>【人事評価結果の反映の拡大】 #4</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賞与について、平成17年6月期から成績が良好な職員に対して支給率に差を設けたが、平成18年6月期からは成績が特に良好な職員についてその差を更に拡大するとともに、12月期からは成果が出せなかった職員に対しても支給率に差を設け、人事評価結果の反映の拡大を行った。 <p>【人材の育成及び活用についての検討】 #5</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構業務に求められる高い専門能力を有する職員を育成するため、スタッフ制、キャリアパスの導入に向けて検討を行い、スタッフ職の業務内容、導入部門、必要な資格、研修体系等に関する方向性を取りまとめた。 |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|--|--|---|---|
| <p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p> | <p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(3) 経営管理を担う経営企画会議（仮称）を設置するなどトップマネジメントを強力に補佐する体制を確立するとともに、事業運営の効果を高めるための企画調査部門を強化する。</p> | <p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(4) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の適切かつ効率的な運営に努める。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づく機構の融資業務を始めとした業務・組織全般の見直しの検討に当たっては、厚生労働省と連携し適切に対応する。</p> | <p>【経営企画会議等の運営】#6</p> <p>○ 国の政策と一体となって福祉医療分野の業務を多岐にわたって迅速的確に実施していくため、トップマネジメントの要として設置した経営企画会議を通じて、適時適切に提供される情報に基づき、経営判断及び各事業部門への迅速な対応の指示を実施した。</p> <p>○ 平成18年度においては、経営企画会議を13回開催し、事業計画等の基本方針の決定を行うとともに、福祉医療機構の組織・業務の見直し、次期中期計画の策定に向けた検討、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証をしたほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を行った。</p> <p>○ 経営企画会議を支える下部委員会等においては、各部横断的に業務課題の分析検討及び意見の集約調整を行い、その成果を経営企画会議に提供した。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：4〉</p> |

| 評価の視点 | 自己評定 | A | 評価項目 1 | 評定 | A | |
|---|--|---|--------|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間中にISO9001を認証取得できたか。 ○ 認証取得後は、その規格要求事項である内部監査マネジメントレビュー、予防是正措置等について、マネジメントシステムが適正に運用されたか。 ○ 人事評価制度が中期目標期間中に導入されたか。 ○ 制度導入後、組織目標達成のためにどのように活用されたか。 | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【組織のスリム化等】 #1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金資金運用基金から平成18年4月1日に業務承継した承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を円滑に実施するための業務体制を整備するとともに、業務能力のレベルアップと組織のスリム化を目指して組織改正を行った。 これらにより、業務が増大する中で、必要な組織強化とポスト数の増加等の抑制を行うことができ、適切な業務運営を推進することができた。 <p>【品質マネジメントシステムの運用の高度化】 #2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構においては、平成16年11月に運用を開始したISO9001に基づく品質マネジメントシステムについて、中期計画目標を大幅に前倒しして、平成17年4月に認証を取得している。 平成18年度においては、業務基盤として更なる運用の高度化を図るため、内部監査体制の充実により効果的な改善措置を講じるとともに、職員の能力向上を図るため新しい力量管理体系の構築等を行い、審査登録機関のサーベイランスから「マネジメントレビュー、内部監査、監視測定等が有効に機能している」との評価を得ることができた。 ○ 福祉医療代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等へのQMSの適用を平成19年1月から順次開始し、平成19年度中の認証取得に向けて準備を進めることができた。 <p>【人事評価制度の運用の改善】 #3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価制度の適正な運用に資するため、目標設定時と評価時に各部において部長及び課長で構成される目標設定会議及び評価会議を開催した。これにより期初においては、職階毎に求められる役割に応じた目標や目標達成基準を客観的かつ明確に定め、同一職階間で偏向（甘辛）が生じないようにレベルを合わせるとともに、期末においては、評価を客観的かつ厳格に行うことができるようになり、人事評価の公平な運用が図られた。 ○ 過去2か年半における人事評価結果の分析を行い、その結果を基に、現行の人事評価制度の運用を改善し、組織目標の達成に貢献した職員の成果をより適切に人事評価結果に反映できるようにした。 (平成19年4月施行) ○ 人事評価制度の改善を踏まえ、現行の人事評価制度運用マニュアルを見直すとともに、評価の指標となるガイドラインを作成し、評価者の評価の視点の統一化を図った。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 人員数、評価システム、コスト管理の目標達成状況は良好であり評価する。 ○ 人事評価制度や経営企画会議等を効果的に運用していると評価する。 ○ 目標に達しており評価する。評価の低い人に対する意見聴取等、人事評価の公平な運用の更なる運用を期待する。 ○ ISO9001も取得し、組織内部においてPDCAサイクルを確立しており評価する。 ○ 人事評価もうまく行われていて、効率化に努めている。 ○ ISO9001は取得済みであり、審査登録機関から有効に機能しているとの評価を受けていることは評価できる。職員の組織目標達成貢献度が評価される仕組みとなっており評価する。 ○ 人事評価制度の結果の反映が具体的にされていることを評価する。 ○ 新規採用を控えて常勤職員数を抑制した事を評価する。 ○ 目標管理による業務の向上を評価する。 | | |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理を担う会議を設置し、トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう適切な業務運営が行われているか。 ○ トップマネジメントが業務運営の状況を定期的に把握するシステムが確立され、適切に運用されているか。 ○ 企画調査部門の強化を目指した組織改正が実施され、事業運営の効果を高めるために適切に機能しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 全職員に対して、人事評価制度の見直しに関する説明会を実施し、過去2か年半の人事評価結果の分析結果、分析結果から抽出された制度運用に関する課題及びその課題を解消するための制度の見直しの概要について説明し、人事評価制度への理解を深めることができた。 <p>【人事評価結果の反映の拡大】 #4</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賞与について、平成17年6月期から成績が良好な職員に対して支給率に差を設けてきたが、平成18年6月期からは成績が特に良好な職員についてその差を更に拡大するとともに、12月期からは成果が出せなかった職員に対しても支給率に差を設けることとした。これにより、人事評価に基づく処遇をより適切に行えるようになり、職員の士気の向上が図られた。 <p>【トップマネジメント機能の発揮】 #6</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営企画会議等を積極的に開催し、重要案件に対し迅速的確に経営判断したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を行った。 <p>【企画調査部門の強化】 #6</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年10月に新設された業務管理課は、QMSの統括部門として、認証の取得、QMSの定着等実績を上げ、また、管理会計の導入検討、ALM等の信用リスク分析など、組織横断的な管理手法の高度化に取り組んでおり、組織改正の目的に沿った、高い企画能力を発揮している。 ○ 平成15年10月に企画指導部に移管された調査室においては、同部の経営指導課と連携して、平成18年度において、社会福祉法人の経営に関するアンケート調査結果を取りまとめたほか、経営診断分析の基礎資料の提供を行い、経営診断機能の強化に貢献した。 | |
|---|--|--|

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|--|--|--|---|
| <p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(2) 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。</p> | <p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(4) 事業部門ごとに業務目標を設定し、業務処理の進行管理を行うことにより、計画的な業務管理を実施する。また、業務管理手法の高度化を図るため、中期目標期間中に、業務別のコストを適切に把握するための管理会計の仕組みの導入計画を策定し、段階的な導入を目指す。</p> | <p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(5) 平成17年度に実施した管理会計試行プロジェクトの結果に基づき、費用対効果分析手法の検討を行う。</p> | <p>【業務目標の適切な管理】#7</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業部門においては、平成18年度計画に基づき、上期及び下期毎に組織の重点目標を定めるとともに、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開した。 ○ 組織目標の進捗状況については、QMSに基づき毎月の経営企画会議において、マネジメントレビューを行った。これにより、トップマネジメントは常に業務の進捗状況を把握し、適切な経営判断を行うことができた。 ○ また、QMSと合わせて、人事評価制度において個人目標の進捗管理を徹底することにより、組織目標の達成に向けて、業務を効率的かつ効果的に実施することができた。 <p>【管理会計制度の検討】#8</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団経営指導事業において費用対効果測定の基礎データ収集を行い、分析手法の検討を行った。 |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|--|---|---|--|
| <p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(2) 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。</p> | <p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(5) 業務運営におけるリスク管理の徹底を図るため、リスク管理委員会（仮称）を設置するなど機構業務全般にわたる仕組みを段階的に導入する。その際、業務委託先や助成先に対する監査業務の成果を業務上の問題点把握に役立て機構業務全般にわたる恒常的なリスク管理に活用する。</p> <p>さらに、福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を行うことにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努める。</p> | <p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(6) 事務リスク管理については、継続的にリスクの洗い出しを行うとともに、引き続き、リスク回避等その対応策を取りまとめる。</p> <p>福祉医療貸付事業については、リスク管理債権を債権区別に適切に管理するとともに、審査業務に資するためリスク管理債権の発生要因別の分析を行う。また、診療報酬債権等担保融資制度に係る債権については、マニュアルに基づき適切な債権管理・回収を行う。</p> <p>貸出条件緩和債権については、事業の公共性、経営状態等を十分に把握し、適正な審査を行うとともに、リスク管理債権の回収については、特に毀損の著しい債権（破綻先債権・6か月以上の延滞債権）の管理の徹底を図り、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p> <p>なお、リスク管理債権の抑制の観点から、業況注視等を要する貸付案件についてのモニタリングの強化を図る。</p> | <p>【事務リスクへの対応】#9</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託金融機関に対する監査結果に基づき、債権保全面でのリスク回避方策について、事業部に対して提案を行い、改善措置を講じることができた。 ○ 事務リスク部会とISO部会とを統合し総合的整理が行える体制を整備するとともに、QMS内部監査等により、事務リスク（業務運営における課題等）を抽出し、案件ごとに改善計画を策定し、改善の取組を継続的にフォローアップする仕組みを構築した。 <p>【福祉医療貸付における適切な債権管理】#10</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理債権を債権区別に以下のとおり適切に管理した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の厳しい経営環境を踏まえ、平成18年度からリスク管理債権の動向を毎月役員等幹部に報告するとともに、リスク管理債権の債権区別の管理・処理状況、発生要因、個別債権の状況等について、四半期ごとに分析結果をとりまとめ、役員等幹部に報告し、関係者の認識の統一を図った。 ・ 医療制度改革に伴い、経営環境が厳しくなると予想される療養病床を有する貸付先の状況等について役員等幹部に報告した。また、新規延滞等の状況の把握を行い、四半期ごとに役員等幹部に報告した。 ・ 特に懸案であった毀損の著しい債権のうち、3件については担保権の実行等の法的処置を実施し債権の回収を図り、併せて保証人に対する訴訟提訴を実施した。加えて、未回収債権については債権償却等の適切な処理を行いその債権の減額を図った。 ○ 職員の業務能力の向上を図るため、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理債権の発生要因等を分析し、貸付担当部署にフィードバックのための情報交換会を実施（2回）し、審査実施のレベルアップに努めた。 ・ 貸付及び債権管理担当部署の職員を対象として、顧問弁護士による勉強会を開催（2回）し、融資業務・債権管理のスキルアップに努めた。 ○ 診療報酬債権等担保融資制度に係る債権管理を適切に実施するため、約定遅延案件について、きめ細かい督促（現地調査を含む）を実施した。（平成18年度における回収は5件17百万円） |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---------|---------|------------|------------|
|---------|---------|------------|------------|

○ 貸出条件緩和債権については、担当部内に設置した審査会において、事業の公共性、経営状態等を十分に把握し、貸付先からの改善計画書を基に審査を行い、適正な管理を行った。

○ リスク管理債権の抑制を図るため、業況注視を要する案件について、事業報告書の分析とともに、特に問題のある案件について、モニタリング等の継続的なフォローを実施した。(継続的なフォロー案件7件)

また、業況注視案件の効率的かつ適切な継続的フォローを実施するために、そのマニュアルの作成を検討した。

【リスク管理債権比率】#11

○ 平成18年度においては、貸出条件緩和債権について改善計画に沿った経営の見直し状況をきめ細かく継続的にフォローすることに努め、貸出条件緩和債権の正常化が図られた。

また、新規案件については適正な審査を行った結果、貸出条件緩和債権は前年度と比較し約32億円の減少となった。

しかしながら、医療・介護施設を取り巻く経営環境は益々厳しさを増し、それに伴い3か月以上の延滞先が昨年度に比して大幅に増加したことに加えて、経営破綻、民事再生開始となった先も増加し、平成18年度リスク管理債権比率は1.50%（前年比+0.27%）となった。

| 区 分 | 平成18年 3月末 | 平成19年 3月末 |
|-----------|--------------------|--------------------|
| リスク管理債権比率 | 1.23% | 1.50% |
| 破綻先債権 | 0.09% | 0.18% |
| 6か月以上延滞債権 | 0.49% | 0.57% |
| 3か月以上延滞債権 | 0.02% | 0.20% |
| 貸出条件緩和債権 | 0.63% | 0.55% |
| リスク管理債権 | (百万円) 42,328 | (百万円) 51,229 |
| 総貸付残高 | (百万円) 3,435,572 | (百万円) 3,420,990 |

(注) 総貸付残高には、貸付受入金を含む。

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|--|--|---|--|
| <p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(2) 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。</p> | <p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(6) 福祉医療貸付の原資についての自己資金調達の拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM（資産負債管理）システムを活用する。そのうえで、市場動向を見極めながら、次のような方策を選択し、適用する。</p> <p>① 調達市場の金利動向を見極めながら、金利リスクを最小化するための財投機関債の発行期間を検討する。</p> <p>② 調達の状況を反映した貸付条件の改定等を行う。</p> <p>③ 貸付の動向を踏まえた長期借入金と自己資金調達の割合をコントロールする。</p> <p>また、調達に関しリスクヘッジを行う金融商品や産担保証券（ABS）の活用可能性を調査・研究する。</p> | <p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(7) ALM（資産負債管理）システムを活用して、貸付事業に係る財務構造の状況の定期的な把握及び予算要求等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、職員に対して、ALMモデル分析の理解を深め、分析手法を習得するための研修等を実施する。</p> <p>また、貸付、債権管理、経理等の担当部署が保有する信用リスクに係る情報を総合的に把握し、共有化するための仕組みづくりに取り組むとともに、信用リスク分析のためのモデルを構築する。</p> <p>他法人の資産担保証券（ABS）の発行状況等の情報収集に努めるとともに、発行環境及び発行条件の分析を行う。</p> | <p>【ALMシステムの活用】 #12</p> <p>○ 平成18年度においては、月次モデルを用いて、平成17年度決算データに基づくマチュリティラダー及びデュレーションの状況分析、財投機関債発行方針策定のための財投機関債がALMバランスに与える影響の試算、平成19年度予算要求に向けた貸付残高の試算等を行い、経営企画会議等に報告した。</p> <p>【信用リスクモデル分析の実施】 #13</p> <p>○ 平成17年度に構築した「リスク管理債権比率推計モデル」について、平成17年度信用リスク管理債権の遷移実績をもとにデータの更新を行うとともに、当モデルの運用上の留意点、問題点について担当職員間の共通認識形成等を目的とし、手順書（マニュアル）を作成した。また、金融業務に係るリスク（信用リスク、市場関連リスク）管理の現状につき整理を行った。</p> <p>【資産担保証券（ABS）の発行環境等の分析】 #14</p> <p>○ 資産担保証券（ABS）について、他法人の発行状況等の情報を収集し、発行環境及び発行条件の分析を行った。</p> |

| 中期目標 | | 中期計画 | | 18年度計画 | | 18年度の業務の実績 | |
|--|--|---|---|--|----|---|--|
| | | 第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 (7) 電子政府化については、政府及び厚生労働省の電子政府構築計画における独立行政法人の在り方に即し、各事業の業務の整理・合理化を踏まえ、適切に対応する。 | | 第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 (8) 効率的な事務処理を推進する観点から、電子申請に適用する業務の検討を行うとともに、機構の情報システムの利活用についても併せて検討する。 | | 【電子政府化への対応】 #15 ○ 【長寿・子育て・障害者基金事業】（【助成手続きの電子化の実施方針検討】）を参照 ○ 【退職手当共済事業】（【掛金納付対象職員届の電子申請化の検討】）を参照 ○ 業務の電子化及びWAM NETの利活用について調査・検討を行った。 | |
| 評価の視点 | | 自己評価 | A | 評価項目 2 | 評価 | A | |
| ○ 事業部門毎の業務目標が設定され、適切な進行管理が行われているか。 ○ 機構にふさわしい管理会計の仕組みについて調査・検討を行い、導入計画を策定し、計画に沿った取り組みを行ったか。 ○ リスク管理を担当する委員会が設置・運営されるなど、機構業務全般にリスク管理体制が確立されているか。 その際、業務委託先や助成先も含めた業務上の問題点の把握も行われているか。 ○ 福祉医療貸付事業については、リスク管理の改善が図られ、リスク管理債権比率が中期計画の数値を達成しているか。 なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化や貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。 | | (理由及び特記事項) 【業務目標の適切な管理】 #7 ○ 各事業部門は中期計画と連動して平成18年度の業務目標を定めるとともに、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開した。これらの組織目標及び個人目標は、QMSと人事評価制度に基づき適切に進行管理が行われ、平成18年度においても、機構業務全般にわたり高い実績を上げることができた。 【管理会計制度の検討】 #8 ○ 集団経営指導事業において費用対効果測定の基礎データの収集を行い、分析手法の検討を進めた。 【事務リスクへの対応】 #9 ○ 受託金融機関に対する監査の結果を整理し、債権保全に問題がある事項について、事業部に報告するとともに、リスク回避となる方策を提案した結果、様式の改正等により改善措置された。 ○ 事務リスク部会とISO部会とを統合し総合的管理が行える体制を整備するとともに、QMS内部監査等によって抽出した事務リスク（業務運営における課題等）の改善とフォローアップを効果的に行える仕組みを講じることができた。 【リスク管理債権比率】 #10,11 ○ リスク管理債権を適正に管理するために、新規延滞等の状況把握、発生要因分析を行い債権管理部門と貸付担当部門との連携の強化を図り、積極的な債権回収を実施した。特に貸出条件緩和債権について改善計画に沿った経営の見直し状況を細かくフォローし、当該債権の正常化に努めた。しかしながら、医療・介護施設等を取り巻く経営環境が厳しくなり、平成18年度リスク管理債権比率は1.50%（前年比+0.27%）となった。 | | ○ 業務目標の設定について目標達成状況は良好であり評価する。 ○ 診療報酬・介護報酬の改定による施設の経営環境の悪化に伴い、今後のリスク管理債権比率の増大が予測される。対策は難しいと思うが、適切な対応を期待する。 ○ 各項目で目標を上回っており評価する。 ○ リスク管理委員会の適切な運営等、チェック体制が整っている事を評価する。 | | | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>○ 定期的な財務構造の把握、財投機関債の発行期間の検討及び貸付条件の見直し等にALMシステムが適切に活用されているか。</p> <p>○ 各事業の整理・合理化を踏まえ業務の電子化に適切に対応できているか。 なお、本事項の遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範囲での実施となる事情を考慮する。</p> <p>○ システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。</p> <p>○ 業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務・システムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。</p> | <p>【ALMシステムの活用等】 #12,13</p> <p>○ 予算要求・制度改正等のタイミングに合わせ、ALMシステムによる各種の試算・分析を実施し、平成19年度事業の貸付条件等の意思決定及び平成19年度における財投機関債の発行等に関する意思決定に有効に活用することができた。</p> <p>○ 平成17年度に構築したリスク管理債権比率推計モデルについて、データの更新を行うとともに、手順書（マニュアル）を作成し、モデルの精度向上等に努めた。</p> <p>【資産担保証券（ABS）の発行環境等の分析】 #14</p> <p>○ 資産担保証券（ABS）については、平成17年度に基礎的な調査を終了したが、コスト面に課題があり、平成18年度においては、他法人の発行状況等の情報を収集し、発行環境及び発行条件の分析を進めた。</p> <p>【電子政府化への対応】 #15</p> <p>○ 長寿・子育て・障害者基金事業における電子申請の範囲と仕組みについて検討を進めた。</p> <p>○ 退職手当共済事業における掛金納付対象職員届にかかる電子申請システムを構築することができた。</p> <p>【システムの監査及び刷新可能性調査】 #21</p> <p>○ 業務・システムの最適化の実施に向けて、システム監査及び刷新可能性調査を計画どおりに実施することができた。 また、システム監査指摘事項への対応としてシステム運用等外部委託業者からの報告様式、納品様式の統一を行うことができた。</p> <p>○ 情報化統括責任者（CIO）補佐官による研修を実施し、職員のITリテラシーの向上に努めた。</p> | |
|---|--|--|

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---------|---------|------------|------------|
|---------|---------|------------|------------|

第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項

(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減
 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の額を節減すること。
 なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、事業開始年度である平成16年度と比べて9%程度の額を節減すること。
 また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費及び業務経費等の経費（承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。）については、中期目標の期間の最終の事業年度において、業務開始年度である平成18年度と比べて3%程度の額を節減すること。
 さらに、福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて5%程度の削減を目指すこと。この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた政策的要請や金融情勢の変化により影響を受けることについて配慮する。
 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。
 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(8) 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。
 なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、事業開始年度である平成16年度と比べて9%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。
 また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費及び業務経費等の経費（承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。）については、中期目標の期間の最終の事業年度において、業務開始年度である平成18年度と比べて3%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。
 さらに、福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて5%程度の削減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。この場合、社会経済情勢の変化による影響を考慮する。
 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に、人件費について、5%以上の削減を行う。これを實現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、平成17年度を基準として2%以上の削減に取り組むこととする。
 ただし、平成18年度に承継される年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準とする。
 併せて、国家公務員の給与構造改革も踏まえ、引き続き、勤務実績の給与への反映等の取組を行う。

第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(9) 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、引き続き効率的な利用に努める。
 なお、承継年金住宅融資等管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費、業務経費等の経費（承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。）については、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努める。
 また、福祉医療貸付事業については、事業費削減に関する中期目標の達成に向けて継続的に取組を行う。
 「行政改革の重要方針」を踏まえ、組織のスリム化を図りつつ、人材の機能的な活用を推進し、職員数の抑制に努め、人件費の削減に取り組む。

【一般管理費等の削減】#16

○ 機構においては、一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費について、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、以下のとおり各年度別の削減対象経費額の目標値を定め、各年度の予算を作成することとしている。
 ○ 平成18年度においては、平成14年度と比較して、経費を10.3%削減した予算を作成し、その執行に当たり、業務計画の見直し等による節約等を行った結果、一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費を予算に対して98.3%の執行に抑えることができた。
 また、承継年金住宅融資等管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費、業務経費等の経費（承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。）については、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努めることができた。

《一般管理費(労災年金担保貸付事業に係るものを除く)、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費》

(単位：百万円、%)

| 項 目 | 14年度 基準年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|-------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 削減対象 経 費 | 5,901 | 2,889 | 5,618 | 5,456 | 5,295 | 5,133 |
| 対14年度比 | 100.0 | 49.0 | 95.2 | 92.5 | 89.7 | 87.0 |

※ 17年度には、特殊要因分である社会福祉施設職員等退職手当共済法改正に伴うシステム開発等経費(80百万円)は含まない。
 ※ 15年度は、独立行政法人設立後の6か月分を計上している。

〈添付資料：5,6〉

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--------------|------------|---|------|--------------|------|------|------|--------|----|----|----|----|--------|-------|------|------|------|
| | | | <p>【労災年金担保貸付事業に係る経費の削減】 #17</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構においては、労災年金担保貸付業務経費等の経費について、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、以下のとおり各年度別の削減対象経費額の目標値を定め、各年度の予算を作成することとしている。 ○ 平成18年度においては、平成16年度と比較して、経費を6.0%削減した予算を作成し、その執行に当たり、業務計画の見直し等による節約等を行った結果、予算に対して81.8%の執行に抑えることができた。 <p>≪労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付事業に係る業務経費等の経費≫</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円、%)</p> <table border="1" data-bbox="2211 863 2884 1052"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>16年度 基準年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削減対象経費</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>34</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>対16年度比</td> <td>100.0</td> <td>97.0</td> <td>94.0</td> <td>91.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【福祉医療貸付事業費の削減】 #18</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療貸付事業費については、平成18年度において平成14年度と比較して13.7%削減した予算を設定し、その範囲内での執行となった。 <p>【人件費の削減】 #19</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を確実に実行するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、人件費削減に取り組んだ。 | 項 目 | 16年度 基準年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 削減対象経費 | 36 | 35 | 34 | 33 | 対16年度比 | 100.0 | 97.0 | 94.0 | 91.0 |
| 項 目 | 16年度 基準年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 削減対象経費 | 36 | 35 | 34 | 33 | | | | | | | | | | | | | | |
| 対16年度比 | 100.0 | 97.0 | 94.0 | 91.0 | | | | | | | | | | | | | | |

| 評価の視点 | 自己評定 | A | 評価項目 3 | 評定 | A |
|---|---|---|--------|--|---|
| <p>○ 一般管理費（労災年金担保貸付事業並びに承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費、業務経費等の経費を除く。）、福祉保健医療情報サービス事業等の削減対象経費について、中期計画予算における一般管理費、人件費、各業務経費及び減価償却費の合算額が、平成14年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。</p> <p>なお、削減対象経費のうち自己収入を得るために要した費用については考慮する。</p> <p>○ 労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の削減対象経費について、平成16年度においては、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努めるとともに、平成17年度以降においては、中期計画予算における一般管理費、人件費及び業務経費の合算額が、平成16年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業費の削減対象経費について、中期計画予算における支払利息、業務委託費、債券発行諸費及び貸付回収金充当費の合計額が平成14年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。</p> <p>なお、この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた政策的要請による貸付残高の変動や金融情勢の変化に伴う金利変動による影響を控除する。</p> <p>○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費、業務経費等の削減対象経費について、平成18年度においては、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努めるとともに、平成19年度においては、中期計画予算における一般管理費、人件費及び業務経費の合算額が、平成18年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。</p> <p>○ 一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて5%以上の削減を行うための取組を進めたか。</p> <p>○ 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。</p> | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【一般管理費等の削減】#16</p> <p>○ 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、平成18年度において常勤職員数を抑制する等、人件費の削減等を行った結果、一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費が予算額に対し98.3%の執行となり、削減を行うことができた。</p> <p>【労災年金担保貸付事業に係る経費の削減】#17</p> <p>○ 平成18年度において他の勘定と同様に常勤職員数を抑制する等、人件費の削減を行った結果、一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費が予算額に対し81.8%の執行となり、削減を行うことができた。</p> <p>【福祉医療貸付事業費の削減】#18</p> <p>○ 福祉医療貸付事業費については、金利情勢の変化に伴う当該影響を控除した平成18年度における支払利息、業務委託費、債券発行諸費の合計額が平成14年度の相当経費と比較し、13,637百万円の削減を行い、対平成14年度83.9%の執行を行うことができた。</p> <p>【承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費の削減】#16</p> <p>○ 承継年金住宅融資等管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費、業務経費等の経費（承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。）については、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努めることができた。</p> <p>【人件費の削減】#19</p> <p>○ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を確実に実行するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、人件費削減に取り組んだ。</p> <p>【人事評価結果の反映の拡大】#4</p> <p>○ 国家公務員の給与構造改革に先んじて、平成16年4月に役員報酬の引下げを実施したほか、職員給与についても平成17年1月から職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした給与水準の引下げを行った。また、平成16年度から人事評価制度を導入し、賞与について、平成17年6月期から成績が良好な職員に対して支給率に差を設けてきたが、平成18年6月期からは成績が特に良好な職員についてその差を更に拡大するとともに、12月期からは成果が出せなかった職員に対しても支給率に差を設けることとした。</p> | | | <p>○ 業務の管理と充実、そして効率化の目標達成状況は良好であり評価する。</p> <p>○ 各項目全般について、目標を達成しており評価する。</p> <p>○ 計画を上回る達成を評価する。</p> | |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---------|---------|------------|------------|
|---------|---------|------------|------------|

第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項

(4) 利用者に対するサービスの向上
個人情報保護に配慮しつつ、利用者情報の総合化や利用者に対する調査の実施により、業務運営における利用者対応の充実を図ること。

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(9) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、ホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。また、利用者対応の迅速化、利用者の利便性の向上に資するため、顧客情報の総合化を、各事業の横断的な連携を踏まえ、段階的に推進する。

第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(10) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、引き続きホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。

【ホームページを活用した迅速かつ正確な情報提供】#20

- 機構のサービスの利用者等の利便性の向上を図るため、ホームページに全ての事業についての事業概要、制度案内、利用手続等を掲載し、迅速かつ正確な情報提供を行った。
- また、機構のホームページは利用者等への情報発信源であり、利用者等の関心が高い情報については、速やかに最新の情報を「新着情報」として掲載し、その周知徹底を図った。
なお、平成18年度に新設又は更新した主な重要情報は、以下のとおりである。

| 事 業 等 | 平成18年度実施状況 |
|-----------------|---|
| 福祉医療貸付事業 | ・貸付金利の改定情報(10回更新) ・福祉貸付における協調融資制度の概要と契約締結金融機関(7回更新) |
| 福祉医療経営指導事業 | ・平成18年度セミナーの開催案内 |
| 長寿・子育て・障害者基金事業 | ・平成19年度募集要領 ・平成17事業年度分事後評価結果 |
| 退職手当共済事業 | ・社会福祉施設等退職手当共済制度の改正に伴う改正約款及び様式記載例 |
| 心身障害者扶養保険事業 | ・平成17年度決算に基づく心身障害者扶養保険財務状況将来予測 |
| 年金担保貸付事業 | ・貸付金利の改定情報(5回更新) ・悪質な貸金業者に対する注意喚起のための具体的事例 ・生活保護受給中の者に対する年金担保貸付の利用制限のお知らせ |
| 労災年金担保貸付事業 | ・貸付金利の改定情報(9回更新) ・悪質な貸金業者に対する注意喚起のための具体的事例 ・生活保護受給中の者に対する労災年金担保貸付の利用制限のお知らせ |
| 承継年金住宅等債権管理回収業務 | ・新設 |
| 承継教育資金貸付けあっせん業務 | ・新設 |

| | | | | |
|-------------------------------------|---|---|----|--|
| 評価の視点 | 自己評定 | — | 評定 | |
| ○ 利用希望者の利便性を向上させるため、どのような措置が講じられたか。 | (理由及び特記事項) 【ホームページを活用した迅速かつ正確な情報提供】#20 事業毎の実績で評価 | | | |

| 中期目標 | | 中期計画 | | 18年度計画 | | 18年度の業務の実績 | |
|--|--|---|---|--|----|---|--|
| 第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 (5) 業務・システムの最適化の実施 福祉医療貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の業務の見直しと併せて、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。 このため、当該事業等に係る業務・システムの監査及び刷新可能性調査を実施し、これらを踏まえ、平成19年度までに業務・システムの最適化計画を策定し、公表すること。 | | 第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 (10) 業務・システムの最適化の実施のため、福祉医療貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の業務の見直しと併せて、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る。 このため、当該事業等に係る業務・システムの監査及び刷新可能性調査を実施し、これらを踏まえ、平成19年度までに業務・システムの最適化計画を策定し、公表する。 | | 第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 (11) 業務・システムの最適化の実施に向けて、システムの監査、刷新可能性調査、業務・システムの最適化計画策定のための業者と契約を締結し、対象となるシステムの監査及び刷新可能性調査を行う。 | | 【システムの監査及び刷新可能性調査】#21 ○ 業務・システムの最適化の実施に向けて、システムの監査、刷新可能性調査、業務・システムの最適化計画策定のための業者と平成18年4月に契約を締結し、対象となるシステムの監査を6月から9月に、刷新可能性調査を10月から3月に実施した。 ○ 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、職員のITリテラシーの向上を図るため、情報化統括責任者(CIO)補佐官による研修を実施した。(開催回数:4回、参加者数:217人) | |
| 評価の視点 | | 自己評価 | — | | 評価 | | |
| ○ システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を行ったか。 ○ 業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務・システムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。 | | (理由及び特記事項) 【システムの監査及び刷新可能性調査】#21 評価項目2で評価 | | | | | |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|--|----------|--|--|----|-------|--|-------------|-------|--|-------------|--------|-----------|-------------|--------|------------|-----------|--------------|--|-----|--|------------------|--|--|----|-------|--|-------------|-------|--|-------------|--------|-----------|-------------|--------|------------|-----------|--------------|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>独立行政法人通則法第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとった措置</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>また、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。）に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施すること。</p> | <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>また、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。）に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施する。</p> | <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業に係る貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1546 1010 2190 1478"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成18事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">383,700,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td style="text-align: right;">419,700,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原 資</td> <td>財政融資資金借入金</td> <td style="text-align: right;">330,100,000</td> </tr> <tr> <td>貸付回収金等</td> <td style="text-align: right;">89,600,000</td> </tr> <tr> <td>(うち財投機関債)</td> <td style="text-align: right;">(81,500,000)</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | | 平成18事業年度 | | | 千円 | 貸付契約額 | | 383,700,000 | 資金交付額 | | 419,700,000 | 原 資 | 財政融資資金借入金 | 330,100,000 | 貸付回収金等 | 89,600,000 | (うち財投機関債) | (81,500,000) | <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業に係る貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" data-bbox="2237 1010 2881 1478"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成18事業年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">276,485,600</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td style="text-align: right;">307,221,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原 資</td> <td>財政融資資金借入金</td> <td style="text-align: right;">253,600,000</td> </tr> <tr> <td>貸付回収金等</td> <td style="text-align: right;">53,621,000</td> </tr> <tr> <td>(うち財投機関債)</td> <td style="text-align: right;">(49,978,000)</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | | 平成18事業年度 (実績) | | | 千円 | 貸付契約額 | | 276,485,600 | 資金交付額 | | 307,221,000 | 原 資 | 財政融資資金借入金 | 253,600,000 | 貸付回収金等 | 53,621,000 | (うち財投機関債) | (49,978,000) |
| 区 分 | | 平成18事業年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付契約額 | | 383,700,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資金交付額 | | 419,700,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原 資 | 財政融資資金借入金 | 330,100,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 貸付回収金等 | 89,600,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (うち財投機関債) | (81,500,000) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | | 平成18事業年度 (実績) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付契約額 | | 276,485,600 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資金交付額 | | 307,221,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原 資 | 財政融資資金借入金 | 253,600,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 貸付回収金等 | 53,621,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (うち財投機関債) | (49,978,000) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|------|------|--------|------------|
|------|------|--------|------------|

第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項

1 福祉医療貸付事業

(1) 業務運営の効率化に関する事項

ア 国の福祉政策や医療政策における政策目標を着実に推進するため、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い融資内容となるよう努めること。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 国の政策と密接に連携し、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等に基づく介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備を推進するとともに、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。また、国の要請に基づき、災害、民間金融機関の貸し渋り等への緊急措置等に臨機応変に対応する。

こうした政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策優先度に応じて重点化した融資メニューや合理的な金利体系への改善を図ることにより費用対効果を高めていく。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 福祉医療貸付事業については、国の政策と密接に連携し、国の指針等に即して地方公共団体が策定する公的介護施設等の整備計画及び次世代育成支援に関する行動計画に基づく整備並びに自立支援法施行に伴う新たなサービス体系に即応した整備等、介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備に積極的に貢献する。

併せて、医療制度改革に対応して医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。

なお、これらの整備に係る貸付けに当たっては、国の交付金制度の変更を踏まえ、適切な対応を図る。

【福祉貸付事業の実績】 #22

○ 平成18年度の福祉貸付事業における貸付審査の実績は、以下のとおりである。

《貸付審査の実績》

(金額：百万円)

| 施設の種類の | 貸付審査の実績 | | | |
|-------------|---------|--------|---------|--------|
| | 件数 | 割合 | 金額 | 割合 |
| 老人福祉関係施設 | 326 | 38.5% | 110,600 | 82.6% |
| うち特別養護老人ホーム | 256 | 30.2% | 101,145 | 75.5% |
| 児童福祉関係施設 | 270 | 31.8% | 13,112 | 9.8% |
| うち保育所 | 234 | 27.6% | 10,998 | 8.2% |
| 障害者福祉関係施設 | 247 | 29.1% | 9,435 | 7.0% |
| その他 | 5 | 0.6% | 771 | 0.6% |
| 計 | 848 | 100.0% | 133,918 | 100.0% |

※ 児童及び障害者福祉関係施設には「つなぎ資金」の128件分を含んでいる。(児童10件、障害118件)

【福祉貸付に係る政策適合性】 #23

補助金等が交付された施設に対する融資

○ 平成18年度の福祉貸付事業においては、国及び地方公共団体の政策を支援する観点から、老人福祉関係施設については地域介護・福祉空間整備等交付金及び都道府県等の補助金が交付された施設整備、児童福祉関係施設については次世代育成支援対策施設整備交付金等の補助金が交付された施設整備、障害者福祉関係施設については自立支援法施行に伴う新たなサービス体系に即応した施設整備等の補助金が交付されたものに対して重点的融資を実施した。

なお、平成18年度の機構融資(720件)の99.7%(718件)が交付金等の補助金が交付された施設に対する融資となっている。

※ 機構融資件数には「つなぎ資金」を含まない。

地域密着型サービスに対する融資

○ 介護保険制度改革に伴う小規模多機能型居宅介護事業等の地域密着型サービスに対する融資については、平成19年3月末現在で91件の貸付審査を行った。

※ なお、貸付審査件数の91件については、当該事業を主たる事業としたものみの件数である。

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---------|---------|------------|------------|
|---------|---------|------------|------------|

| 施 設 の 種 類 | 貸付審査の実績 (つなぎ資金を除く) | うち交付金等の補助金 が交付された施設整備 |
|-----------|-----------------------|--------------------------|
| 老人福祉関係施設 | 326件 | 325件 |
| 児童福祉関係施設 | 260件 | 260件 |
| 障害者福祉関係施設 | 129件 | 129件 |
| そ の 他 | 5件 | 4件 |
| 計 | 720件 | 718件 |

障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例貸付

- 障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年4月及び10月から新体系等に移行する事業者について、運営費の支払が約3か月遅れることにより、事業者の資金繰りが苦しくなることから、つなぎ資金(経営資金)について特例貸付を行い、平成19年3月末現在で128件の貸付審査を行った。

〈添付資料：7〉

【医療貸付事業の実績】 #24

- 平成18年度の医療貸付事業における貸付審査の実績は、以下のとおりである。

《貸付審査の実績》

(金額：百万円)

| 区 分 | 病院 | 診療所 | 介護老人 保健施設 | その他 | 計 |
|---------|--------|--------|--------------|-------|---------|
| 審 査 件 数 | 67 | 135 | 56 | - | 258 |
| (構成割合)% | (26.0) | (52.3) | (21.7) | (-) | (100.0) |
| 審査承認金額 | 73,421 | 7,013 | 32,097 | - | 112,531 |
| (構成割合)% | (65.3) | (6.2) | (28.5) | (-) | (100.0) |

※件数とは施設件数である。

※療養病床の再編成に伴う経営安定化資金を除く。

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--------------|------------|---|--------|--------------|--|--|--|------|--|---------|--|-------|----|-----|----|-----|----|----|-------|-----|-------|---------|-------|------|-------|-------|-----|------|-----|-----|----|---------|-------|-------|-------|-------|---|------|-------|-----|-------|-------|--------------|--|---|--|---------|--|-------|----|-----|----|-----|----|-----|-------|-----|--------|---------|-------|-------|--------|--------|-----|----|---|------|-----|---------|------|------|--------|--------|---|-----|-------|------|--------|
| | | | <p>【医療貸付に係る政策適合性】 #25</p> <p>病院の病床不足地域及び診療所不足地域に対する融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、病院の病床不足地域及び診療所不足地域における施設整備に対し優遇金利を適用し、都道府県医療計画に即した施設の整備を推進した。 ○ 平成18年度の病院病床・診療所不足地域及び充足地域に対する貸付審査の実績は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="2228 741 2881 1087"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="4">病院病床・診療所不足地域</th> </tr> <tr> <th colspan="2">新築資金</th> <th colspan="2">甲種増改築資金</th> </tr> <tr> <th>資金の種類</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>9件</td> <td>1,354</td> <td>23件</td> <td>6,254</td> </tr> <tr> <td>(構成割合)%</td> <td>13.4%</td> <td>8.5%</td> <td>34.3%</td> <td>39.0%</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>117件</td> <td>256</td> <td>16件</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>(構成割合)%</td> <td>86.7%</td> <td>79.0%</td> <td>11.8%</td> <td>21.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>126件</td> <td>1,610</td> <td>39件</td> <td>6,322</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="2228 1119 2881 1472"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">病院病床・診療所充足地域</th> <th colspan="2" rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">乙種増改築資金</th> </tr> <tr> <th>資金の種類</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>35件</td> <td>8,415</td> <td>67件</td> <td>16,023</td> </tr> <tr> <td>(構成割合)%</td> <td>52.3%</td> <td>52.5%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>2件</td> <td>0</td> <td>135件</td> <td>324</td> </tr> <tr> <td>(構成割合)%</td> <td>1.5%</td> <td>0.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>37件</td> <td>8,415</td> <td>202件</td> <td>16,347</td> </tr> </tbody> </table> <p>中小規模病院に対する融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 200床未満の中小規模病院は、大規模病院に比べ必ずしも経営資源が良好とは言えず、資金調達に困難を伴う傾向があるため、これらの病院の施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率（90％）を適用し、医療の進歩に合わせた施設の更新、病床不足地域における施設の整備が円滑に行われるようその支援を行った。 | 施設の種類 | 病院病床・診療所不足地域 | | | | 新築資金 | | 甲種増改築資金 | | 資金の種類 | 件数 | 病床数 | 件数 | 病床数 | 病院 | 9件 | 1,354 | 23件 | 6,254 | (構成割合)% | 13.4% | 8.5% | 34.3% | 39.0% | 診療所 | 117件 | 256 | 16件 | 68 | (構成割合)% | 86.7% | 79.0% | 11.8% | 21.0% | 計 | 126件 | 1,610 | 39件 | 6,322 | 施設の種類 | 病院病床・診療所充足地域 | | 計 | | 乙種増改築資金 | | 資金の種類 | 件数 | 病床数 | 件数 | 病床数 | 病院 | 35件 | 8,415 | 67件 | 16,023 | (構成割合)% | 52.3% | 52.5% | 100.0% | 100.0% | 診療所 | 2件 | 0 | 135件 | 324 | (構成割合)% | 1.5% | 0.0% | 100.0% | 100.0% | 計 | 37件 | 8,415 | 202件 | 16,347 |
| 施設の種類 | 病院病床・診療所不足地域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 新築資金 | | 甲種増改築資金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資金の種類 | 件数 | 病床数 | 件数 | 病床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 病院 | 9件 | 1,354 | 23件 | 6,254 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (構成割合)% | 13.4% | 8.5% | 34.3% | 39.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 診療所 | 117件 | 256 | 16件 | 68 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (構成割合)% | 86.7% | 79.0% | 11.8% | 21.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 126件 | 1,610 | 39件 | 6,322 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設の種類 | 病院病床・診療所充足地域 | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 乙種増改築資金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資金の種類 | 件数 | 病床数 | 件数 | 病床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 病院 | 35件 | 8,415 | 67件 | 16,023 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (構成割合)% | 52.3% | 52.5% | 100.0% | 100.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 診療所 | 2件 | 0 | 135件 | 324 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (構成割合)% | 1.5% | 0.0% | 100.0% | 100.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 37件 | 8,415 | 202件 | 16,347 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------|---------|------------|------------|
| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---------|---------|------------|------------|

| | | | <p>○ 平成18年度の病床規模別の貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width:33%;">審査件数 (平成18年度)</th> <th style="width:33%;">200床未満の病院 の審査件数</th> <th style="width:33%;">割 合</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">67件</td> <td style="text-align: center;">34件</td> <td style="text-align: center;">50.7%</td> </tr> </table> <p>臨床研修病院及び近代化整備事業に対する融資</p> <p>○ 国の医療政策に即し、臨床研修病院の整備及び老朽病院の円滑な建替えを推進するため、これらの施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率（90%）を適用し、整備の支援を行った。</p> <p>なお、病床充足地域における近代化整備事業は、病床の削減を伴う老朽病院の建替えであり、機構融資においては融資率の特例に加えて、金利においても特例措置（優遇金利の適用）を講じている。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width:33%;">審査件数 (平成18年度)</th> <th style="width:33%;">臨床研修病院及び近代化整備事業の審査件数</th> <th style="width:33%;">割 合</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">67件</td> <td style="text-align: center;">21件</td> <td style="text-align: center;">31.3%</td> </tr> </table> <p>医療の機能分化の推進</p> <p>○ 平成15年8月に厚生労働省が策定した「医療提供体制の改革ビジョン」に掲げられた施策の推進に貢献するため、平成18年度においては、医療の機能分化の観点から以下のとおり貸付審査を行い、特定病院等の整備促進に努めた。平成18年度の特定病院等の審査件数は59件であり、全病院の審査件数67件に対し、88.1%を占めている。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;">病 院 の 種 類</th> <th style="width:20%;">平成18年度 貸付審査の実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医育機関附属病院（大学病院）</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td>臨 床 研 修 病 院</td> <td style="text-align: center;">19件</td> </tr> <tr> <td>200床以上の精神（指定）病院</td> <td style="text-align: center;">13件</td> </tr> <tr> <td>100床以上の医師会立開放型病院</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td>100床以上の特殊診療機能を有する病院</td> <td style="text-align: center;">30件</td> </tr> <tr> <td>療養病床を有する病院</td> <td style="text-align: center;">30件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※該当項目重複有り。</p> | 審査件数 (平成18年度) | 200床未満の病院 の審査件数 | 割 合 | 67件 | 34件 | 50.7% | 審査件数 (平成18年度) | 臨床研修病院及び近代化整備事業の審査件数 | 割 合 | 67件 | 21件 | 31.3% | 病 院 の 種 類 | 平成18年度 貸付審査の実績 | 医育機関附属病院（大学病院） | 1件 | 臨 床 研 修 病 院 | 19件 | 200床以上の精神（指定）病院 | 13件 | 100床以上の医師会立開放型病院 | 1件 | 100床以上の特殊診療機能を有する病院 | 30件 | 療養病床を有する病院 | 30件 |
|---------------------|----------------------|-------|---|------------------|--------------------|-----|-----|-----|-------|------------------|----------------------|-----|-----|-----|-------|-----------|-------------------|----------------|----|-------------|-----|-----------------|-----|------------------|----|---------------------|-----|------------|-----|
| 審査件数 (平成18年度) | 200床未満の病院 の審査件数 | 割 合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 67件 | 34件 | 50.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査件数 (平成18年度) | 臨床研修病院及び近代化整備事業の審査件数 | 割 合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 67件 | 21件 | 31.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 病 院 の 種 類 | 平成18年度 貸付審査の実績 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医育機関附属病院（大学病院） | 1件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 臨 床 研 修 病 院 | 19件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 200床以上の精神（指定）病院 | 13件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100床以上の医師会立開放型病院 | 1件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100床以上の特殊診療機能を有する病院 | 30件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 療養病床を有する病院 | 30件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 | | | | | | |
|--|--|---|--|-----|-----|----------|-------|----|-------|
| | | | <p>療養病床再編に伴う経営安定化資金の融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 療養病床の再編成に伴い、一時的に資金繰りに困難を来す病院等に対して、経営安定化資金として22件の審査実績を上げた。 <p>※審査実績</p> <table border="0"> <tr> <td>病 院</td> <td>21件</td> <td>1,354百万円</td> </tr> <tr> <td>診 療 所</td> <td>1件</td> <td>10百万円</td> </tr> </table> | 病 院 | 21件 | 1,354百万円 | 診 療 所 | 1件 | 10百万円 |
| 病 院 | 21件 | 1,354百万円 | | | | | | | |
| 診 療 所 | 1件 | 10百万円 | | | | | | | |
| <p>イ 政策融資としての機能を毎年点検することとし、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。また、中期目標期間中の新規契約分のうち、国の政策目的の達成のために特に定めるもの以外は、将来にわたる利差益を確保するよう事業運営を行うこと。</p> | <p>イ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度が低下したものに対しては、貸付対象、貸付条件、貸付形態等を見直す。</p> <p>こうした事業の効率化を進めることにより、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情によるものの外、新規契約分の利差額に関する中期目標を達成する。</p> | <p>イ 国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した上で、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。</p> | <p>【融資条件の見直し】#26</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊法人等整理合理化計画に伴う措置として、病院等融資について、政策融資としての機能を点検し、平成18年度においては、以下のとおり医療貸付の融資条件の見直しを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a アスベスト対策事業に係る融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ b 助産所、歯科技工所、医療従事者養成施設に対する貸付利率の見直し c 法令に基づく命令若しくは指示又はこれに代わる指導を受けて行われる乙種増改築事業に対する貸付利率の見直し d 調剤を専門とする薬局又は主として調剤を行う薬局に対する貸付利率の見直し e 「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に従って整備する疾病予防運動施設に対する融資率の引下げ <p style="text-align: right;">〈添付資料：8〉</p> | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|------|------|--------|--|
| | | | <p>○ また、福祉貸付においても、平成18年度において、以下のとおり見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a アスベスト対策事業に係る整備事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ b 耐震化等に係る改築・修繕等事業に対する融資率の引上げ c 災害復旧事業に係る整備事業に対する融資率の引上げ及び無利子期間の延長（2年以内から全期間へ） d 小規模多機能型居宅介護事業に係る施設の貸付対象化 e 基盤整備促進法に基づく有料老人ホーム等の整備事業に対する融資率の引下げ f 養成施設及び職員研修施設に対する貸付金利の見直し g 老人福祉センター、在宅複合型施設を融資対象から除外 h 障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例貸付（4月分及び10月以降の移行分） <p>【利差益の確保】 #27</p> <p>○ 平成18年度における福祉医療貸付事業における新規契約分の利差額の状況については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と資金調達金利差0.062%、利差額90百万円を確保することができた。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：9〉</p> |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|--|--|---|--|
| <p>ウ 既存施設の増改築や新設施設の中長期の需要動向を可能な限り事前予測することにより、事業の計画的な推進を図ること。</p> | <p>ウ 事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助整備状況を勘案し、利用者に対する定期調査を行うことにより中長期の需要動向の事前予測に努める。なお、福祉貸付については、国庫補助対象事業による整備動向を把握し、3プラン等重点分野に対し優先的に貸し付ける。</p> | <p>ウ 福祉貸付においては、国庫補助金又は交付金による対象事業の整備動向を把握するとともに、都道府県等地方公共団体に対する需要調査を行い、事業の計画的推進を図る。</p> <p>医療貸付においては、事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助金又は交付金による対象事業の整備動向を把握するとともに、利用者に対する定期調査について、医療制度改革を踏まえた調査項目の見直しを図る。</p> | <p>【福祉貸付の需要動向予測】#28</p> <p>○ 国の政策と密接に連携した融資を実施するため、都道府県等地方公共団体に対し、機構融資についての需要調査を行った。機構においては、この調査結果を踏まえ、政策優先度の高い事業を着実に支援するため、地方公共団体の交付金等が採択された事業を優先する取扱いとした。</p> <p>【医療貸付の需要動向予測】#29</p> <p>○ 医療貸付の中長期の需要動向について事前予測を行うため、以下の調査を実施した。</p> <p>a 平成18年5月に全国の民間病院のうち、WAMNET事業課でメールアドレスを把握している2,390施設に対し、施設整備の予定等に関するアンケート調査をメールで行い（回答率12.4%）、調査結果については、平成18年度の事業計画執行のための参考資料として活用した。</p> <p>b 平成18年9月には民間病院（7,457施設）に対して、医療制度改革を踏まえた調査項目等を盛り込んだ病院の施設整備動向調査に関するアンケート調査を郵送で行い（回収率30.8%）、調査結果については、医療制度改革の影響による設備投資動向を把握する参考資料として活用した。</p> <p>【医療貸付に係る懇談会の開催及び制度周知】#30</p> <p>○ 今後の医療貸付業務の参考に資するため、平成19年1月に、現場で実際に経営の指揮をとる病院経営者や学識経験者との懇談会を開催し、医療制度改革が病院経営に与える影響や機構が果たすべき役割について意見を伺い、その内容を「WAM」等で広報した。</p> <p>また、融資相談会を開催する地域のうち、5か所の医師会と10か所の病院関係団体等に直接出向いて、医療貸付制度の周知を図った。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|---|--|--|---|
| <p>エ 民業補完の観点から、貸付対象となる事業の政策上の重要性を勘案しつつ、民間金融機関による融資の促進策等、民間資金の一層の活用を図る方策を検討し、段階的に導入すること。</p> | <p>エ 民業補完の観点から他の政策金融の例も参考にしつつ、民間金融機関との協調融資のあり方等を適宜検討し、中期目標期間中に民間資金の一層の活用を促す仕組みに改善する。</p> | <p>エ 政策優先度に応じて、融資率の変更等による融資条件の見直しを行い、より一層の民間資金の活用を促進する。</p> <p>福祉貸付における協調融資制度については、覚書締結金融機関の拡大を図るとともに制度の適切な運用に努める。</p> <p>なお、債権買取型の証券化等、間接金融の手法等について検討を行う。</p> | <p>【協調融資制度の活用】 #31</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度に審査した協調融資制度の対象となる社会福祉法人が整備する介護保険対象施設313件のうち、172件（55.0%）が同制度を利用した。 ○ また、協調融資制度における覚書締結金融機関は、平成17年度末の177機関から、平成18年度末で197機関に拡大した。 <p style="text-align: right;">〈添付資料：10〉</p> <p>【間接金融の検討】 #32</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 債権買取型の証券化等、間接金融の手法等についての課題等を整理した。 |

| 評価の視点 | 自己評価 | A | 評価項目 4 | 評価 | A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----|-------------|--|---|----|--------|--|--------|--|--|------|----|------|----|--------|------|----|------|----|-------------|-----|-------------|-----|-----|---|--|--|---|----|---|----|--------|------|----|------|----|------|----|------|----|-------------|-----|-----|---|-----|---|---|----|--|---|----|--|--|
| <p>○ ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プランや医療制度改革など、福祉及び医療の政策目標に沿った融資実績となっているか。</p> <p>○ 国の要請等を受けて、政策融資として災害、民間金融機関の貸し渋り等への緊急措置に臨機応変に対応できたか。</p> | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【福祉貸付事業の実績と政策適合性】 #22、23</p> <p>○ 平成18年度の福祉貸付事業において、老人福祉関係施設については地域介護・福祉空間整備等交付金及び都道府県等の補助金が交付された施設整備、児童福祉関係施設については次世代育成支援対策施設整備交付金等の補助金が交付された施設整備、障害者福祉関係施設については自立支援法施行に伴う新たなサービス体系に即応した施設整備等の補助金が交付されたものに対する融資件数（718件）が、機構全体の融資件数（720件。ただし、つなぎ資金を除く。）の99.7%を占め、国及び地方公共団体の政策に即した施設整備を支援することができた。</p> <p>○ 介護保険制度改革に伴う小規模多機能型居宅介護事業等の地域密着型サービスに対する融資については、平成19年3月末現在で91件の貸付審査を行った。</p> <p>○ 障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年4月及び10月から新体系等に移行する事業者に対する「つなぎ資金（経営資金）」の特例貸付の実施について、厚生労働省と調整を行い、迅速な対応を行うことができた。また、平成19年3月末現在で128件の貸付審査を行った。</p> <p>【医療貸付事業の実績と政策適合性】 #24、25</p> <p>○ 機構は、良質で効率的な医療提供を目指して施設整備を計画している医療機関の中で政策優先度の高い施設整備や資金調達が難しい施設整備に対して、融資条件を優遇し、国等の政策に即した施設整備を支援している。平成18年度の医療貸付事業において貸付審査した67件のすべてが、病床不足地域における病院の整備、200床未満の中小規模病院の整備又は特定病院の整備のいずれかに該当しており、政策性の高い融資を実施することができた。</p> | | | <p>○ 国の政策目標に沿った融資を実情にあわせて臨機応変に実施しており評価する。</p> <p>○ 療養病床からの転換に伴う政策融資への姿勢は評価できる。</p> <p>○ 医療計画との連携を図ることを期待する。</p> <p>○ 福祉及び医療の政策目標にそった融資実績であり評価する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1041 1400 1196 1442">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="1196 1400 1567 1442">病床不足地域</th> <th colspan="2" data-bbox="1567 1400 1932 1442">病床充足地域</th> </tr> <tr> <td></td> <th data-bbox="1205 1457 1457 1499">整備内容</th> <th data-bbox="1457 1457 1558 1499">件数</th> <th data-bbox="1576 1457 1828 1499">整備内容</th> <th data-bbox="1828 1457 1932 1499">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1041 1499 1196 1667" rowspan="4">200床以上</td> <td data-bbox="1205 1499 1457 1541">特定病院</td> <td data-bbox="1457 1499 1558 1541">13</td> <td data-bbox="1576 1499 1828 1541">特定病院</td> <td data-bbox="1828 1499 1932 1541">19</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1541 1457 1583">(うち近代化整備事業)</td> <td data-bbox="1457 1541 1558 1583">(1)</td> <td data-bbox="1576 1541 1828 1583">(うち近代化整備事業)</td> <td data-bbox="1828 1541 1932 1583">(2)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1583 1457 1625">その他</td> <td data-bbox="1457 1583 1558 1625">1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1625 1457 1667">計</td> <td data-bbox="1457 1625 1558 1667">14</td> <td data-bbox="1576 1625 1828 1667">計</td> <td data-bbox="1828 1625 1932 1667">19</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 1667 1196 1923" rowspan="4">200床未満</td> <td data-bbox="1205 1688 1457 1730">整備内容</td> <td data-bbox="1457 1688 1558 1730">件数</td> <td data-bbox="1576 1688 1828 1730">整備内容</td> <td data-bbox="1828 1688 1932 1730">件数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1730 1457 1772">特定病院</td> <td data-bbox="1457 1730 1558 1772">17</td> <td data-bbox="1576 1730 1828 1772">特定病院</td> <td data-bbox="1828 1730 1932 1772">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1772 1457 1814">(うち近代化整備事業)</td> <td data-bbox="1457 1772 1558 1814">(1)</td> <td data-bbox="1576 1772 1828 1814">その他</td> <td data-bbox="1828 1772 1932 1814">6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1814 1457 1856">その他</td> <td data-bbox="1457 1814 1558 1856">1</td> <td data-bbox="1576 1814 1828 1856">計</td> <td data-bbox="1828 1814 1932 1856">16</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1205 1856 1457 1898">計</td> <td data-bbox="1457 1856 1558 1898">18</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 区分 | 病床不足地域 | | 病床充足地域 | | | 整備内容 | 件数 | 整備内容 | 件数 | 200床以上 | 特定病院 | 13 | 特定病院 | 19 | (うち近代化整備事業) | (1) | (うち近代化整備事業) | (2) | その他 | 1 | | | 計 | 14 | 計 | 19 | 200床未満 | 整備内容 | 件数 | 整備内容 | 件数 | 特定病院 | 17 | 特定病院 | 10 | (うち近代化整備事業) | (1) | その他 | 6 | その他 | 1 | 計 | 16 | | 計 | 18 | | |
| 区分 | 病床不足地域 | | 病床充足地域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 整備内容 | 件数 | 整備内容 | 件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 200床以上 | 特定病院 | 13 | 特定病院 | 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (うち近代化整備事業) | (1) | (うち近代化整備事業) | (2) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 14 | 計 | 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 200床未満 | 整備内容 | 件数 | 整備内容 | 件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特定病院 | 17 | 特定病院 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (うち近代化整備事業) | (1) | その他 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | 1 | 計 | 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>○ どのような観点から融資メニューや金利体系の見直しが行われたか。</p> <p>○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、中期目標の定める利差益が確保されているか。 なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除する。</p> <p>○ 福祉貸付については、国庫補助対象事業による整備動向を適切に把握し、重点分野に対する貸付が優先されているか。</p> <p>○ 医療貸付については、整備計画、資金需要等に関するアンケート調査を実施し、中長期需要動向の予測に反映させているか。</p> <p>○ 民間金融機関との協調融資のあり方等についてどのような検討が行われ、民間資金の一層の活用を促す方向で適切な改善策が実施されたか。</p> | <p>○ 療養病床の再編成に伴い、一時的に資金繰りに困難を来す病院等に対して、経営安定化資金として22件の融資を実施することができた。</p> <p>【融資条件の見直し】 #26</p> <p>○ 特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、融資対象事業、融資条件等を政策上真に必要なものにしていくとの観点から、平成18年度においては、政策優先度の高い事業への融資拡大や融資率の引き上げ、制度変更に伴うつなぎ資金の特例融資の創設、民間資金を活用しやすい事業等の貸付金利の見直しなど、国の政策要請等を踏まえ、適切な見直しを行うことができた。</p> <p>【利差益の確保】 #27</p> <p>○ 平成18年度の福祉医療貸付事業における新規契約分の利差益については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と調達金利の金利差0.062%を確保することができた。</p> <p>【福祉貸付の需要動向予測】 #28</p> <p>○ 都道府県等地方公共団体に対し、機構融資についての需要調査を行い、この結果をもとに、平成18年度の融資方針を策定し、地方公共団体の交付金等が採択された事業を優先する取扱いとした。</p> <p>【医療貸付の需要動向予測等】 #29</p> <p>○ 医療貸付の中長期の需要動向の事前予測を行うため、平成18年5月にWAMNET事業課でメールアドレスを把握している施設に対し、施設整備の予定等に関するアンケート調査を、また、9月に全国の民間病院に対し、医療制度改革を踏まえた調査項目等を盛り込んだ病院の施設整備動向に関するアンケート調査を実施し、これにより、医療制度改革の影響による設備投資動向を把握することができた。</p> <p>【医療貸付に係る懇談会の開催及び制度周知】 #30</p> <p>○ 平成19年1月に病院経営者や学識経験者との懇談会を開催し、医療制度改革が与える影響や機構が果たすべき役割について意見を伺い、その内容をWAM等で広報することができた。 また、融資相談会を開催する地域の医師会や病院関係団体に直接出向いて、医療貸付制度の周知活動を実施することができた。</p> <p>【協調融資制度の効果的な運用】 #31</p> <p>○ 平成18年度に貸付審査した協調融資制度の対象となる融資案件313件のうち172件（55.0%）が同制度を利用したほか、覚書締結金融機関も平成17年度末の177機関から平成18年度末には197機関に拡大し、協調融資制度の効果的な運用を行うことができた。</p> | |
|---|---|--|

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|----|--------|--------|------|-----|-----|------|-----|-----|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>1 福祉医療貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 審査業務の迅速化により、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの年平均所要期間を、中期目標期間中に福祉貸付については4か月以内に、医療貸付については3か月以内に短縮すること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 相談・審査体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理化等により審査業務の迅速化を進め、審査期間に関する中期目標を達成する。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 継続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、審査期間に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、審査業務の迅速化に努める。 また、医療貸付においては審査内容の充実を図るため、新たな分析評価手法を構築し、その導入を図る。</p> | <p>【審査業務の迅速化】#33</p> <p>○ 平成18年度においては、引き続き審査業務の効率的実施に努め、以下のとおり、中期計画期間の目標値を上回ることができた。</p> <p>《借入申込受理から貸付内定通知までの平均所要期間》</p> <table border="1" data-bbox="2220 684 2875 827"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成18年度</th> <th>中期計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉貸付</td> <td>51日</td> <td>72日</td> </tr> <tr> <td>医療貸付</td> <td>41日</td> <td>48日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 特殊異例な案件を除いた平均所要期間</p> <p>【新たな分析評価手法の導入】#34</p> <p>○ 平成17年度まで使用していた評価手法に、定性面（非財務面）の評価を加えるなど、評価項目を増やした新たな分析評価手法を構築し、平成18年度審査から導入することにより審査精度の向上を図った。 また、融資相談においても活用し、財務格付の指標が悪い相手先については、償還の確実性について医療審査課と連携をとり対応した。</p> | 区分 | 平成18年度 | 中期計画期間 | 福祉貸付 | 51日 | 72日 | 医療貸付 | 41日 | 48日 |
| 区分 | 平成18年度 | 中期計画期間 | | | | | | | | | | |
| 福祉貸付 | 51日 | 72日 | | | | | | | | | | |
| 医療貸付 | 41日 | 48日 | | | | | | | | | | |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---|--|--|--|
| <p>イ 貸付契約締結後の資金交付については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後20営業日以内に行うこと。</p> | <p>イ 資金交付業務の迅速化を図ることにより、資金交付時期に関する中期目標を達成する。</p> | <p>イ 資金交付時期に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、資金交付業務の迅速化に努める。</p> | <p>【資金交付業務の迅速化】#35</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度においては、引き続き資金交付業務の効率的実施に努め、資金交付に係る業務処理期間について、以下のとおり、中期目標を達成することができた。 <ul style="list-style-type: none"> a 福祉貸付 平成18年度に資金交付した1,862件全てについて20営業日以内に資金交付 b 医療貸付 平成18年度に資金交付した677件全てについて20営業日以内に資金交付 |
| <p>ウ 借入申込み書類の簡素合理化等により、利用者の事務手続き負担の軽減を図ること。</p> | <p>ウ 利用者の事務手続き負担の軽減を図るため、借入申込み書類を簡素合理化する。</p> | <p>ウ 制度改正に伴う借入申込書の記載事項や様式等の変更にあたっては、申込書の不備事項等の分析を行い、利用者の事務負担を軽減する視点で改正を行う。</p> | <p>【借入申込書等の見直し】#36</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉貸付においては、申込書の不備事項等の分析を行い、利用者負担軽減の観点から「福祉貸付資金借入申込書類の作成要領」について、以下の改善を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Q&A集を追加した。 ・ 図表化や色刷り等を行い視覚的にわかりやすく工夫した。 ○ 医療貸付においては、借入申込書類の不備不足箇所のデータ集計を実施することにより、利用者の事務手続き負担の軽減を図るため検討課題を把握し、新年度版の「借入申込書」及び「借入申込書作成要領」の見直しに反映させた。 |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|--|---|---|--|
| <p>エ 相談窓口の体制整備や受託金融機関への業務指導の徹底により、契約前の利用者サービスの向上を図ること。</p> | <p>エ 契約前の利用者サービスを向上させるため、相談窓口の体制を充実するとともに、受託金融機関への業務の指導を強化する。</p> | <p>エ 相談窓口の体制を充実するため、受託金融機関への業務の指導を強化する実務者研修を実施するとともに、全国数か所で融資相談会を開催する。</p> <p>また、事業計画検討中の者については、必要に応じ、融資相談に出向くなど、サービスの向上に努める。</p> <p>福祉貸付においては、各都道府県市の実務担当者を対象として貸付事業に関する説明会を実施することとし、交付金対象事業に係る融資の取扱いについても周知を図る。</p> | <p>【受託金融機関等に対する業務指導】 #37</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療貸付においては、受託金融機関の相談窓口における利用者サービスの向上を図るため、平成18年度において、以下のとおり、受託金融機関業務研修会議を開催し、受託金融機関に対する業務指導を行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 第1回受託金融機関業務研修会議 平成18年5月9日に東京で開催し、受託金融機関81機関が参加 b 第2回受託金融機関業務研修会議 平成18年5月12日に大阪で開催し、受託金融機関82機関が参加 また、参加の受託金融機関に対し、受託金融機関業務研修会議内容及び代理貸付業務に関するアンケート調査（回収率91.2%）を行い、今後の業務改善の検討事項の把握に努めた。 ○ 福祉貸付においては、各都道府県市の実務担当者を対象とした福祉貸付事業に関する説明会を平成18年5月に開催し、平成18年度事業計画及び融資方針等について説明し、管轄する社会福祉法人等に対する周知、指導等を依頼した。 <p>【医療貸付の融資相談会の開催】 #38</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申込み前の利用者サービスの向上を図るため、平成18年度後半及び平成19年度に医療施設・介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした融資相談会を、以下のとおり全国を7ブロックに分けて、計14回開催した。 <ul style="list-style-type: none"> a 平成18年8～9月開催分 全国7ブロックで開催し、91件の融資相談を行った。 b 平成19年2月開催分 全国7ブロックで開催し、80件の融資相談を行った。 ○ また、機構主催の経営セミナーの会場に融資相談の窓口を設置して融資相談（実績17件）を行ったほか、平成18年度より個別に訪問融資相談（実績17件）を開始した。 |

| 中期目標 | | 中期計画 | | 18年度計画 | | 18年度の業務の実績 | |
|--|--|--|---|--|----|--|--|
| | | | | | | <p>【経営支援モデル事業の実施】 #39</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療貸付において、契約後の利用者に対して、運営面や経営面に係る課題についての解消策等の提案を行う経営支援モデル事業を平成18年度から開始した。 <p>【福祉貸付利用者に対するアンケート調査】 #40</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 顧客満足度の向上と効率的な業務運営に資するため、福祉貸付の利用者に対する顧客満足度に関するアンケート調査を実施し、その結果を受け、借入申込書類等の簡素化及び電子媒体化を行うこととした。 <p style="text-align: right;">〈添付資料：11〉</p> | |
| 評価の視点 | | 自己評定 | A | 評価項目 5 | 評定 | A | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理化等がどのように実施されたか。 ○ 審査期間に関する適切な業務管理に基づき審査業務の迅速化が進められ、中期目標が達成されたか。 なお、特殊異例な案件については、その事情を考慮し評価対象から除外する。 ○ 資金交付期間に関する適切な業務管理に基づき資金交付業務の迅速化が進められ、中期目標が達成されたか。 なお、請求内容の不備が著しいもの等については、評価対象から除外する。 | | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【審査業務の迅速化】 #33</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度においては、福祉貸付及び医療貸付ともに審査件数が減少したという要因はあったが、平成16年度及び17年度に引き続き、審査承認手続きの効率化、業務進行管理の徹底等に努めた結果、借入申込み受理から内定通知までの平均所要期間について、福祉貸付で51日（平成17年度56日）と前年度より短縮でき、医療貸付については41日（平成17年度41日）と前年並みであった。なお、福祉貸付及び医療貸付ともに、中期目標を大幅に上回る実績となっている。 <p>【新たな分析評価手法の導入】 #34</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療貸付においては、平成17年度まで使用していた評価手法に評価項目を増やした新たな分析評価手法を構築し、平成18年度審査から導入することにより、審査精度の向上を図ることができた。また、融資相談においても活用し、償還の確実性について相談と審査で連携をとり対応することができた。 <p>【資金交付業務の迅速化】 #35</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度及び17年度に引き続き契約・交付業務の進行管理の徹底、請求書の記載内容の点検業務等の効率化に取り組んだことにより、福祉貸付及び医療貸付ともに、資金交付を行ったすべての案件について20営業日を超えたものはなく、中期目標を達成できた。 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査業務の更なる迅速化と適正化を期待する。 ○ 福祉貸付の利用者に対する顧客満足度に関するアンケート調査の実施を評価する。 ○ 貸付業務は中期目標を上回る実績を上げている。業務迅速化も実施されており評価する。 | | | |

○ 借入申込書等について、以前と比較して、どの程度簡素合理化が図られているか。

- 受託金融機関への業務指導が強化されたか。
- 相談窓口体制が充実されたか。
- その他、契約前の利用者サービスの向上のために何か改善が図られたか。

【借入申込書等の見直し】 #36

- 福祉貸付においては、申込書の不備事項等の分析を行い、利用者負担軽減の観点から、「福祉貸付資金借入申込書類の作成要領」の改善を行った。
- 医療貸付においては、借入申込書類の不備不足箇所のデータ分析を行い、新年度版の「借入申込書」等の見直しに反映させた。

【受託金融機関等に対する業務指導】 #37

- 福祉貸付においては、社会福祉法人等を管轄する各都道府県市の実務担当者を対象とした福祉貸付事業に関する説明会を平成18年5月に開催し、平成18年度の機構融資方針等の周知等を行った。これにより、一部の交付金が税源移譲され、都道府県等の単独補助へと制度変更するなどの動きがあった中で、円滑に融資を行うことができた。
- 医療貸付においては、平成18年5月に東京及び大阪において代理貸付業務を委託している金融機関に対する「業務指導研修会議」を開催した。当研修会議に参加した金融機関に対し、研修内容等についてアンケート調査を実施したところ、「非常に満足・満足」と回答したのが56機関(36.4%)、「普通」と回答したのは81機関(52.6%)で、受託金融機関から概ねよい評価を得ることができた。

【医療貸付の融資相談会の開催】 #38

- 医療貸付の融資相談会については、平成18年度に14回開催し、施設整備需要が低迷している中で、171件の相談があり、相談者の利便の向上と相談業務の集中的実施による機構業務の効率化に大きく貢献した。
- また、機構主催の経営セミナーの会場に融資相談の窓口を設置して融資相談を実施したほか、平成18年度より個別に相談を希望する者に対する訪問融資相談を開始し、利用者サービスの向上に努めた。

【経営支援モデル事業の実施】 #39

- 医療貸付において、契約後の利用者に対して、運営面や経営面の課題についての解消策等の提案を行う経営支援モデル事業を実施した。

【福祉貸付利用者に対するアンケート調査】 #40

- 福祉貸付の利用者に対する顧客満足度に関するアンケート調査を実施し、その結果を受けて借入申込書類等の簡素化及び電子媒体化を行うこととした。

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 | | | | | | |
|--|--|--|--|-------|----------|--------|----------|-----|---------|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> | <p>2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> | | | | | | |
| <p>（1）業務運営の効率化に関する事項</p> <p>ア 集団経営指導については、開催方法の工夫等による効率化や適正な受講料の設定に努めること。</p> | <p>（1）業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 集団経営指導については、適正な受講料を設定するとともに、必要に応じ開催経費等の見直しを行うなど効率化を図りながら、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。</p> <p>また、地方における福祉・医療両経営セミナーの同時期、同一場所での開催等を含め、開催の時期、場所等を工夫することにより、効率的な開催・運営を行う。</p> | <p>（1）業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 集団経営指導については、収支相償の維持に努める。</p> <p>また、業務の効率化を図る観点から、経費削減の効果があると判断されたものについて、引き続き業務の一部を外部に委託するとともに、開催時期、場所、テーマ等を考慮したうえで、地方において同時期、同一場所でセミナーを開催する。</p> | <p>【集団経営指導（セミナー）における収支相償】#41</p> <p>○ 集団経営指導の平成18年度の収支状況については、業務の一部を外部委託するなど、効率的な運用を実施した結果、以下のとおり収支相償を維持することができた。</p> <table border="0"> <tr> <td>受講料収入</td> <td>28,432千円</td> </tr> <tr> <td>開催必要経費</td> <td>23,477千円</td> </tr> <tr> <td>差引き</td> <td>4,955千円</td> </tr> </table> <p>（参考 17年度：6,009千円） （注）開催必要経費：会場借料、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費</p> <p>【セミナーの効率的な開催】#42</p> <p>○ 平成18年度においては、7回のセミナーにおいて、業務の一部を外部委託した結果、520千円の経費削減を行うことができた。</p> <p>○ 福岡において、福祉・医療の2つのセミナーを連日開催としたことにより、324千円の経費削減を行うことができた。</p> | 受講料収入 | 28,432千円 | 開催必要経費 | 23,477千円 | 差引き | 4,955千円 |
| 受講料収入 | 28,432千円 | | | | | | | | |
| 開催必要経費 | 23,477千円 | | | | | | | | |
| 差引き | 4,955千円 | | | | | | | | |

| 中期目標 | | 中期計画 | | 18年度計画 | | 18年度の業務の実績 | | | | | | | |
|--|------------|---|---------------|---|---|---|--|-------|------------|------|------------|-----|------------|
| <p>イ 個別経営診断については、実地調査を伴うもの及び償還の緩和申請や経営安定化資金の融資申請に義務付けられているものを除き、事務処理の迅速化により、申込書の受理日から報告書の提示までの期間を中期目標期間の平均で60日以内に短縮すること。</p> | | <p>イ 個別経営診断については、必要に応じ経営診断・指導マニュアルの見直し等を行って事務処理の迅速化を図ることにより、所要日数に関する中期目標を達成するとともに、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。</p> | | <p>イ 個別経営診断については、新しい診断料体系に基づき、引き続き事務処理の迅速化を図るとともに、収支相償の維持に努める。</p> | | <p>【個別経営診断の処理日数短縮】 #43</p> <p>○ 平成18年度の個別経営診断の平均処理日数については、品質の維持に留意しつつ、事務処理の迅速化に努めた。</p> <p>平成18年度処理日数：平均5.3日 うち経営分析診断：平均29.6日 うち簡易経営診断：平均 3.6日 (参考：平成17年度39.3日)</p> <p>【個別経営指導における収支相償】 #44</p> <p>○ 個別経営診断における平成18年度の収支状況は以下のとおりであり、診断に必要な経費を診断料収入で賄うことができた。</p> <table border="1"> <tr> <td>診断料収入</td> <td>5,574,740円</td> </tr> <tr> <td>必要経費</td> <td>2,921,744円</td> </tr> <tr> <td>差引き</td> <td>2,652,996円</td> </tr> </table> <p>(参考 17年度：428,195円) (注) 必要経費：パンフレット作成 経営診断事業に必要な文献収集費 施設等実態調査費</p> | | 診断料収入 | 5,574,740円 | 必要経費 | 2,921,744円 | 差引き | 2,652,996円 |
| 診断料収入 | 5,574,740円 | | | | | | | | | | | | |
| 必要経費 | 2,921,744円 | | | | | | | | | | | | |
| 差引き | 2,652,996円 | | | | | | | | | | | | |
| 評価の視点 | 自己評定 | A | 評価項目 6 | 評定 | A | | | | | | | | |
| <p>○ セミナー受講料収入によりセミナー開催経費が賄われているか。</p> <p>○ セミナーの効率的な開催・運営のため、どのような工夫がなされたか。</p> <p>○ 申込書受理日から報告書提示までの所要期間が中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 実費相当経費が自己収入で賄われているか。</p> | | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【集団経営業務における収支相償】 #41</p> <p>○ 集団経営指導については、診療報酬改定等が一段落したことなどの要因もありセミナー参加者及びセミナー受講料収入が平成17年度よりも減少したが、セミナー開催経費を4,955千円上回る受講料収入を上げることができた。</p> <p>【セミナーの効率的な開催】 #42</p> <p>○ 福岡における福祉と医療の2つの経営セミナーの連日開催、7回のセミナーにおける一部業務の外部委託を実施したことにより、844千円の経費削減を行うことができた。</p> <p>【個別経営診断の処理日数短縮】 #43</p> <p>○ 個別経営診断については、平成18年度から新サービス体系による診断を開始し、品質の維持に留意しつつ、事務処理の迅速化に努め、平均処理日数が経営分析診断で平均29.6日、簡易経営診断で平均3.6日、全体で平均5.3日となった。</p> <p>【個別経営指導における収支相償】 #44</p> <p>○ 平成18年度においては、新サービス体系に移行したことに伴い、収入が平成17年度と比べて約5倍に増加し、必要経費を約2,653千円(平成17年度は428千円)上回る診断料収入を上げることができた。</p> | | <p>○ 今後、民間委託も含めた業務の効率化についての検討を望む。</p> <p>○ セミナー開催経費について受講料収入で賄うことができおり評価する。</p> | | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|---|--|---|---|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、担当部門の調査研究能力の充実強化に努めること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、調査研究能力の充実強化のための体制づくりを行うとともに、担当職員の資質向上を図る。また、調査研究の成果のうち施設経営の参考指標については、その対象施設の種類を中期目標期間中に4種類以上に増加させる。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、福祉・医療施設等の実態調査、外部セミナーや研修への参加をするとともに、外部の専門家を招聘して研究会を開催し、担当職員の専門能力を更に向上させる。</p> | <p>【担当職員の専門能力向上】 #45</p> <p>○ 平成18年度においては、以下の取組を行い、担当職員の専門能力の向上を図るとともに、当該情報を業務に活用し、診断業務等の質の向上に努めた。</p> <p>a 施設における経費削減の取組や人事評価制度の運営状況を把握するため、15施設に対して訪問調査を実施</p> <p>b 外部専門家との原価管理等についての勉強会を開催</p> <p>c 外部セミナーへの職員の参加</p> |
| <p>イ 集団経営指導については、セミナー利用者の受講機会を確保するため、中期目標期間の平均で遅くとも実施2か月前までに開催内容を告知すること。</p> <p>また、中期目標期間中においては、国の政策、方針により受講対象者が変動する法人・施設開設者向けのセミナーを除き、中期目標期間中の延べ受講者数を、9,600人以上とすること。</p> | <p>イ 集団経営指導については、セミナーの開催の時期、場所、回数、内容等に係る関係者との調整を迅速に行うとともに、開催告知内容等を工夫し、事前告知に関する中期目標を達成する。</p> <p>また、アンケート調査の実施により受講希望者のニーズの把握に努め、開催の時期、場所、回数、内容等を工夫し、セミナーを毎年17回程度開催することにより、受講者数に関する中期目標を達成するとともに、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上にする。</p> | <p>イ 集団経営指導については、引き続き告知までの事務処理の迅速化を図ることにより、実施2か月前までの開催告知に努めるとともに、引き続き周知広報の強化を図る。</p> <p>セミナーの開催に当たっては年17回程度開催するとともに、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上、既存施設向け福祉セミナー及び医療セミナーを対象とし、延べ受講者2,000人以上の確保に努める。</p> | <p>【セミナーの開催実績】 #46</p> <p>○ 平成18年度においては、セミナーを17回開催した。なお、年度計画に定めた各目標の達成状況は、以下のとおりである。</p> <p>a 2か月前までの開催告知 平成18年度の告知日：平均65.4日前 (参考：平成17年度 平均64.9日前) 中期計画期間：平均67.6日前</p> <p>b 満足度指標 平成18年度：66.6ポイント (参考：平成17年度 68.8ポイント) 中期計画期間：67.2ポイント</p> <p>c 延べ受講者数 平成18年度：2,706人 (参考：平成17年度 2,754人) 中期計画期間累計：9,197人</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：12〉</p> |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---|---|---|---|
| | | | <p>【広報の強化】 #47</p> <p>○ 平成18年度においては、年度当初にセミナーの年間実施予定表のリーフレットを作成し、関係団体等に配布するとともに、WAMNETや各種雑誌（無料掲載）等を積極的に活用し、広報の強化を図った。</p> |
| <p>ウ 個別経営診断については、社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し経営診断の対象拡大又は診断手法の確立を行うこと。</p> | <p>ウ 個別経営診断については、関係団体のセミナーで個別経営診断事業をPRする等、事業の広報宣伝を充実強化することにより、中期目標期間中の延べ診断件数を150件以上とする。また、利用者ニーズに対応して診断手法の改善に努めるとともに、支援費対象施設を経営診断対象に追加するため、経営指標の策定、診断手法の確立等に関する年次計画に基づき、段階的に導入する。</p> | <p>ウ 個別経営診断については、中期目標期間中の中期計画の達成を念頭に置きつつ、診断実施に努める。</p> <p>また、個別経営診断事業の新サービス体系に基づく診断を開始するとともに、経営診断及びコンサルティング手法の改善に向けた検討を行う。</p> <p>併せて、支援費施設の経営診断については、障害者自立支援法に基づいた新たな報酬体系やサービス体系の整備に合わせ、適宜システム開発に向けた準備を実施する。</p> | <p>【個別経営診断実績】 #48</p> <p>○ 平成18年度の経営診断の実績は、合計280件であり、その内訳は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査を伴うもの：3件（医療3件） ・ 経営分析診断：18件（福祉10件、医療8件） ・ 簡易経営診断：259件（福祉181件、医療78件） <p style="text-align: right;">計280件（福祉191件、医療89件）</p> <p>【個別経営診断メニューの拡充】 #49</p> <p>○ 平成18年度より従来の個別経営診断のメニューの拡充を行い、施設の経営課題の抽出と改善策の提案を行う「経営分析診断」と、よりシンプルかつスピーディーに経営状況を標準的経営指標値と比較できる「簡易経営診断」の2種類のサービス体系とした。簡易経営診断については、貸付先への簡易経営診断申込書・パンフレットの送付や、セミナー等でのPRに努めた結果、259件の実績を上げることができた。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：13〉</p> <p>【支援費施設の経営診断】 #50</p> <p>○ 支援費施設の経営診断開始に向けて、データのサンプルを収集の上、暫定的な経営指標の算出を行った。</p> |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|--|--|--|---|
| <p>エ 開業医承継支援事業について中期目標期間中における紹介件数の総数を135件以上とするとともに、譲渡希望及び開業希望の登録後のフォローアップ・サービスを充実強化すること。</p> | <p>エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告や地区医師会等に対するポスター掲示依頼など広報宣伝を充実強化することにより、紹介件数に関する中期目標を達成する。また、登録者のニーズに対応し、インターネットを通じた情報提供等を行うことにより、フォローアップ・サービスの充実強化に努める。</p> | <p>エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告などの広報宣伝により、中期目標期間中の中期目標の達成を念頭に置きつつ、紹介件数の確保に努める。</p> <p>また、登録者に対するフォローアップ・サービスとして、引き続き譲渡希望医の物件案内についてメール及び郵送により配信する。</p> | <p>【開業医承継支援事業実施状況】 #51</p> <p>○ 平成18年度の紹介実績は、以下のとおりであり、中期目標を達成した。</p> <p>平成18年度の紹介件数： 12件 中期計画期間累計 ： 140件</p> <p>【登録者に対するフォローアップ】 #52</p> <p>○ 登録者に対するフォローアップ・サービスとして、譲渡希望医の物件案内を毎月1回開業希望医にメール及び郵送により配信した。</p> <p>(3月末日郵送236件、メール115件配信)</p> |

| 評価の視点 | 自己評定 | A | 評価項目 7 | 評定 | A |
|---|--|---|--------|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査研究能力の充実強化のため、どのような体制づくりが行われたか。 ○ 公表した施設経営の参考指標の対象施設の種類について中期計画の数値を達成しているか。 なお、経営参考指標については、対象施設の決算処理に起因するデータの信頼性の問題で、参考指標にまとめることが困難な場合は、その事情を考慮する。 ○ 職員の資質向上に向け、どのような取組みがなされているか。 ○ セミナーの開催告知について、中期目標に定められた期間内にホームページへ掲載できたか。 ○ セミナーの受講者数について、中期目標の数値を達成しているか。 ○ 受講者へのアンケート調査の結果、満足度指標が中期計画の数値を達成しているか。 ○ 個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画の数値を達成しているか。 ○ 経営者のニーズに対応して、経営診断の対象拡大や診断手法の確立等に向けてどのような取組みが行われたか。 ○ 紹介件数について、中期目標の数値を達成しているか。 ○ インターネットを通じた情報提供等、フォローアップ・サービスの充実強化のための取組みがなされたか。 | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【施設経営の参考指標の作成】 #50</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度に特別養護老人ホーム及びケアハウスの参考指標を作成し、中期計画目標である4種類の整備ができたところであり、平成18年度においては、支援費施設について暫定的な経営指標の算出を行った。 <p>【担当職員の専門能力向上】 #45</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度においては、施設における経費削減等の取組を把握するため15施設を訪問調査したほか、外部専門家との勉強会の開催や外部セミナーへの参加等により専門能力の向上に努めた。 <p>【セミナーの開催告知】 #46</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーの開催については、平成18年度平均で65.4日前に告知を行い、中期目標の2か月前を上回ることができた。 <p>【セミナーの受講者数】 #46、47</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度においては、年度計画目標である2,000人を大幅に上回る2,706人の受講者を確保し、中期目標期間累計も9,197人（達成率約96%）となり、中期目標を大幅に上回る実績を上げることができると見込んでいる。 <p>【満足度指標】 #46</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度におけるセミナーの受講者へのアンケート調査の満足度指標については、中期計画の目標値を上回る66.6ポイントを達成することができた。 <p>【個別経営診断実績】 #48</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度から新サービス体系に移行し、診断メニューの拡充を行ったこと等から、280件の診断実績を上げ、中期計画期間累計も380件となり中期計画目標を達成した。 なお、平成18年度においては、簡易経営診断のPR等に努めた結果、259件の実績を上げ、経営診断の普及を図ることができた。 <p>【診断手法の改善】 #49</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新サービス体系への移行により簡易経営診断を開始するとともに、従来型の経営分析診断においては、人口動向や競合施設などの分析を新たに加えるなど内容の充実を図った。また、実地調査を伴う診断においては、施設の職員に対するアンケートを行い、施設の現場の声を広く汲み上げ、改善指導に反映させるなどの工夫を行った。 <p>【開業医承継支援事業実施状況】 #51、52</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開業医承継支援事業については、平成18年度において12件の紹介を行い、中期計画期間累計で140件の実績となり、中期計画目標を達成した。また、登録者に対しては、メール・郵送などにより引き続き情報提供を行った。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の満足度調査について、より一層の内容の充実を期待する。 ○ 調査研究能力向上に一層の対応を期待する。セミナー事業は目標を上回る成果を上げており評価する。 ○ 目標を上回る実績は高く評価できる。 | |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|---|--|--|--|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により本中期目標期間内における基金事業を実施し、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めることとする。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成17事業年度分の助成事業の適切な評価、平成18事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成19事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めることとする。</p> | <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成17事業年度分の助成事業の適切な評価、平成18事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成19事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めた。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：14〉</p> |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|--|---|---|---|
| <p>① 国における社会福祉施策の推進とあいまって、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等、社会福祉の振興を図ること。</p> <p>その際、助成団体としての専門性・自主性を発揮して、民間福祉活動の推進が必要な分野に資金助成が適切に行われるように配慮すること。</p> <p>その中で、専門的助成団体として、地域における独創的・先駆的事业への助成について、国の政策の動向や事業評価の結果も踏まえ、毎年度4分野以上重点助成分野を設け、優先的に助成を行うこと。</p> | <p>① 長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。</p> <p>なお、この場合、次の点に留意する。</p> <p>a 各基金の助成分野に跨る活動や従来の枠を超えた新しい活動に対しても助成対象としていくよう努める。</p> <p>b 民間福祉活動の専門的助成団体としての戦略的視点に立ち、事業評価の結果も踏まえ、地域における特定非営利活動法人などによる民間福祉活動の育成・支援の観点から、重点的助成分野を設定するなど、特に必要な分野に適切かつ重点的に助成を実施していく方策を検討し、可能なものから実施することにより、重点分野に関する中期目標を達成する。</p> | <p>① 長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。</p> <p>なお、この場合、次の点に留意する。</p> <p>a 世代間交流を内容とする事業や幅広い者を対象とする事業など、必ずしも従来の枠に留まらない新しい事業に係る要望についても、行政施策や地域のニーズの動向等を踏まえ、積極的に助成する方向で選定するとともに、関係方面に広報する。</p> <p>b 平成19事業年度分の募集にあたり、4基金のそれぞれにつき、国の政策方針等を勘案した重点助成分野を設定し、その重点助成分野に該当する要望について優先的に採択する。</p> <p>なお、多様な資金助成ニーズに対応するため平成18年度助成分より特別分において新たに設けた複数年助成については、その対象を含め適切なあり方について検討する。</p> | <p>【新しい活動への助成】#53</p> <p>○ 平成19年度分の助成事業の募集・選定に当たり、募集要領及び選定方針に、「新しい発想に基づく従来の枠を超えた活動について積極的に対象とする」ことを明記し、機構のホームページへの掲載、ダイレクトメールの送付により周知を図るとともに、社会福祉協議会に対する事務説明会を開催するなど、きめ細かな対応に努めた。</p> <p>○ 平成19年3月に、審査・評価委員会において上記選定方針に基づき選定した結果、従来の枠に留まらない新しい事業として、80事業（参考：平成18年度55事業）を採択した。</p> <p>〈添付資料：15, 16, 17〉</p> <p>【重点助成分野の設定】#54</p> <p>○ 平成19年度分の助成事業の募集に当たり、募集要領に4基金で6分野（昨年度より1分野増）の「重点助成分野」を設定し、機構のホームページへの掲載、ダイレクトメールの送付により周知を図るとともに、社会福祉協議会に対する事務説明会を開催するなど、きめ細かな対応に努めた。</p> |

| | | | |
|---------|---------|------------|------------|
| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---------|---------|------------|------------|

| | | | <p>○ また、選定方針に、「重点助成分野に関する助成事業を優先的に選定すること」を明記し、平成19年3月に、審査・評価委員会において上記選定方針に基づき選定した結果、重点助成分野に関する事業として、以下のとおり277事業（参考：平成18年度141事業）を採択した。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：18〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基金の種類</th> <th style="text-align: center;">重点助成分野</th> <th style="text-align: center;">採択事業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿社会福祉基金</td> <td>・認知症の高齢者を介護する家族負担軽減に関する事業</td> <td style="text-align: center;">15事業</td> </tr> <tr> <td>高齢者・障害者福祉基金</td> <td>・障害者の自立生活・就労支援に関する事業</td> <td style="text-align: center;">96事業</td> </tr> <tr> <td>子育て支援基金</td> <td>・子育て支援のネットワークづくりに関する事業 ・子どもにとっての安全、安心な地域環境づくり活動に関する事業（新設） ・児童虐待に関する活動への支援強化に関する事業</td> <td style="text-align: center;">152事業</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ支援基金</td> <td>・新しい障害者スポーツの啓発・普及に関する事業</td> <td style="text-align: center;">14事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特別分における複数年助成の審査及びあり方検討】#55</p> <p>○ 複数年助成については、各基金の重点助成分野に該当し、複数年で事業を行うことが効果的と考えられるテーマを対象に平成18年度に試行的に実施したところであるが、多様な資金助成ニーズに対応する上で複数年助成は必要と判断し、平成19年度も募集を継続することとし、2年間で10,000千円（1事業年度5,000千円を上限）を助成限度額として設定し、募集を行った。</p> <p>○ 平成19年度の複数年助成事業の選定に当たっては、特別分助成事業の選定方針に「複数年助成の趣旨及びテーマに沿った事業であること」を明記し、平成19年3月の審査・評価委員会において各基金から計6事業を採択した。</p> <p>なお、平成18年度に採択された複数年助成事業については、平成18年11月に進捗状況実地調査を行った結果、事業が当初計画どおり順調に進んでいることが確認できたので、2年目の事業について継続承認することとした。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：19〉</p> | 基金の種類 | 重点助成分野 | 採択事業数 | 長寿社会福祉基金 | ・認知症の高齢者を介護する家族負担軽減に関する事業 | 15事業 | 高齢者・障害者福祉基金 | ・障害者の自立生活・就労支援に関する事業 | 96事業 | 子育て支援基金 | ・子育て支援のネットワークづくりに関する事業 ・子どもにとっての安全、安心な地域環境づくり活動に関する事業（新設） ・児童虐待に関する活動への支援強化に関する事業 | 152事業 | 障害者スポーツ支援基金 | ・新しい障害者スポーツの啓発・普及に関する事業 | 14事業 |
|-------------|---|-------|---|-------|--------|-------|----------|---------------------------|------|-------------|----------------------|------|---------|---|-------|-------------|-------------------------|------|
| 基金の種類 | 重点助成分野 | 採択事業数 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長寿社会福祉基金 | ・認知症の高齢者を介護する家族負担軽減に関する事業 | 15事業 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高齢者・障害者福祉基金 | ・障害者の自立生活・就労支援に関する事業 | 96事業 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子育て支援基金 | ・子育て支援のネットワークづくりに関する事業 ・子どもにとっての安全、安心な地域環境づくり活動に関する事業（新設） ・児童虐待に関する活動への支援強化に関する事業 | 152事業 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者スポーツ支援基金 | ・新しい障害者スポーツの啓発・普及に関する事業 | 14事業 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|---------|-------------|-------------|--------------|--|----------------|----------------|------------------|---|------------------|------------------|------------------|-----|------------------|------------------|------------------|
| <p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために特に必要な助成の対象とする活動は、独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）の制定趣旨を踏まえ、障害者スポーツ国際大会の開催及び選手派遣（選手強化に関する活動を含む。）に関する活動とすること。</p> | <p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会の開催及び選手派遣（選手強化に関する活動を含む。）に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。</p> <p>c 民間福祉活動育成という趣旨に鑑み、地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、中期目標期間内において、平均して80%以上の助成団体において助成終了後も事業が継続されるようにするものとする。</p> | <p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会への選手派遣（選手強化に関する活動を含む。）に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。</p> <p>c 平成16事業年度分の地域における独創的・先駆的事业（特別分）及び地域の実情に即したきめ細かな事業（地方分）の継続状況を確認するとともに、平成19事業年度分の特別分及び地方分助成事業の選定においても、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、助成事業の80%以上につき、助成終了後も当該団体において事業が継続されるようにするものとする。</p> | <p>【障害者スポーツ国際大会への選手派遣に関する活動への助成】#56</p> <p>○ 平成16年度の機構法改正の趣旨を踏まえ、特に必要な事業としてフェスピック大会、冬季デフリンピック等の国際大会への派遣や選手強化等を行う事業に対し助成を実施し、障害者の自立と社会参加に対する理解の向上を図った。</p> <p>【平成16年度分助成事業の継続状況の調査】#57</p> <p>○ 平成16年度分助成事業に関して助成終了後も引き続き事業を継続しているかについて、フォローアップ調査を平成18年6月に実施した。その結果、以下のとおり、助成終了後も多くの事業が継続して実施されており、助成が事業の立ち上げや新しい展開を支援していることが確認できた。</p> <p>なお、当調査結果については、平成18年11月に開催した審査・評価委員会評価部会に報告の上、広報誌及び機構ホームページ等により公表した。</p> <table border="1" data-bbox="2226 945 2878 1270"> <thead> <tr> <th>助成事業の種類</th> <th>助成事業 (a)</th> <th>継続事業 (b)</th> <th>継続率 (b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別分助成 <small>(独創的・先駆的事业を対象)</small></td> <td>59事業 (81事業)</td> <td>54事業 (73事業)</td> <td>91.5% (90.1%)</td> </tr> <tr> <td>地方分助成 <small>(地域の実情に即したきめ細かな事業を対象)</small></td> <td>530事業 (534事業)</td> <td>484事業 (505事業)</td> <td>91.3% (94.6%)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>589事業 (615事業)</td> <td>538事業 (578事業)</td> <td>91.3% (94.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）の中は、平成17年度調査（平成15年度助成事業）の実績</p> <p>【平成19年度分助成事業の審査及び事業継続】#58</p> <p>○ 平成19年度分助成事業の選定に当たり、選定方針に「事業継続の能力及び意向を重視した審査を行う」ことを明記し、この選定方針に基づき、平成19年3月に審査・評価委員会において選定した。</p> <p>○ なお、平成19年度分の助成事業の事業継続状況の確認については、事業終了後1年以上継続していることを確認するため、平成21年度のフォローアップ調査において実施することとしている。</p> | 助成事業の種類 | 助成事業 (a) | 継続事業 (b) | 継続率 (b/a) | 特別分助成 <small>(独創的・先駆的事业を対象)</small> | 59事業 (81事業) | 54事業 (73事業) | 91.5% (90.1%) | 地方分助成 <small>(地域の実情に即したきめ細かな事業を対象)</small> | 530事業 (534事業) | 484事業 (505事業) | 91.3% (94.6%) | 合 計 | 589事業 (615事業) | 538事業 (578事業) | 91.3% (94.0%) |
| 助成事業の種類 | 助成事業 (a) | 継続事業 (b) | 継続率 (b/a) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別分助成 <small>(独創的・先駆的事业を対象)</small> | 59事業 (81事業) | 54事業 (73事業) | 91.5% (90.1%) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方分助成 <small>(地域の実情に即したきめ細かな事業を対象)</small> | 530事業 (534事業) | 484事業 (505事業) | 91.3% (94.6%) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 589事業 (615事業) | 538事業 (578事業) | 91.3% (94.0%) | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|---------------|---------|--|--------------|-----|------------|-------|-----|------------|-------|
| <p>② 全国的な活動から地域の実情に即したきめ細かな活動、あるいは独創的・先駆的な活動など、多種多様に展開される民間福祉活動に幅広く対応することとする。</p> <p>このため、中期目標期間内において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意すること。</p> | <p>② 全国的な活動、地域におけるきめ細かな活動、そして独創的・先駆的活動のそれぞれへの助成の募集及び選定の方針及び方法につき、適宜見直しを行い、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努め、助成のうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。</p> | <p>② 平成19事業年度分の助成事業の選定において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意し、そのうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。</p> | <p>【独創的・先駆的事業等への助成】#59</p> <p>○ 平成19年度分助成事業の選定に当たり、選定方針に「地域における独創的・先駆的な活動や地域の実情に即したきめ細かな事業など、地域における民間の創意工夫を活かした福祉活動を推進するため、『特別分』及び『地方分』助成事業が全助成事業の70%以上となるよう配慮する」ことを明記し、平成19年3月に、審査・評価委員会において上記選定方針に基づき選定した結果、昨年度より173件多い871件を採択した。</p> <table border="1" data-bbox="2226 682 2878 850"> <thead> <tr> <th rowspan="2">全助成事業数 (a)</th> <th colspan="2">特別分+地方分</th> <th rowspan="2">占有率 (b/a)</th> </tr> <tr> <th>(b)</th> <th>特別分 地方分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,033</td> <td>871</td> <td>105 766</td> <td>84.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※助成事業数には、複数年助成事業（二年次目）を含む。</p> | 全助成事業数 (a) | 特別分+地方分 | | 占有率 (b/a) | (b) | 特別分 地方分 | 1,033 | 871 | 105 766 | 84.3% |
| 全助成事業数 (a) | 特別分+地方分 | | 占有率 (b/a) | | | | | | | | | | |
| | (b) | 特別分 地方分 | | | | | | | | | | | |
| 1,033 | 871 | 105 766 | 84.3% | | | | | | | | | | |
| <p>③ 整理合理化計画に基づき、助成した事業の事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分を実施すること。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> | <p>③ 全助成事業を対象として事後評価を実施し、その成果を、事業の採択及び基金事業運営の改善に活かしていくことにより、評価結果を反映した資源配分を実施する。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。</p> | <p>③ 平成16事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価の成果を踏まえ、平成19事業年度分の助成事業の募集要領を策定するとともに、平成17事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価を実施し、その成果を平成19事業年度分の助成事業の選定に反映する。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。</p> | <p>【事後評価の成果の反映】#60</p> <p>○ 平成18年3月に取りまとめた「平成16年度助成事業に関する事後評価報告書」において提言された5項目について、平成19年度分助成事業の募集要領に反映させた。</p> <p>【平成17年度分助成事業の事後評価の実施】#61</p> <p>○ 平成17年度分助成事業の事後評価については、中間取りまとめとして、平成18年12月に「平成19年度助成事業の選定に当たっての留意事項」が取りまとめられ、その内容が「平成19年度分助成事業の選定方針」に反映され、同方針に基づき、審査・評価委員会において平成19年度の助成事業の選定が行われた。</p> <p>なお、個別評価実績については、平成19年度分助成事業の審査に有効に活用した。</p> <p>○ また、助成団体による自己評価、審査・評価委員会（評価部会）及び機構事務局によるヒアリング評価並びに機構事務局による書面評価のプロセスを経て、平成19年3月に「平成17年度助成事業に関する事後評価報告書」（以下「事後評価報告書」という。）を取りまとめた。</p> <p>○ 事後評価報告書においてなされた提言は、平成20年度分助成事業の募集要領の見直しに反映させることとしている。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：20〉</p> | | | | | | | | | | |

| 評価の視点 | 自己評定 | — | 評定 |
|--|-----------------------------------|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成対象先の選定に当たっては、従来の枠を超えた新しい活動を助成対象としているか。 ○ 重点助成分野の設定数は中期目標を達成しているか。 ○ 障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動に対し特に必要な助成が行われているか。 ○ 地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が中期計画の数値を達成しているか。（助成事業実施の翌々年度に測定） ○ 総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業への助成件数の割合が中期計画の数値を達成しているか。 ○ 事後評価の成果が、資源配分に適切に反映されているか。 | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>評価項目9で評価</p> | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 | | | | | | |
|--|--|--|---|--------|-----------|-----|-------|-------|-------|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 (1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>ア 基金の運用については、安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも可能な限り運用効率を高めるよう努めること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 以下の措置を講じることにより、中期目標期間における助成が効率的かつ安定的なものとなるよう努める。</p> <p>(ア) 本中期目標期間内の各年度における各基金の運用益、助成額等について、一定の前提の下に中期助成計画を策定し、金融情勢の変動を踏まえ、定期的にその見直しを行う。</p> <p>(イ) 安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 中期助成計画及び金利情勢を踏まえ、平成19事業年度分の事業計画及び運用計画を策定する。</p> <p>イ 基金の運用については、安全かつ確実な方法を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。</p> | <p>【平成19年度事業計画及び運用計画の策定】#62</p> <p>○ 平成19事業年度分の事業計画及び運用計画については、平成19年3月の審査・評価委員会の審議等を経て、中期助成計画を踏まえた上で策定した。</p> <p>また、平成19年度分の助成事業の選定に当たっては、限られた財源の中で効果的な助成を行うため、「選定方針」に重点助成分野に関する助成事業を優先的に選定することなどを定め、平成19年度分の助成事業の選定を行った。</p> <p>【基金の運用効率の向上】#63</p> <p>○ 平成18年度の基金の運用については、運用計画に基づき、安全確実で、かつ、効率的な運用を図るとの観点から、財投機関債を中心とした運用を行った結果、再運用した140億円について、以下のとおり長期金利指標である国債の平均利回り1.90%を0.14%上回る実績を上げることができた。</p> <p>《平均運用利回り》</p> <table border="1" data-bbox="2220 1276 2881 1398"> <thead> <tr> <th>18年度実績</th> <th>国債で運用した場合</th> <th>差引き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.04%</td> <td>1.90%</td> <td>0.14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 最新の金融情勢や市場状況を把握し、運用効率の向上を図るため、専門誌等の文献情報、銀行、証券会社等からの情報を日常的に収集したほか、外部セミナーへの職員の派遣、エコノミスト等を招聘した勉強会を開催した。</p> | 18年度実績 | 国債で運用した場合 | 差引き | 2.04% | 1.90% | 0.14% |
| 18年度実績 | 国債で運用した場合 | 差引き | | | | | | | |
| 2.04% | 1.90% | 0.14% | | | | | | | |

| 中期目標 | | 中期計画 | | 18年度計画 | | 18年度の業務の実績 | |
|---|--|---|---|---|----|--|--|
| <p>イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務処理の効率化を図り、申請内容の不備などを除き、中期目標期間最終年度において平均で30日以内で処理するよう努めるものとする。</p> | | <p>イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務の合理化等により、毎年度計画的に縮減に努め、所要期間に関する中期目標を達成する。</p> | | <p>ウ 平成18事業年度分の助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間の短縮については、平均で30日以内で処理するよう努める。</p> | | <p>【交付決定処理期間の短縮】#64</p> <p>○ 平成18年度助成金の交付決定において、以下の措置を講じたことなどにより、事務処理期間を全体で19.8日（昨年度27.5日）まで短縮することができた。</p> <p>《措置の内容》</p> <p>a 前年度に引き続き、「助成事業の事務手引き（団体用）」について、利用者の意見を反映して分かりやすい記述に改め、助成団体の記載不備を少なくすることができた。</p> <p>b 助成金交付要綱等の規程の改正により、交付申請様式を簡略化した。</p> | |
| 評価の視点 | | 自己評価 | A | 評価項目 8 | 評価 | A | |
| <p>○ 年度ごとの事業計画及び運用計画が策定されているか。</p> <p>○ 金融情勢や市場状況に関する情報収集を十分に行い、運用判断に活かしているか。</p> <p>○ 助成金交付申請書受理日から交付決定日までの所要期間について、中期目標の数値を達成しているか。</p> | | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【事業計画及び運用計画の策定】#62</p> <p>○ 低金利が継続する厳しい運用環境を踏まえ、独創的・先駆的事业への助成及び地域におけるきめ細かな事業への助成を重視する方針のもと、中期助成計画に沿って、平成19年度分の事業計画及び運用計画を的確に策定することができた。また、平成18年度分より1分野多い6分野の重点分野を設け、限られた財源の効果的な配分に努めた。</p> <p>【基金の運用効率の向上】#63</p> <p>○ 最新の金融情勢や市場状況に関する日常的な情報収集に加え、他の財投機関等の債券投資家向け説明会に参加するなど積極的な情報収集を行い、再運用の際の判断に活用した。その結果、平成18年度の基金の運用については、長期金利の指標である国債の平均利回りを上回る運用実績（0.14%）を上げることができた。</p> <p>【交付決定処理期間の短縮】#64</p> <p>○ 平成18年度分の助成金の交付申請処理に当たって、平成17年度に実施した事務処理方法の問題点等の分析結果を基に、申請様式の簡略化などの事務処理方法の改善や助成事業の事務手引き（団体用）の更なる改善を実施した結果、交付申請から交付決定までの所要期間を中期目標の30日以内に納めることができた。</p> <p>○ 交付決定までの所要期間は、全体平均所要期間が19.8日となり、平成17年度の27.5日を大幅に短縮することができた。</p> | | <p>○ 適切な運用をしている。</p> <p>○ 交付決定までの期間を大きく短縮したことは特に評価できる。</p> <p>○ 事業計画、運用計画の策定について評価する。</p> | | | |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|--|--|---|---|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるように、その見直しを進め、手続の簡素合理化、相談対応や広報の充実を図ることにより、活動団体の応募機会の確保及び便宜に努めること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。 (ア) 助成の募集の広報を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。このため、募集要領を募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開する。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。 (ア) ホームページなどの活用により、助成事業に関する情報提供を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。また、募集要領は募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開するなど、早期の情報提供に努める。</p> | <p>【募集要領等の改正】 #65</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度分助成の募集に先立って、従来11種類に細分化されていた募集要領を一般分、特別分、地方分の3種類にまとめ、応募団体に分かりやすいものに改定するとともに、併せて応募団体の利便の向上を図るため、以下の措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> a 募集要領に助成対象経費の例示を記載 b 助成金交付要望書の様式を改正 c 記載要領・記載例の見直し d Q&Aの拡充 <p>【募集情報の提供・募集要領の公表】 #66</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度分助成事業の募集について、募集方法を見直し、より分かりやすく行った結果、応募件数が前年度に比し33.9%増加した。 ○ 国民が助成事業に関する情報に容易にアクセスできるように、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 募集案内を作成の上、各都道府県・市町村の行政・社会福祉協議会等のほか、現在認証されている全ての福祉関連の特定非営利活動法人に配布を行った。(約3万箇所) また、募集案内の作成に当たっては、従来基金別に4種類作成していたものを、一冊にまとめ、分野横断的に活動している応募団体にも分かりやすいものとした。 b 全国6ヶ所において行った事業報告会の内容を2回にわたり全国紙を通じて普及啓発するとともに、併せて募集案内も掲載し、効果的な広報活動を行った。 c 平成19年度分助成事業の募集要領のホームページへの掲載については、8月3日に速報版を掲載し、8月18日に応募様式も含めて全てのコンテンツを公開した。 d 特別分の複数年事業の助成及び新たに創設した地方分モデル事業の助成の募集について、ホームページで公開するとともに、専用のパンフレットを作成し、広く募集した。(約1万箇所) |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---------|---------|--|--|
| | | <p>(イ) 各地で開催する事業報告会の開催と併せて、助成事業の積極的な周知を図るとともに、助成要望団体からの様々な相談に応じ、便宜の向上に努める。</p> | <p>○ 国民が助成の仕組みや手続を理解しやすく利用しやすくするために、以下の取組を行った。</p> <p>a 募集案内用パンフレットについて、従来基金別に4種類作成していたものを、一冊にまとめ、分野横断的に活動している応募団体にも分かりやすいものとした。</p> <p>b 募集要領をホームページに掲載するに当たり、掲載内容、構成等を改善し、分かりやすいものとした。</p> <p>c 募集手続き等を更に分かりやすくして欲しいとの要望に応じて、従来のホームページ用と社会福祉協議会用のQ&Aを見直すとともに、応募団体用として特別分、地方分、地方分モデル事業のQ&Aを新たに追加作成した。</p> <p>d 地方分の応募団体に対する適切な指導を依頼するため、窓口となる都道府県・政令指定都市社会福祉協議会を対象とした事務説明会を開催した。(平成18年8月21日)</p> <p>【事業報告会の開催等】 #67</p> <p>○ 前年度の事業評価において特に評価の高かった事業を紹介する事業報告会を、従来の年2回から6回へ大幅に増やした。</p> <p>○ 事業報告会では、助成事業の積極的な周知を図るとともに、個別相談の機会も設け、各地の団体の相談にきめ細かく応えることができた。</p> <p>○ 社会福祉協議会に対して事務説明会を開催し、各地域においても助成事業の説明会を開催するよう促すとともに、要請のあった社会福祉協議会が開催する説明会に機構職員を派遣した。また、助成事業の適正な執行に資するため、12道府県市の社会福祉協議会において、当該地域の助成先団体を対象に事務指導を実施した。</p> <p>○ 助成事業実施団体の活動の一助となるよう冊子「助成事業に役立つヒント集」を作成し、平成19年度助成事業実施内定団体等に配布するとともに、ホームページ上にも公開した。</p> |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---------|---------|------------|------------|
|---------|---------|------------|------------|

| <p>イ 助成事業の事後評価を徹底し、その成果を、助成事業採択や基金事業運営の改善、助成団体への指導助言に活かしていくとともに、評価の高い助成事例については、広く周知を図ることにより、民間団体の活動の推進に資するとともに、有望な助成案件の把握に努めること。</p> | <p>(イ) 助成の応募などの手続について電子申請の実現に向けて準備を進める。</p> <p>イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者の委員会を設けて一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。</p> <p>(ア) 助成事業の選定にあたっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認めるが、毎年度の事業終了後に行う事業評価の結果によっては打ち切る。 ・ 上記委員会において、審査及び選定の方針を定め、それに基づき選定を行う。 ・ 採択した事業については、毎年1回4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。 | <p>(ウ) 平成17年度の課題整理を踏まえ、電子申請の導入のための実施方針を検討する。</p> <p>イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者からなる「基金事業審査・評価委員会」（以下、「審査・評価委員会」という。）において一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。</p> <p>(ア) 平成19事業年度分の助成事業の選定にあたっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認める。なお、平成17事業年度分からの継続事業については、その事業評価の結果によっては打ち切る。 ・ 審査・評価委員会において、平成17事業年度分の事業評価の成果も踏まえ、平成19事業年度分の助成事業の選定方針を策定し、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努める。 ・ 採択した事業については、平成19年4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。 | <p>【助成手続きの電子化の実施方針検討】 #68</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各都道府県社会福祉協議会が推薦事務手続きを行うに当たっての利便性を高めるため、「地方分助成」に係る推薦書類一式及び交付要望書受付処理簿をダウンロードできる社協専用サイトを設置した。 ○ 審査部会審査委員がオンライン上で「特別分助成」に係る審査資料を閲覧でき、また審査資料をダウンロードできる審査委員専用サイトを設置し、審査事務の効率化を図った。 ○ 事後評価のために助成団体から提出される自己評価書をweb上で提出できる仕組みを構築した。 <p>【助成事業の選定】 #69</p> <p>○ 平成19年度分助成事業については、事後評価の中間取りまとめの内容を踏まえ策定された「平成19年度分助成事業の選定方針」に基づき、審査・評価委員会において審議し、1,033事業（一般分162、特別分105、地方分766）を選定した。</p> <p style="text-align: right;">（金額：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">要 望</th> <th colspan="2">採 択</th> <th colspan="2">採択率 (%)</th> </tr> <tr> <th>事業数</th> <th>金額</th> <th>事業数</th> <th>金額</th> <th>事業数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般分</td> <td>173</td> <td>2,311</td> <td>162</td> <td>1,739</td> <td>93.6</td> <td>75.2</td> </tr> <tr> <td>特別分</td> <td>480</td> <td>2,157</td> <td>105</td> <td>438</td> <td>21.9</td> <td>20.3</td> </tr> <tr> <td>地方分</td> <td>1,303</td> <td>2,095</td> <td>766</td> <td>1,238</td> <td>58.8</td> <td>59.1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,956</td> <td>6,563</td> <td>1,033</td> <td>3,415</td> <td>52.8</td> <td>52.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地方分の「要望」については、各社会福祉協議会に申請された件数及び金額である。 事業数及び金額には、複数年助成事業（二年次目）を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般分 162 事業のうち、平成 21 年度まで 3 ヶ年継続して事業を行うことを計画しているものは、24 事業である。 なお、平成 17 年度から 3 ヶ年継続実施している 20 事業については、事業評価を実施した結果、いずれについても事業の継続を認めた。 | 区分 | 要 望 | | 採 択 | | 採択率 (%) | | 事業数 | 金額 | 事業数 | 金額 | 事業数 | 金額 | 一般分 | 173 | 2,311 | 162 | 1,739 | 93.6 | 75.2 | 特別分 | 480 | 2,157 | 105 | 438 | 21.9 | 20.3 | 地方分 | 1,303 | 2,095 | 766 | 1,238 | 58.8 | 59.1 | 合計 | 1,956 | 6,563 | 1,033 | 3,415 | 52.8 | 52.0 |
|--|--|---|---|-------|---------|------|-----|--|---------|--|-----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|-------|-----|-------|------|------|-----|-----|-------|-----|-----|------|------|-----|-------|-------|-----|-------|------|------|----|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 区分 | 要 望 | | 採 択 | | 採択率 (%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業数 | 金額 | 事業数 | 金額 | 事業数 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般分 | 173 | 2,311 | 162 | 1,739 | 93.6 | 75.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別分 | 480 | 2,157 | 105 | 438 | 21.9 | 20.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方分 | 1,303 | 2,095 | 766 | 1,238 | 58.8 | 59.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1,956 | 6,563 | 1,033 | 3,415 | 52.8 | 52.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|------|------|--------|--|
| | | | <p>【多様な助成ニーズへの対応】 #70</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度分の助成事業については、平成17年度分助成事業の事後評価の中間取りまとめを踏まえて平成18年12月に策定した選定方針に基づき選定を行い、以下のとおり、多様なニーズに適切に対応した事業に助成を行うことができた。 <ul style="list-style-type: none"> a 独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業の占める割合が84.3%に達した。 (参考：年度計画の目標70%以上) b 従来の枠に留まらない新しい事業として、80事業(参考：平成18年度55事業)を採択した。 c 重点分野に関する助成事業として、277事業(参考：平成18年度141事業)を採択した。 d 複数年助成事業として、6事業(参考：平成18年度5事業)を採択した。 e 平成19年度助成分より地方分においてモデル事業を創設し、53事業採択した。 <p>【地方分モデル事業の創設】 #71</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度募集より、事後評価において評価の高かった事業のうち、各地において更に普及させることが望ましい事業をモデル事業として地方分において募集することとした。 ○ 平成19年度募集においては、国の重点施策である少子化対策を踏まえ、子どもを狙った犯罪被害を防止する趣旨から、子育て支援事業の一環として、携帯電話による子育て情報(防犯・防災、イベント、感染症・医療、食品・食中毒等)配信事業をモデル事業として取り上げ、従来の地方分とは別枠で募集を行い、53件採択した。 なお、地方分モデル事業については、全国紙等に事業概要、内定先団体等を掲載した。 〈添付資料：21〉 <p>【採択事業の公開】 #72</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年分として採択した事業については平成18年4月13日にパンフレットに掲載し、平成19年度助成分として採択した事業については、平成19年4月中旬までにパンフレットに掲載できるように準備を行った。 ○ また、平成19年度分として採択した事業については、平成19年3月26日に機構ホームページで公開するとともに、採択団体が年度当初よりスムーズに事業を開始できるように、内定通知を事業開始年度前に実施した。 |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|------|--|---|--|
| | <p>(イ) 助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに上記委員会及び事務局が行う総合評価により行う。 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表にあたっては、特に評価の高い事業を、毎年度平均20事業以上選び出し特に明記するとともに、年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。 職員の専門性を高めるとともに、評価の専門家を確保することにより、助成団体の事業実施に対する的確な指導助言ができるように努める。 | <p>(イ) 平成17事業年度分の助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに審査・評価委員会及び事務局が行う総合評価により行う。自己評価及び総合評価の方法については、平成15年度からの3か年の事業評価の成果と課題を踏まえ、その改善に努める。 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表にあたっては、特に評価の高い事業を、20事業以上選び出し特に明記するとともに、平成18事業年度又は平成19事業年度における年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。 助成団体の事業実施に対する的確な指導助言ができるよう、職員の専門性を高めるための研修を行う。 | <p>【平成17年度分助成事業の事後評価】 #73</p> <p>○ 平成17年度分助成事業の事後評価については、助成団体による自己評価、審査・評価委員会評価部会委員等によるヒアリング評価及び機構事務局による書面評価を実施し、平成19年3月の審査・評価委員会において、最終報告（平成17年度助成事業に関する事後評価報告書）を行った。</p> <p>《最終報告書の主な内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己評価、ヒアリング評価及び書面評価を通じての助成事業の全般的な状況 各評価方法毎の4か年の全体的な状況 事業評価結果の基づく今後の課題 平成20年度募集要領等の策定に当たっての提言 <p>○ 最終報告書における提言については「平成20年度分助成事業の募集要領」の見直しに反映させるとともに、事後評価の実施過程で把握された課題については、平成18年度助成事業の事後評価の実施方法等に反映させることとしている。</p> <p>《平成17年度分助成事業の事後評価の内容》</p> <p>a 自己評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 全助成事業（768事業）について助成団体が自己評価を実施し、自己評価書が提出され、平成18年6月の審査・評価委員会評価部会にその概要を報告した。 <p>b ヒアリング評価及び書面評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒアリング評価については、一般分助成事業の3年間継続事業、重点助成分野の事業及び新しい活動について優先的に、106事業実施し、書面評価については、ヒアリング評価を行った事業を除く全事業（662事業）について実施した。 <p>c 選定方法への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度分助成事業の自己評価及びヒアリング評価の成果等を早急に助成事業の選定に反映させるため、中間取りまとめを実施し、平成19年度助成事業の選定方針に反映した。 |

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>ウ 助成先の団体や、他の資金助成を行う団体などと積極的に情報交換・意見交換を行うとともに、基金による資金助成が真に必要な分野についての調査研究に努めること。</p> | <p>ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。 (ア) 助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。</p> <p>(イ) 我が国の福祉施策や地域福祉の動向、さらには本基金の果たしている役割、助成事業の社会的波及効果等について調査研究を行い、今後の基金助成の方向について検討する。</p> | <p>ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。 (ア) 助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。</p> <p>(イ) 地方分助成事業における助成業務の運用実態と成果及び課題を調査し、今後の地方分助成事業の効果的な助成のあり方について調査研究を実施する。</p> | <p>【平成16年度分助成事業の評価結果の公開等】 #74</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金事業の優れた成果を普及し、基金事業に対する理解を深めるため、平成16年度分助成事業の事後評価において特に評価の高かった事業のうち6事業について、7月に全国6ヶ所で事業報告会を開催するとともに、事業報告会の内容を2回にわたり全国紙に掲載した。 ○ 平成17年度分助成事業の事後評価結果については、平成19年3月の審査・評価委員会で報告した後、事後評価報告書をホームページに掲載した。 また、高い評価を受けた特に優れた事業を35件選定し、事後評価報告書に明記するとともに、ホームページで紹介した。 <p>【職員の専門性を高めるための研修】 #75</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間福祉活動、障害福祉、介護保険、児童福祉などの各分野の専門家を講師に招き、助成事業を評価し、助成団体に対して助言や支援を行う際にどのような視点を持つべきかなどについて職員研修(4回)を実施し、職員の専門性の向上に努めた。 <p>【民間助成団体との意見交換等】 #76</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成先の団体に対する事務指導、事業報告会時における助成相談、助成事業終了後のフォローアップ調査等により、助成ニーズ等の把握に努めた。 ○ (財)助成財団センター、日本財団及び中央共同募金会等の民間助成財団や中間支援組織との間で意見交換等を実施した(合計3回)。 ○ また、他の助成団体が開催する助成に関するセミナーや助成事業を実施する団体との意見交換の場に積極的に参加し、今後の助成事業の運営等について情報収集などを行った。 <p>【地方分事業の効果的助成のあり方に関する調査研究】 #77</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各都道府県及び政令指定都市社会福祉協議会(61社協)に対して、地方分助成の運用実態調査を実施し、その結果を中間集計し、8月21日の社会福祉協議会の事務説明会において概要を報告した。 ○ また、上記調査を基に社協の属性別に18箇所の社協を抽出し、聴き取り調査を行った上で、今後の地方分助成事業の効果的な助成のあり方について、調査結果をとりまとめた。 |
|---|---|--|---|

| 評価の視点 | | 自己評価 | A | 評価項目 9 | 評定 | A | |
|---|--|--|---|--------|--|---|--|
| <p>○ 募集要領の公開について、中期計画で示された期日までにホームページへ掲載できたか。</p> <p>○ 助成金の電子申請について、どのような準備が進められたか。</p> | | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【募集要領の公開等】 #65、66、67</p> <p>○ 平成19年度分助成事業の募集に先立って、従来11種類に細分化されていた募集要領を3種類にまとめて応募団体に分かりやすいものにするるとともに、内容の見直しも行い、応募団体の利便性の向上を図った。</p> <p>○ 募集要領のホームページでの公開については、8月3日に募集要領の速報版を掲載し、8月18日には応募様式等全てのコンテンツを掲載できたところであり、中期計画・年度計画の目標より早期の情報提供を行うことができた。</p> <p>○ 平成19年度分助成事業の募集については、募集要領の早期掲載を行ったほか、以下のような工夫を行ったことにより、応募件数が前年度に比して33.9%増加した。</p> <p>a 募集の広報について、昨年度の助成事業の成果の広報と効果的に連携させる形で全国紙に展開できた。</p> <p>b 募集要領のホームページにおける掲載内容や応募団体等に送付する募集案内について改善を行った。</p> <p>c 募集案内について、各都道府県・市町村、社会福祉協議会等のほか、現在認証されている全ての福祉関連の特定非営利活動法人に配布した。</p> <p>d 特別分の複数年事業の助成及び新たに創設した地方分モデル事業の助成の募集の専用パンフレットを作成した。</p> <p>e 地方分の応募団体に対する適切な指導を依頼するため、窓口となる都道府県・政令指定都市社会福祉協議会を対象とした事務説明会を開催した。また、併せて、12道府県の社会福祉協議会が主催した応募団体に対する説明会において事務指導を実施した。</p> <p>f 優れた助成事業の成果の周知を図る事業報告会（平成18年度6回開催）において、助成事業の周知と民間活動団体からの個別相談を積極的に行った。</p> <p>【助成手続きの電子化】 #68</p> <p>○ 助成先団体の利便の向上や事務の効率化を図るため、平成15年度以降、逐次、助成手続き等の電子化を進めてきたところであり、平成18年度においては以下の実績を上げることができた。</p> <p>a 各都道府県社会福祉協議会が推薦事務手続きを行うに当たっての利便性を高めるための社協専用サイトの設置</p> <p>b 審査部会審査委員がオンライン上で審査資料を閲覧等できる審査委員専用サイトの設置</p> <p>c 事後評価のために助成先団体から提出される自己評価書をWeb上で提出できる仕組みの構築</p> | | | <p>○ 事後評価システムにより、業務の質の向上を図っていることが評価できる。</p> <p>○ 助成の仕組みが国民にとって分かりやすくなるよう、募集要領を見直す等の努力が見られ、評価できる。</p> <p>○ 各項目で中期目標を上回る成果を上げており評価する。</p> <p>○ ホームページも良く完成されている。</p> | | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>○ 基金事業審査・評価委員会が設置され、適切に運営されているか。</p> <p>○ 助成事業の選定については、中期計画に示されたとおり適切に行われているか。</p> <p>○ 助成対象先の選定に当たっては、従来の枠を超えた新しい活動を助成対象としているか。（前文①）</p> | <p>【基金事業審査・評価委員会の運営】 #69</p> <p>○ 審査・評価委員会については、客観性及び透明性を確保するため、外部有識者（各福祉分野における専門家）により構成されており、平成18年度については、委員会2回、部会を5回開催し、適切かつ厳格に審議を行うことができた。</p> <p>【助成事業の選定とその広報】 #55、58、69、70、71、72</p> <p>○ 平成19年度助成分の募集に際して、審査・評価委員会において、平成17年度に実施した事後評価の結果による提言を反映させた募集要領を策定し、募集を実施することができた。</p> <p>○ 助成事業の選定に先立って、審査・評価委員会審査部会において、国の政策動向等を踏まえた効果的な資金助成を行うため、6つの重点助成分野に関する助成事業を優先採択する等の選定方針を策定した。</p> <p>○ 応募された事業については、この選定方針に基づき、2回にわたる審査・評価委員会審査部会において厳正に審査された後、評価委員を加えた審査・評価委員会において更に審査の上、採択された。</p> <p>○ また、平成16年度評価部会の事後評価報告書の提言を受け、平成18年度分募集から、特別分において、従来より要望の多かった複数年助成事業を若干数募集することとしたが、平成19年度分助成事業においても、引き続き募集を行うこととし、複数年にわたって助成することにより一層の事業効果や成果が期待できる事業にも対応できるようにした。</p> <p>○ 平成19年度助成の募集から、事後評価において評価の高かった事業のうち、各地において更に普及させることが望ましい事業をモデル事業として地方分において募集することとし、国の重点施策である少子化を踏まえたモデル事業として、53事業を採択した。</p> <p>○ これらの結果、客観性及び透明性をもって事業の必要性、妥当性が認められた事業を厳選採択し、助成事業の選定を行うことができた。</p> <p>【新しい活動への助成】 #53、70</p> <p>○ 従来の枠を超えた新しい活動に対する助成については、平成18年度分の助成に係る募集要領に明記することで積極的に周知を図るとともに、選定方針にも当事業を積極的に助成対象とする旨を明記し、この選定方針に基づき審査を行った結果、昨年度の55事業を大幅に上回る80事業を採択できた。</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|---|---|--|
| <p>○ 重点助成分野の設定数は中期目標を達成しているか。(前文①)</p> <p>○ 障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動に対し特に必要な助成が行われているか。(前文①)</p> <p>○ 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が中期計画の数値を達成しているか。(助成事業実施の翌々年度に測定) (前文①)</p> <p>○ 総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業への助成件数の割合が中期計画の数値を達成しているか。(前文②)</p> <p>○ 事後評価については、中期計画に示されたとおり適切に行われているか。</p> | <p>【重点助成分野の設定及び優先採択】 #54,70</p> <p>○ 重点助成については、平成18年度においても、中期目標に掲げられた目標である4分野を上回る6分野(昨年度は5分野)を重点助成分野として設定した。また、選定方針に当分野の助成事業を優先的に選定する旨を明記し、この選定方針に基づき審査を行った結果、昨年度の141事業を大幅に上回る277事業を採択し、国の政策動向等を踏まえた選定を行うことができた。</p> <p>○ また、複数年助成事業については、政策的必要性が高い事業や先進的な取組を行う事業など6事業に対して採択を行うことができた。</p> <p>【障害者スポーツ国際大会の開催に関する活動への助成】 #56</p> <p>○ 平成16年度の機構法改正の趣旨を踏まえ、特に必要な事業としてフェスピック大会、冬季デフリンピック等の国際大会への派遣や選手強化等を行う事業に対し助成を実施し、障害者の自立と社会参加に対する理解の向上を図った。</p> <p>【助成終了後のフォローアップ】 #57</p> <p>○ 平成16年度分助成事業に関して、助成終了後の事業の継続状況及び自己評価あるいは事後評価等では十分に把握できなかった事業の波及効果等について確認するため、平成18年6月にフォローアップ調査を実施した。当調査結果については平成18年11月に開催した評価部会に報告の上、年内に機構広報誌で公表することができた。</p> <p>○ なお、平成16年度分助成事業においては、助成終了後も引き続き事業を継続しているものの割合は、特別分で91.5%、地方分で91.3%と、中期計画目標値である80%を超えていることが確認できた。</p> <p>【独創的・先駆的事業等への助成】 #59</p> <p>○ 独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業の合計件数が全助成事業件数に占める割合は84.3%に達し、前年度に引き続き中期計画で目標とした70%を大きく上回るすることができた。</p> <p>【事後評価結果の反映】 #60</p> <p>○ 平成18年3月に取りまとめられた「平成16年度助成事業に関する事後評価報告書」における提言(5項目)に基づき、平成19年度分助成事業の募集要領の見直しを行い、事後評価の成果を活かして、適切な助成申請の促進を図ることができた。</p> | |
|---|---|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>○ 事後評価の成果が、資源配分に適切に反映されているか。（前文③）</p> <p>○ 民間福祉団体との意見交換の実施にあわせて、民間資金助成団体との情報交換・意見交換を中期計画に示されたとおり実施しているか。</p> <p>○ 本基金の果たしている役割、助成事業の社会的波及効果等についての調査研究が、中期計画に示されたとおり適切に実施されているか。</p> | <p>【平成17年度分助成事業の事後評価の実施】 #61、67、73、74、75</p> <p>○ 平成17年度分助成事業の事後評価については、助成団体による自己評価、審査・評価委員会（評価部会）及び機構事務局によるヒアリング評価並びに機構事務局による書面評価に基づく総合評価を重層的に実施した。</p> <p>また、それぞれの評価方法とその評価結果について、実施4ヵ年目として傾向分析や総括、課題抽出などを行った。</p> <p>○ 特に、平成17年度分の事後評価の特徴としては、昨年度に引き続き全ての助成事業について自己評価を行うことができたことのほか、ヒアリング評価についても106事業について実施することができたことが挙げられる。</p> <p>○ 平成17年度分の事後評価結果に基づき、平成19事業年度分助成事業の選定方針に「団体の実施体制が十分に確保されていること」、「助成事業終了後も事業継続能力及び意向があり、事業成果の普及が期待できる事業であること」、「利用者本位の取組みを行う事業であること」などに留意して選定することを盛り込んだ。</p> <p>○ このように、平成17年度分の事後評価の成果は、平成19年度分の助成事業選定に反映され、適切な資源配分の推進が図られた。また、平成20年度分の助成事業の募集要領にも同様に反映していくこととしている。</p> <p>○ また、事後評価を通じて得られた知見等を基に、助成事業実施団体の活動の一助となるような親しみやすい冊子「助成事業に役立つヒント集」を作成し、平成19年度助成事業実施内定団体等に配布するとともに、ホームページ上にも公開した。</p> <p>【民間助成団体との意見交換等】 #76</p> <p>○ 助成先の団体に対する事務指導やヒアリング評価等を活用し、助成ニーズ等の把握に努めた。</p> <p>また、（財）助成財団センター、日本財団及び中央共同募金会との間で団体の抱える課題、今後の民間福祉活動に対する支援のあり方や共同して行う事業等について意見交換（合計3回）を行い、連携の強化と情報の共有化を図ることができた。</p> <p>【調査研究の実施】 #77</p> <p>○ 各都道府県及び政令指定都市社会福祉協議会（61社協）に、地方分助成の運用実態調査を実施し、今後の地方分助成事業の効果的な助成のあり方について分析を行い、「地方分助成事業における事務の都道府県別運用実態等から見た効果的な助成のあり方に関する調査研究報告書」を取りまとめることができた。</p> | |
|--|--|--|

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|------------|--------------------|---------------|----------|-----------|---------|----------|--------------|-----------|---------|---|-----|------------------|---------------|----------|-----------|---------|----------|--------------|-----------|---------|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>4 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>4 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>4 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 また、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）の改正実施に伴う事務取扱を適正に行う。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1531 919 2184 1272"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成18事業年度 変更後予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>685,415人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>73,778人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>88,051,620千円</td> </tr> <tr> <td>単 位 掛 金 額</td> <td>42,300円</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 平成18事業年度 変更後予定額 | 4月1日現在の被共済職員数 | 685,415人 | 退職手当金支給者数 | 73,778人 | 退職手当金支給額 | 88,051,620千円 | 単 位 掛 金 額 | 42,300円 | <p>4 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。 また、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）の改正に伴う事務取扱を適正に行った。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" data-bbox="2223 919 2878 1272"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成18事業年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>685,415人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>73,791人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>88,051,620千円</td> </tr> <tr> <td>単 位 掛 金 額</td> <td>42,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 退職手当金の支給者数及び支給額は、当初計画では、69,473人、82,365,055千円であったが、国の予算の流用（平成19年2月5日）に伴い、73,778人、88,051,620千円に年度計画を変更している。</p> | 区 分 | 平成18事業年度 (実績) | 4月1日現在の被共済職員数 | 685,415人 | 退職手当金支給者数 | 73,791人 | 退職手当金支給額 | 88,051,620千円 | 単 位 掛 金 額 | 42,300円 |
| 区 分 | 平成18事業年度 変更後予定額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4月1日現在の被共済職員数 | 685,415人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職手当金支給者数 | 73,778人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職手当金支給額 | 88,051,620千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単 位 掛 金 額 | 42,300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 平成18事業年度 (実績) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4月1日現在の被共済職員数 | 685,415人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職手当金支給者数 | 73,791人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職手当金支給額 | 88,051,620千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単 位 掛 金 額 | 42,300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|---|--|---|--|
| <p>業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均所要期間を中期目標期間中に75日以内に短縮すること。</p> | <p>業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図るとともに、掛金等の給付財源が早期に確保できるよう必要な措置を講ずることによって、請求書の受付から給付までの平均所要期間に関する中期目標を達成する。</p> | <p>業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 受付から給付までの期間を短縮するため、次のことを実施する。</p> <p>(ア) 国庫補助金等の退職手当金支給に必要な資金について、請求の動向に対応し迅速に支払いが出来るよう、国及び都道府県とも調整を図り、その確保に努める。</p> <p>(イ) 請求書の審査事務について、更に簡素化を進める。</p> | <p>【平均所要期間】#78</p> <p>○ 退職手当金の請求件数は年々増加傾向となっているが、平成18年度においても請求件数が増加したこと及び制度改正に伴う事務の複雑化等により、国及び都道府県の補助金等の予算制約による影響（資金調達に要した日数）を除外した平均所要期間は67.1日となった。</p> <p>○ 国庫補助金等の退職手当金支給に必要な資金については、請求の動向に対応し迅速に支払いができるよう、国及び都道府県と調整を図り、その確保に努めたが、次の理由により資金調達に期間を要したため、請求書の受付から給付までの平均所要期間は91.7日となった。</p> <p>① 請求件数の増加により当初予算では給付財源が大幅に不足し、追加財源の措置について、厚生労働省内予算の流用承認（平成19年2月）を待たなければならなかったこと</p> <p>② 都道府県補助金に係る単位金額が引き上げられたため、同補助金の納付が年度後半にずれること</p> <p>○ 請求書の審査事務については、平成19年1月より退職手当金請求書等に係る不備照会の簡素化を行うなど、審査事務の効率化を図った。</p> <p>〈添付資料：22〉</p> |
| <p>イ 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での負担の軽減に努めること。</p> | <p>イ 提出書類の簡素化、提出書類の作成支援を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。</p> | <p>イ 利用者の事務負担を軽減するため、共済契約者が機構に提出する「掛金納付対象職員届」を電子媒体による届出に改められるよう検討する。</p> | <p>【掛金納付対象職員届の電子申請化】#79</p> <p>○ 「掛金納付対象職員届」については、毎年4月末までに提出を求め7月末までに内容を確認のうえ、4月1日現在の被共済職員数（平成18年度：約68万5千人）を確定させる必要があり、被共済職員の増加傾向が続く状況下で短期間に集中した処理が求められている状況を踏まえ、共済契約者における事務負担軽減の観点及び機構における事務効率化の観点から、インターネットを利用した電子届出の検討を行った。</p> |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---|---|---|---|
| <p>ウ 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。</p> | <p>ウ 年次計画を定め、順次業務委託先を通じて、共済契約者の事務担当者に対する実務者研修を実施することとし、研修会開催が困難な業務委託先には、現地における事務指導を行う機会を設けるなど全都道府県において共済契約者の事務担当者に研修の機会を提供する。</p> | <p>ウ すべての業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）を対象とした事務打合会を実施することとし、共済法改正後の事務処理の円滑、適正な実施を周知する。</p> <p>また、約30都道府県において開催される共済契約者の事務担当者に対する実務研修会（都道府県社会福祉協議会等主催）に赴き指導するとともに、掛金納付対象職員届、請求書・退職届の記載誤りが多い共済契約者について、個別に指導する。</p> | <p>さらに、その検討結果を踏まえ、WAMNETのネットワーク基盤を活用した電子届出システムを構築した。これにより、平成19年度から掛金納付対象職員届について電子届出により処理することとした。</p> <p>なお、システム運用開始について共済契約者を対象とした実務研修会等において周知を図った結果、全共済契約者のうち47%にあたる7,551法人からシステム利用の申し込みがあり、システム専用ID及びパスワードを発行するなど、利用に対応するための準備を平成18年度中に完了した。</p> <p>【業務指導等の強化】 #80</p> <p>○ 平成19年2月15日にすべての業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）を対象とする事務打合会を開催し、共済法改正による事務取扱の変更点に関して適正な処理を行うよう周知を図った。</p> <p>○ また、業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）の主催する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会（34都道府県において延べ41回開催）の全てに、機構の職員が赴き、共済法改正による事務取扱手続きや、請求書・退職届の記載に当たって特に注意すべき事項等について必要な指導を行った。</p> <p>なお、実務研修会が開催された都道府県において、共済契約者を直接訪問し、制度改正の周知及び各種提出書類の適正な処理の要請を行うなど個別の事務指導を18件行った。</p> |

| 評価の視点 | 自己評定 | A | 評価項目 10 | 評定 | A |
|--|--|---|---------|--|---|
| <p>○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期目標を達成できているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。</p> <p>○ 提出書類の作成支援がどのように進められているか。</p> <p>○ 提出書類及び記載項目が以前と比較して簡素化が図られているか。なお、手続きについては、法令等により一定の制約があることを考慮する。</p> <p>○ 業務委託先への業務指導を徹底し、窓口相談、届出受理の機能強化が図られているか。</p> <p>○ 年次計画が定められ、共済契約者の事務担当者に対する研修会が年次計画どおりに開催されているか。</p> | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【平均所要期間】 #78</p> <p>○ 退職手当金の請求書受付から支給までの平均所要期間（中期目標75日）は、91.7日（前年度84.2日）となったが、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約（資金調達に要した日数）を除外した平均所要期間は67.1日（前年度57.2日）となり中期目標の範囲内となった。</p> <p>所要期間の延伸については、①平成18年度においても請求件数が増加したこと②制度改正に伴う事務の複雑化等のため書類審査に要する日数が増加したことによるものである。</p> <p>また、退職手当金請求書等に係る不備照会については、原則文書照会としていたが、事務処理の迅速化の観点から、軽易な不備については電話確認等に切り替えるなど、審査事務の効率化を図った。</p> <p>【掛金納付対象職員届の電子申請化】 #79</p> <p>○ 共済契約者を対象とした「パソコンの利用状況に関するアンケート」を実施し、その集計結果を踏まえて、「掛金納付対象職員届」についてインターネットを利用した電子届出の検討を行い、さらに、WAM NETのネットワーク基盤を活用した電子届出システムを構築し、全共済契約者のうち47%が19年度から電子届出により処理することを可能とした。</p> <p>「掛金納付対象職員届」については、毎年4月末までに提出を求め7月末までに内容を確認のうえ、4月1日現在の被共済職員数（18年度：約68万5千人）を確定させる必要があり、被共済職員の増加傾向が続く状況下で短期間に集中した処理が求められているところであるが、このシステムの稼働開始により、次のような効果が見込まれる。</p> <p>(共済契約者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載ミスの防止等による事務の軽減 ・郵送料の削減 ・セキュリティの向上 <p>(機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票印刷費用の削減 ・郵送料の削減 ・パンチ入力費用の削減 ・不備照会に係る事務負担の軽減 <p>【業務指導等の強化】 #80</p> <p>○ 事務打合せについては、業務委託者に対し共済法改正後の事務取扱の適正な業務指導を徹底するため、2月に開催した。</p> <p>また、実務研修会への職員の派遣についても、制度改正後の事務取扱を適正に行うため、34都道府県において延べ41回に及ぶ研修会に全て派遣し、年度計画の30都道府県を上回った。</p> <p>なお、共済契約者に対する個別の事務指導については、制度改正内容の理解状況を把握することを狙いとして今年度から行ったものであるが、概ね理解されているものとの結果であった。</p> | | | <p>○ 受付から給付までの平均所要期間の更なる短縮について努力を望む。</p> <p>○ 受付から給付までの平均所要期間について、中期目標を達成しているものの、平成17年度と比較し延伸してしまっている。</p> | |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---------|---------|------------|------------|
|---------|---------|------------|------------|

第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。

なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事業が見直されるものとする。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

また、平成17年度に国において事業の見直しの検討を進めており、引き続き国とともに必要な検討を行う。

平成17年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で報告書を取りまとめ、国に提出するとともに、同報告書について、①道府県・政令指定都市に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

（参考）

| 区 分 | 平成18事業年度 |
|-----------------|--------------|
| 新規加入者数 | 1,764人 |
| 新規年金受給者数 | 2,222人 |
| 保険対象加入者数 | 93,715人 |
| 年金給付保険金支払対象障害者数 | 42,711人 |
| 死亡・障害保険金額 | 8,005,900千円 |
| 年金給付保険金額 | 10,355,278千円 |

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。

【事業の見直しの検討】#81

○ 国において事業見直しの検討が進められていることから、検討に必要な資料の作成及び情報提供を行った。

【財務状況の検討と公表】#82

○ 平成18年8月22日に財務状況検討会報告書を取りまとめ、9月6日に国に提出した。

また、以下のとおり関係者への説明及び情報の公表等を行った。

a 平成18年9月14日に機構のホームページで公表を行った。

b 道府県・指定都市に対し、平成18年10月27日及び11月2日に開催した事務担当者会議において報告を行った。

c 障害者関係団体（親の会等）に平成18年12月1日及び6日に説明を行った。

なお、当該事業における新規加入者数その他の実績については、次のとおりである。

（実績）

| 区 分 | 平成18事業年度 （実績） |
|-----------------|------------------|
| 新規加入者数 | 1,788人 |
| 新規年金受給者数 | 2,324人 |
| 保険対象加入者数 | 93,582人 |
| 年金給付保険金支払対象障害者数 | 43,028人 |
| 死亡・障害保険金額 | 8,284,400千円 |
| 年金給付保険金額 | 10,464,780千円 |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---|---|---|---|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p> | <p>【扶養保険資金の運用】 #83</p> <p>○ 扶養保険資金の運用については、金銭信託契約に基づき、以下のとおり安全性を重視した運用を行い、3.05%の運用利回りとなった。</p> <p>《運用の資産構成割合実績：平成18年度末》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債券などの安全資産 72.6%【50%以上】 ・株式、外貨建資産 27.4%【30%以下】 ・不動産 0%【20%以下】 <p>(注)【 】内は、金銭信託契約上の資産構成割合である。</p> <p>○ また、共同受託者に対して、四半期ごとに運用成績等の報告を求め、市場動向を考慮しつつ、安全性を重視した運用を行うよう指導を行った。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：23〉</p> |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---|---|--|---|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業 (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図ること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議（年間2か所）を開催する。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>5 心身障害者扶養保険事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>事務担当者会議を2か所で開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。</p> | <p>【事務担当者会議の開催】#84</p> <p>○ 平成18年度においては事務担当者会議を以下のとおり2か所で開催し、適正に事務処理を行うための留意事項の徹底を図るなど、地方公共団体との連携に努めた。</p> <p>－事務担当者会議開催日程－</p> <p>① 開催日 平成18年10月27日（金） 開催場所 栃木県 出席者数 42名</p> <p>② 開催日 平成18年11月2日（木） 開催場所 佐賀県 出席者数 39名</p> <p>○ 平成18年12月にWAM NET上に地方公共団体の扶養保険事務担当者専用のコーナーを開設し、各種様式及び事務担当者会議資料等の提供を開始した。</p> <p>○ 平成18年12月に地方公共団体における加入者、年金受給者の管理状況等の事務処理状況調査を実施し、地方公共団体の管理状況の取りまとめを行った。</p> <p>○ 平成19年3月に全ての加入者及び年金受給者への制度周知のためのパンフレット（12万部）を作成し、各道府県・指定都市に送付し加入者等へ送付するよう依頼した。</p> |

| 評価の視点 | 自己評定 | B | 評価項目 1 1 | 評定 | B |
|---|--|---|----------|--|---|
| <p>○ 加入者等に対し、財務状況が定期的に公開されているか。</p> <p>○ 金銭信託契約に基づいて安全性を重視した運用が行われているか。</p> <p>○ 地方公共団体の担当者を対象とした事務担当者会議が中期計画どおり開催されているか。</p> | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【財務状況の定期的な公開】 #81,82</p> <p>○ 財務状況検討会を開催し、機構のホームページに報告書を掲載し、公開している。 また、平成17年度決算に基づく心身障害者扶養保険財務状況将来予測を取りまとめ、国、道府県・指定都市に報告するとともに、障害関連団体への説明、機構のホームページでの公開を実施した。</p> <p>【安全性を重視した資金運用】 #83</p> <p>○ 扶養保険資金の運用については、共同受託者からの運用成績等の定期的な報告を受けるとともに、適切な指導を行うことにより、安全性を重視した運用を行った。</p> <p>【事務担当者会議の開催等による適正な事務の支援】</p> <p>○ 事務担当者会議を2か所で開催し、加入者等の異動状況把握に万全を期すよう依頼するなど、適正な事務処理のための周知を行った。</p> <p>○ 全ての加入者・受給者向けのリーフレットを作成し、請求・届出等の手続きに漏れがないよう周知を図った。</p> <p>○ WAM NETに地方公共団体担当者専用のコーナーを開設し、機構へ提出する様式などの電子媒体での提供を開始した。</p> | | | <p>○ 繰越欠損金の解消に向け、国において制度の見直しが行われることを希望する。</p> <p>○ 制度の更なる周知を期待する。</p> <p>○ 繰越欠損金が出ているという財務的状況のみで評価すべきでないと思われ、業務としては順調に運用されているとも判断できる。</p> <p>○ 財政状況の公開、安全性重視の運用、事務担当者会議の実施について、計画どおり行われている。</p> <p>○ 請求漏れ防止のための対応について評価する。</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|---|--|--|---|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年度の介護保険制度の施行に際しては、指定事業者データの蓄積及び利用者への情報提供 平成13年度の福祉サービスの第三者評価事業の導入に当たっては、第三者評価機関及び受審済事業者の評価結果の情報提供 平成15年度の障害者支援費制度の導入に当たっては、指定事業者データベースの構築及び利用者への情報提供 その他、社会福祉法人等の情報提供システムやデータベースの構築 <p>等、国の施策を支援するための事業を展開してきたところであるが、今後、事業の運営に当たっては、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> | <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：24〉</p> |
| <p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>福祉及び保健医療情報の利用者ニーズに対応するため、効率的な情報提供基盤の整備及び活用に努めること。</p> | <p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア WAM NET事業の運営に当たっては、事業の効率的な運用及び管理のために必要な機器等基盤の整備に努める。</p> | <p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 平成17年度に策定した、一般のインターネット接続環境を利用した送信方法に移行するという「送信回線移行計画」に基づき、移行可能な都道府県における専用回線を廃止する。</p> | <p>【送信方法移行計画に基づいた専用回線の廃止】#85</p> <p>○ 平成18年6月に開催した各都道府県のWAM NET担当者を集めた会議において、介護事業者情報に係る送信方法の変更を説明し、一般のインターネット接続環境を利用した送信方法に移行することが可能な都道府県(36都道府県)について、8月に専用回線を廃止した。</p> |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---------|--|---|---|
| | <p>イ 支援費事業者情報システム等については、行政機関や関係団体がWAM NETに直接入力することにより、情報の蓄積、活用が同時に行えるという特性を活かし、情報収集の効率化や利便性の向上を図っているところであるが、今後は、他の事業についてもこのような特性を適用していく。</p> | <p>イ 平成18年度に厚生労働省が実施を計画している福祉保健医療事業の中からWAM NETの特性を活かすことが期待できる事業をリストアップし、WAM NETの利活用の可能性について検討を行う。</p> | <p>【WAM NETの利活用】 #86</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度においては、WAM NETの利活用方法として、厚生労働省障害福祉部から相談があった精神保健福祉士養成施設の事業報告システムの構築と厚生労働省が開催する会議の動画配信を主要テーマとして整理し検討を行った。 なお、これらのテーマについては、平成19年度も引き続き検討していくこととしている。 ○ 退職手当共済事業に関して、共済契約者が毎年4月に提出する「掛金納付対象職員届」について、WAM NETを通じて電子届出を行うシステムを構築した。 |
| | <p>ウ 福祉及び保健医療分野において多様で多数の利用者が存在するというメリットやセキュリティーの高いイントラネットの環境を活かし、他の機関の事務事業について、その執行の便宜性、効率性の観点からWAM NETの基盤を利活用することが有効と判断されるものについて、本事業の目的を損なわない範囲で委託を受け入れること等により収入の確保を目指す。</p> | <p>ウ WAM NETの本来事業の目的を損なわない範囲で収入事業の拡大を図るとともに、バナー広告・介護保険業務管理ソフト広告以外の収入確保に向けた取組方針の策定を行う。</p> | <p>【収入確保の実績及び取組方針の策定】 #87</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度においては、バナー広告で7,560千円、介護保険業務管理ソフトの広告で2,866千円の収入を得た。 ○ 看護師等養成所報告管理システムの保守・管理に係る受託業務収入として、平成18年度に9,000千円を計上した。 ○ また、バナー広告・介護保険業務管理ソフト広告以外の収入確保に向けて、検討を行った。 |

| 評価の視点 | 自己評定 | A | 評価項目 1 2 | 評 定 | A |
|---|---|---|----------|---|---|
| <p>○ 事業の効率的な運用及び管理のために必要な基盤整備が適切に行われているか。 なお、本事業の遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範囲での実施となる事情を考慮する。</p> <p>○ WAM NETの特性を活かして情報収集の効率化や利便性の向上が適切に図られているか。</p> <p>○ 既存コンテンツの見直しを含めた新たな有料コンテンツの構築、又は外部からの業務受託により収入確保につながっているか。</p> | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【送信方法移行計画に基づいた専用回線の廃止】 #85</p> <p>○ インターネット接続環境を利用した介護事業者情報の新しい送信方法に移行するための「移行計画」に基づき、8月に36都道府県について、専用回線を廃止した。これにより、経費の削減及び事務の効率化を図った。</p> <p>【WAM NETの利活用】 #86</p> <p>○ WAM NETの利活用方法として、精神保健福祉士養成施設の事業報告システムの構築と厚生労働省が開催する会議等の効果的な情報発信手法の検討を行った。</p> <p>○ 退職手当共済事業に関して、共済契約者が毎年4月に提出する「掛金納付対象職員届」について、WAM NETを通じて電子届出を行うシステムを構築した。</p> <p>【収入確保の実績及び取組方針の策定】 #87</p> <p>○ 平成18年度においては、バナー広告については7,560千円、介護保険業務管理ソフトの広告については2,866千円の収入を確保し、平成17年度実績を大幅に上回ることができた。 また、バナー広告・介護保険業務管理ソフト広告以外の収入確保に向けて、検討を行った。</p> <p>○ 厚生労働省医政局から看護師等養成所報告管理システムの保守・管理に係る受託業務収入として、平成18年度に9,000千円を計上した。</p> | | | <p>○ 福祉関係者、一般市民、学生等利用者からの評価が高い。期待されている。</p> <p>○ 一部の事業で民間委託の可能性の検討を望む。</p> <p>○ 経費削減、利便性向上の努力が示され、広告収入も伸びており評価する。</p> | |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|--|--|--|---|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 福祉及び保健医療情報の総合的な情報窓口として、網羅的かつ速やかな情報提供と内容の充実に努めること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 従来の福祉介護分野にとどまらず保健医療分野に至る国の施策に対する支援を基本としつつ、他の機関のホームページ等とリンクを拡張することにより、福祉及び保健医療を網羅する情報の充実に努め、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の医療制度改革に伴う医療機関の情報開示の一環として、行政機関情報の有効利用等による医療機関情報の提供 ・ 利用者の健康管理のための保健医療情報とリンクすることにより、時宜を得た迅速な情報提供などにより、利用者の利便性の向上を図っていく。 | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 福祉保健医療分野の行政情報について、厚生労働省と調整を行い、網羅性及び迅速性の更なる向上を図る。</p> <p>また、平成18年10月に予定されている障害者自立支援事業所の番号体系の再編に関して、厚生労働省と調整を行い、円滑な移行が可能となるよう都道府県等へ助言と支援を行う。</p> <p>平成17年度に行ったWAM NETの今後のあり方の検討の中から平成18年度において実施可能なものについて年度内に実施する。</p> | <p>【行政情報の網羅性及び迅速性の確保】 #88</p> <p>○ 平成18年度においては、福祉保健医療分野の最新の行政情報を合計1,337件掲載した。これらの情報については、WAM NETへの迅速な掲載に努めるとともに、このうち477件については、WAM NET利用者の専門性等を考慮し、厚生労働省ホームページに掲載がない全国課長会議資料などの情報について、WAM NET独自の情報として掲載した。</p> <p>また、その他の情報860件についても、厚生労働省ホームページへの直接リンクを設定することにより、利用者の利便性の向上を図り、効率的な情報提供を行った。</p> <p>【障害者支援事業所の番号体系再編に関する支援等】 #89</p> <p>○ 平成18年10月からの障害者自立支援事業所の番号体系の再編に向けて、厚生労働省と調整を行い、円滑な移行が可能となるよう都道府県等へ助言と支援を行った。</p> <p>また、台帳を使用している都道府県等に対して平成18年8月に説明会を開催し、制度改正に合わせて障害福祉サービス事業者情報システムに係る台帳機能を改修した。</p> <p>○ 平成19年4月から実施される医療機関情報公表制度に関連して、各都道府県に対してその取り組み状況についてアンケートを実施し、情報提供の協力依頼を含めて意見交換会を実施した。</p> <p>【WAM NETの今後のあり方の検討】 #90</p> <p>○ WAM NET事業推進専門委員会を、平成19年1月24日に開催した。同委員会の意見等を参考に平成19年3月末に、WAM NETの今後のあり方についてまとめた。</p> |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|--|---|---|--|
| <p>イ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAM NETの利用促進策を積極的に講じ、中期目標期間中に年間アクセス件数700万件以上、利用機関登録数5万件以上を達成すること。</p> | <p>イ WAM NET利用機関の中からモニターを抽出し、操作性、コンテンツなどについてのアンケート調査を定期的実施、意見聴取することにより、操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図り、情報利用者の満足度を高め、利用者の拡大に繋げる。</p> | <p>イ WAM NETモニター調査を実施し、操作性、コンテンツ等について意見聴取を行うことにより、利用機関登録数やアクセス件数の増加に役立てる。また、機構の顧客等を対象に、WAM NETの有効活用を説明し、利用機関登録の促進を図るとともに、平成17年度に実施したWAM NETモニター調査の結果を踏まえ、操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図る。</p> <p>これらによって年度末の利用機関数56,000件、平成18年度のアクセス件数1,000万件の確保を目指す。</p> | <p>【操作性の向上とコンテンツの整備充実】#91</p> <p>○ アンケート調査を平成18年8月4日から8月25日まで実施し、集計及び意見を取りまとめ、10月23日には結果概要を一般向けに公開した。</p> <p>平成18年度のモニター調査については、今回のアンケート調査の意見等を参考に、平成19年2月に実施し、3月には調査結果を報告した。</p> <p>なお、平成17年度のモニター調査において出された意見による見直しについては、4月から行政資料のファイル名に日付を加え、資料のダウンロードについて操作性を向上させ、資料検索を容易にした。</p> <p>また、リンク集について新たなコンテンツである「ワムナビ」を作成し、項目ごとにリンクを整理し、検索しやすくした。</p> <p>○ コミュニティサイトについて、メニュー画面を見直し、情報を探しやすくする等操作性の向上を図った。</p> <p>なお、行政資料コーナー、介護保険・障害福祉サービス事業者検索、医療機関検索の平成18年度における利用状況は、以下のとおりである。</p> <p>a 行政資料コーナー アクセス数 3,861,878件 (平成17年度 4,243,970件) ヒット数 27,420,267件 (平成17年度 32,863,888件)</p> <p>b 介護保険事業者検索 アクセス数 5,890,381件 (平成17年度 5,355,226件) ヒット数 41,163,058件 (平成17年度 36,729,093件)</p> <p>c 障害福祉サービス事業者検索 アクセス数 1,381,592件 (平成17年度 1,014,270件) ヒット数 5,619,095件 (平成17年度 4,035,556件)</p> <p>d 医療機関検索 アクセス数 1,223,387件 (平成17年度 874,608件) ヒット数 9,762,547件 (平成17年度 7,010,946件)</p> <p>○ WAM NET事業推進専門委員会を、平成19年1月24日に開催し、WAM NETの利用促進等について意見を聴取した。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：25〉</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|---|--|--|---|
| | <p>ウ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAM NETの利用の促進を図るため、次の措置を講じることにより、年間アクセス件数及び利用機関登録数に関する中期目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療貸付事業における利用者に対し利活用を勧めることにより、保健医療分野における利用機関登録の促進を図る。 ・ 利用頻度の低い地方を中心に利用機関等を対象とした活用講習会を年2回以上開催する。 ・ WAM NETのコンテンツの充実について審議を行う学識経験者で構成する委員会を年1回開催し、幅広い分野での利用を可能とする。 | <p>ウ WAM NETの利用の促進を図るため、利用登録が少ない都道府県を中心にWAM NETの利用促進を図る講習会を開催する。また、WAM NETのコンテンツやネットワークの充実について、学識経験者の意見を聴取するWAM NET事業推進専門委員会を開催し、今後のWAM NET事業の展開に役立てる。</p> | <p>【WAM NETの利用促進及び登録状況】 #92</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WAM NETの利用の促進を図るため、平成18年度において、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 滋賀県、秋田県、鹿児島県、東京都、大阪府で操作説明会を開催（259人参加） b 日本医師会へ利用機関登録の推進を依頼するとともに、医師会のホームページにWAM NETのリンクを設置 c 病院に対する「施設整備動向アンケート調査」を行う際に、WAM NET案内を配布（平成18年9月 配布数7,457部） d 栃木県で開催された介護報酬に関する集団指導においてパンフレットを配布（平成19年2月 配布数2,000部） e その他、機構主催の福祉医療経営に関する集団経営指導（セミナー）等において、パンフレットを配布した。（配布数約2,000部） ○ 退職手当共済事業の「掛金納付対象職員届」について、WAM NET基盤を利用して電子届出により行うことができるようにしたことから、利用機関登録が増加した（7,551法人が登録）。 ○ WAM NETにおいて、利用機関登録を推進した結果、利用機関登録数が大幅に伸びるとともに、アクセス数も中期目標値の2倍を超える水準を維持した。 <ul style="list-style-type: none"> a 利用機関登録数：平成18年度末 63,479件（参考：平成17年度末 52,664件） b アクセス数：平成18年度 15,784,458件（参考：平成17年度 14,359,970件） ○ WAM NET事業推進専門委員会を、平成19年1月24日に開催し、WAM NETの利用促進等について意見を聴取した。 <p style="text-align: right;">〈添付資料：26〉</p> |
| <p>ウ 情報更新や内容確認の頻度を高めることにより、提供情報が正確で最新の内容となるよう努めること。</p> | <p>エ 情報の改定に併せて情報更新や内容確認を行うほか、利用頻度の高い基本情報は月1回、その他全データについては年1回、情報の正確性、最新性についての検証作業を行う。</p> | <p>エ 情報の改定に併せて情報更新や内容確認を行うほか、利用頻度の高い基本情報は月1回月末に、その他全データは年1回年度末に、情報の正確性、最新性についての検証作業を行う。</p> | <p>【情報の更新及び検証】 #93</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護事業者情報などについては月1回月末に、病院・診療所における施設基準情報などについては年1回年度末に更新した。 |

| 評価の視点 | 自己評定 | A | 評価項目 1 3 | 評定 | A |
|---|---|---|----------|--|---|
| <p>○ 保健医療情報については、他機関とのリンクの拡張が図られているか。</p> <p>○ 医療機関の情報提供がどのように充実されたか。なお、本事業の遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範囲での実施となる事情を考慮する。</p> <p>○ アンケート調査を実施し、その結果をどのように反映したか。</p> <p>○ 年間アクセス件数及び利用機関登録数に関する中期目標の数値を達成しているか。</p> | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【行政情報の網羅性及び迅速性の確保】 #88</p> <p>○ WAM NET利用者の専門性を考慮し、厚生労働省ホームページに掲載がない情報477件を、WAM NET独自の情報として掲載するとともに、最新の情報の迅速な掲載、厚生労働省ホームページへの直接リンクの設置等に努めた。</p> <p>【医師会ホームページとのリンク】 #92</p> <p>○ 日本医師会に働き掛けを行い、ホームページにWAM NETのリンクを貼ることができた。</p> <p>【障害者支援事業所の番号体系再編に関する支援等】 #89</p> <p>○ 平成18年10月に開始される障害者自立支援事業所の番号体系の再編に関して、厚生労働省と調整を行い、円滑な移行が可能となるよう都道府県等へ助言と支援を行った。 また、台帳を使用している都道府県等に対しては、平成18年8月に説明会を開催し、制度の改正に合わせて障害福祉サービス事業者情報システムに係る台帳機能を改修した。</p> <p>○ 平成19年4月から実施される医療機関情報公表制度に関連して、各都道府県に対してその取組み状況についてアンケートを実施し、情報提供の協力依頼を含めて意見交換会を実施した。</p> <p>【操作性の向上とコンテンツの整備充実】 #91</p> <p>○ 平成18年8月にアンケート調査を、平成19年2月にモニター調査を実施し、調査結果を報告した。また、平成17年度のモニター調査において出された意見等を踏まえて、平成18年4月から行政資料のファイル名に日付を付与することにより、ダウンロードをしたファイルの検索性向を容易にし、利用者の利便性向上を図った。</p> <p>○ コミュニティサイトについて、メニュー画面を見直し、情報を探しやすくする等操作性の向上を図った。</p> <p>【アクセス件数及び利用機関登録数】 #92</p> <p>○ 利用機関登録数については、退職手当共済事業の「掛金納付対象職員届」について、WAM NET基盤を利用して電子届出を行うことができるようにし、7,551法人の利用機関登録を行ったことから大幅に増加し、63,479件を確保した。</p> <p>○ アクセス件数については、年度計画目標（1,000万件）を超える15,784,458件を確保し、中期目標値の2倍を超える水準を維持した。</p> | | | <p>○ WAM NETの利用促進を図るための講習会への参加者数が増えるよう、更なる工夫が必要と思われる。</p> <p>○ アクセス件数が中期目標の2倍を達成していること、アンケート調査結果を政策に反映していること、また、厚労省、医師会HPへのリンクを行っていることを評価する。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>○ 中期計画に示されたとおりの利用促進措置が講じられたか。</p> <p>○ 情報の改定に併せて情報更新及び内容確認が適切に行われているか。</p> <p>○ 中期計画に示された更新周期で検証作業が行われているか。</p> | <p>【利用促進措置】 #92</p> <p>○ WAM NETの利用の促進を図るため、滋賀県、秋田県、鹿児島県、東京都、大阪府で操作説明会を開催し、259人の参加があった。</p> <p>○ 日本医師会へWAM NETの利用機関登録の推進を依頼し、医師会のホームページにWAM NETへのリンクを貼るなどのWAM NET利用のための連携を図った。</p> <p>○ 医療貸付部が平成18年8月に病院に対して「施設整備動向アンケート調査」を行った際に、WAM NETの案内を配布した。（配布数7,457部）</p> <p>○ 平成19年2月に栃木県で開催された介護報酬に関する集団指導においてパンフレットを配布した。（配布数2,000部）</p> <p>○ 退職手当共済事業の「掛金納付対象職員届」を、WAM NET基盤を利用して電子届出を行うことができるようシステムを構築した。</p> <p>○ その他、機構主催の福祉医療経営に関する集団経営指導（セミナー）等において、パンフレットを配布した。（配布数約2,000部）</p> <p>【情報の更新及び検証】 #93</p> <p>○ 介護事業者情報などについては月1回月末、病院・診療所における施設基準情報などについては年1回年度末に更新し、正確で最新の情報の掲載に努めた。</p> | |
|--|--|--|

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---------|---------|------------|------------|
|---------|---------|------------|------------|

第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項

7 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めること。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

7 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

7 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

| 区 分 | | 平成18事業年度 |
|--------|---------------------|-----------------------------|
| | | 千円 |
| 貸付契約額 | | 220,900,000 |
| 資金交付額 | | 220,900,000 |
| 原 資 | 財政融資資金借入金 | 27,000,000 |
| | 貸付回収金等 (うち財投機関債) | 193,900,000 (40,000,000) |

7 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めた。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。

(実績)

| 区 分 | | 平成18事業年度 (実績) |
|--------|---------------------|-----------------------------|
| | | 千円 |
| 貸付契約額 | | 210,359,620 |
| 資金交付額 | | 210,359,620 |
| 原 資 | 財政融資資金借入金 | 22,000,000 |
| | 貸付回収金等 (うち財投機関債) | 188,359,620 (39,991,000) |

(1) 業務運営の効率化に関する事項

年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利に適切に反映させる。

【利率設定方式の見直し】#94

- 平成18年度は、従来、四半期毎に実施していた収支状況等の分析・検証を2か月毎に実施した。
- 平成17年10月から導入した定額償還方式に伴う費用の増加と財投金利に連動した貸付金利の上昇による収益の増加という要因を踏まえ金利水準について検証し、平成18年10月から、暫定的に貸付金利の上昇を抑制する措置を講じた。

| 評価の視点 | 自己評定 | A | 評価項目 14 | 評定 | A |
|--|--|---|---------|--------------------------------------|---|
| <p>○ 業務運営コストを分析し、その増加を抑制するための管理が適切に行われているか。 なお、本事業は年金受給者の増大に伴って事業量の増、コストの増大が見込まれるが、オンコスト金利によって充てられる事情を考慮するとともに、単位あたりコストの状況も考慮する。</p> <p>○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。</p> | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【業務運営コストの管理】</p> <p>○ 業務運営コストの管理として、平成18年度においても電算処理に係る委託費について適切な契約額となるよう精査を行った。</p> <p>【利率設定方式の見直し】 #94</p> <p>○ 平成18年度においては、平成17年10月から導入した定額償還方式に伴う費用の動向を的確に把握し、金利水準の検証を行う必要があったことから、従来、四半期毎に実施していたものを2か月毎に検証を実施した。</p> <p>○ 平成18年度においては、定額償還方式導入に伴う費用の増加と財投金利に連動した貸付金利の上昇による収益の増加という要因を踏まえて金利水準の検証を行った結果、剰余金発生拡大傾向が認められたことから、平成18年10月から暫定的に貸付金利の上昇を抑制する措置を講じるなど、的確な対応を行うことができた。</p> | | | <p>○ 金利水準の検証を2ヶ月毎に実行していることを評価する。</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|--|--|--|--|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>7 年金担保貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>7 年金担保貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 悪質な貸金業者が年金証書等を預かり高金利で融資を行う問題についての国の注意喚起とあいまって、リーフレット等により、年金担保貸付制度の周知を図る。 また、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化する。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>7 年金担保貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 年金担保貸付制度の周知、利用者へ配慮した運用の改善及び受託金融機関の指導強化を図るため、次の措置を講じる。 (ア) 年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すためリーフレット等を作成し、関係各機関に配布する。</p> <p>(イ) 利用者へ配慮した運用の改善を図るため、受託金融機関の協力を得ながら、利用者に対し意識調査等のアンケートを実施する。</p> <p>(ウ) 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、前年度に実施した受託金融機関への制度変更後の事務処理等についてフォローアップ調査の結果を踏まえ、受託金融機関事務打ち合せ会議を開催することにより、受託金融機関への指導を強化する。</p> | <p>【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】#95</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金担保貸付制度の周知を図るため、リーフレットを作成し、受託金融機関、社会保険事務所等に対して5月及び9月にそれぞれ46万部配布した。 ○ 悪質な貸金業者に対する注意を喚起するため、ポスター、リーフレット等を作成し、民生委員を通じて、又は社会福祉協議会のネットワークを活用して広報を行ったほか、効果的に悪質貸金業者からの被害を防止するため「違法年金担保融資被害事例集」を作成し、関係機関へ配布した。 〈添付資料：27〉 <p>【年金担保貸付制度の利用者等への意識調査】#96</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の利便性に配慮した運用の改善を図るため、利用者に対する意識調査を行い、課題の抽出と改善の方向性の検討を行った。 <p>【受託金融機関への指導強化】#97</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、前年度に実施した受託金融機関への制度変更後の事務処理等についてのフォローアップ調査の結果を踏まえ、平成19年2月に全国5か所で受託金融機関事務打ち合せ会議を開催し、受託金融機関への指導を強化した。 また、事務処理に不備がみられる7金融機関に対して個別指導を行った。 |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|---|---|--|--|
| | | <p>(エ) 厚生労働省における生活保護の適正化の方針に基づき、生活保護受給中の年金担保貸付の利用を制限するなど必要な措置を実施する。</p> | <p>【生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限】#98</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省の生活保護の適正化方針に基づき、生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用を制限するため、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 申込窓口等において利用者に対応できるように対応マニュアルの作成及び借入申込書の書式・チェックリストの改定を行うとともに、制度の周知を図るため、お知らせを作成し、配布した。 b 個人情報保護に留意しつつ、効率的に審査するため、生活保護受給者に関するチェックシステムを構築した。 c チェックシステムに反映されない直近の生活保護廃止決定者からの利用申請については、生活保護廃止決定通知書により確認する体制の整備等を行い、平成18年7月より当該措置を円滑に導入した。 ○ さらに、平成18年12月に上記の制限措置に係る窓口金融機関での対応状況について、フォローアップ調査を実施した。 <p style="text-align: right;">〈添付資料：28〉</p> |
| <p>イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮することを目指すこと。</p> | <p>イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。</p> | <p>イ 事務処理の簡素化を図る観点から、受託金融機関との間のデータ授受方法の効率化を促進するため、各種剰余金の振込データの電子化を図ることを検討する。</p> | <p>【振込データの電子化】#99</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構と受託金融機関の間の情報伝達の効率化を図る観点から、平成18年10月より償還剰余金等の振込データの電子化を行った。 また、平成18年12月に振込データの電子化に係る改善事項を把握するため、受託金融機関に対して利用状況等についてフォローアップ調査を実施した。 |

| | | | | | | | |
|--|--|---|---|---------|--|---|--|
| 評価の視点 | | 自己評定 | A | 評価項目 15 | 評定 | A | |
| <p>○ 利用者に対し、リーフレット等による制度周知が適切に行われているか。</p> | | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【生活保護受給中の者への利用制限等の実施】 #98</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年3月に厚生労働省より示された生活保護の適正化に関する方針を受けて、以下の取扱いを行い、生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限を平成18年7月4日の借入申込分より実施した。 <ul style="list-style-type: none"> a 申込窓口等において適切に対応するためのマニュアルの作成 b 借入申込書・チェックリスト等の改定 c 個人情報保護に留意しつつ、効率的に審査するための生活保護受給者に関するチェックシステムの整備及び当該チェックシステムに反映されない直近の生活保護廃止決定者からの利用申請に対する個別確認体制の整備 ○ また、平成18年11月に受託金融機関に対して生活保護受給中の者への利用制限に係る窓口での対応状況についてフォローアップ調査を実施したところ、周到に事前準備をしたこともあり、受託金融機関から事務負担や混乱がなく実施できたとの評価を得た。 <p>【利用者の利便性の向上】 #96</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人福祉医療機構法案参議院附帯決議及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案衆議院財務金融委員会決議における「利用者の利便性に配慮するとともに年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮した運用の改善に努める」旨の決議を受け、年金受給者にとって無理のない返済が行えるように平成17年10月より導入した、1万円単位で返済額を設定できる定額償還方式を推奨した結果、約6割の申込者が、定額償還方式を利用し、利用者の利便性の向上に貢献した。 ○ また、利用者の利便性に配慮した運用の改善を図るため、平成18年10月から11月にかけて利用者等に対して年金担保貸付制度に関するアンケート調査を行い、課題の抽出と改善の方向性の検討を行った。 <p>【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】 #95</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護受給中の者への利用制限の実施等も踏まえ、年金担保貸付制度の周知を図るとともに、悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、以下のとおり広報活動を強化した。 <ul style="list-style-type: none"> a 制度を周知するためのリーフレットを受託金融機関、社会保険事務所等に92万部配布した。 b 生活保護受給中の者への利用制限等を周知するためのお知らせを新たに労災年金担保貸付と合わせて、88万部作成し、関係機関に配布した。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の更なる周知を期待する。 ○ 事務処理期間の1週間短縮を評価する。 ○ リーフレット等の配布、アンケート調査の実施について評価する。 | | |

| | | |
|--|---|--|
| <p>○ 受託金融機関打ち合せ会議について、中期計画で示された回数を開催しているか。</p> <p>○ 業務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善がどのように行われているか。</p> <p>○ 借入申込から貸付実行日までの所要期間短縮について中期目標の数値を達成できているか。</p> | <p>c 違法な年金担保貸付に関する注意喚起と被害の防止を図るため、違法年金担保融資による被害事例集を新たに労災年金担保貸付と合わせて、1万部作成し、関係機関に配布した。</p> <p>d 全国民生委員大会、全国クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金融被害者交流集会等へ参加し、広報活動を行った。</p> <p>e 平成19年3月にポスターを新たに労災年金担保貸付と合わせて、2万4千部作成し、制度の周知及び悪質な貸金業者に対する注意喚起を実施した。</p> <p>【受託金融機関への指導強化】 #97</p> <p>○ 申込窓口等において利用者等に適切に対応するため、平成19年2月に受託金融機関打ち合せ会議を全国5か所で計7回（中期計画では4回以上）開催したことにより、約80%の受託金融機関が出席し、適正な制度の運用等を指導できた。</p> <p>○ また、受託業務の取扱い状況に不備が見受けられる7受託金融機関に対して個別指導を行った。</p> <p>○ 生活保護受給中の者への利用制限等について適切に対応できるように窓口担当者向けの対応マニュアルを作成するとともに、金融機関審査チェックリスト等の改正を行い、金融機関窓口における受付審査機能の向上を図った。</p> <p>【事務処理期間の短縮等】 #99</p> <p>○ 借入申込から貸付実行までの事務処理期間の短縮については、平成17年10月貸付実行分から新しい事務処理方式を導入したことにより、平成18年度の平均事務処理期間は、平成15年度（概ね4週間）に対し1週間短縮し、利用者の利便性の向上に大きく貢献している。</p> <p>○ 事務処理の効率化を図る観点から、平成18年10月より、償還剰余金等の振込データの電子化を行い、受託金融機関における償還剰余金に係る事務処理の効率化等が図られた。</p> <p>○ このほか、生活保護受給中の者への利用制限や年金制度改正等（平成19年4月施行分）に係る電算処理システムの改善等を行い、適正な業務運営と事務の効率化に努めた。</p> | |
|--|---|--|

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---------|---------|------------|------------|
|---------|---------|------------|------------|

第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項

8 労災年金担保貸付事業

労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めること。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

8 労災年金担保貸付事業

労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めることとする。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

8 労災年金担保貸付事業

労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めることとする。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

| 区 分 | | 平成18事業年度 |
|-------|--------|-----------|
| | | 千円 |
| 貸付契約額 | | 5,800,000 |
| 資金交付額 | | 5,800,000 |
| 原資 | 貸付回収金等 | 5,800,000 |

8 労災年金担保貸付事業

労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。

また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めた。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。

(実績)

| 区 分 | | 平成18事業年度 (実 績) |
|-------|--------|---------------------|
| | | 千円 |
| 貸付契約額 | | 5,489,530 |
| 資金交付額 | | 5,489,530 |
| 原資 | 貸付回収金等 | 5,489,530 |

| 中期目標 | | 中期計画 | | 18年度計画 | | 18年度の業務の実績 | |
|--|--|--|---|---|----|--|--|
| 第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 8 労災年金担保貸付事業 (1) 業務運営の効率化に関する事項 労災年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。 | | 第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 8 労災年金担保貸付事業 (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 労災年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。 | | 第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 8 労災年金担保貸付事業 (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 労災年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利に適切に反映させる。 | | 【利率設定方式の見直し】#100 ○ 平成18年度は、従来、四半期毎に実施していた収支状況等の分析・検証を2ヶ月毎に実施した。 ○ 平成17年10月から導入した定額償還方式に伴う費用の増加と貸付金利の動向を踏まえ金利水準について検証し、平成18年10月から、貸付金利の下限金利を0.7%から0.9%に引き上げ、黒字を確保した。 | |
| 評価の視点 | | 自己評価 | A | 評価項目16 | 評価 | A | |
| ○ 業務運営コストを分析し、その増加を抑制するための管理が適切に行われているか。 なお、本事業は利用者サービスの向上に伴って事業量の増、コストの増大が見込まれるが、オンコスト金利によって充てられる事情を考慮するとともに、利用者の増減を踏まえ、単位あたりコストの状況も考慮する。 ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。 | | (理由及び特記事項) 【業務運営コストの管理】 ○ 業務運営コストの管理として、平成18年度においても電算処理に係る委託費について適切な契約額となるよう精査を行った。 【利率設定方式の見直し】#100 ○ 平成18年度においては、平成17年10月から導入した定額償還方式に伴う費用の動向を的確に把握し、金利水準の検証を行う必要があったことから、従来、四半期毎に実施していたものを2か月毎に検証を実施した。 ○ 平成18年度においては、平成17年10月から導入した定額償還方式に伴う費用の増加と貸付金利の動向を踏まえ金利水準について検討し、平成18年10月から、貸付金利の下限金利を0.7%から0.9%に引き上げ、黒字を確保できた。 | | ○ 貸付金利の下限金利を0.2%引き上げ、黒字を確保しており評価する。 | | | |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|--|--|--|--|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>8 労災年金担保貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>8 労災年金担保貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化する。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>8 労災年金担保貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 労災年金担保貸付制度の周知、利用者へ配慮した運用の改善及び受託金融機関の指導強化を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>(ア) 労災年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すためリーフレット等を作成し、関係各機関に配布する。</p> <p>(イ) 利用者へ配慮した運用の改善を図るため、受託金融機関の協力を得ながら、利用者に対し意識調査等のアンケートを実施する。</p> <p>(ウ) 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、前年度に実施した受託金融機関への制度変更後の事務処理等についてフォローアップ調査の結果を踏まえ、受託金融機関事務打ち合せ会議を開催することにより、受託金融機関への指導を強化する。</p> | <p>【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】#101</p> <p>○ 労災年金担保貸付制度の周知を図るため、リーフレットを作成し、受託金融機関、社会保険事務所等に対し5月及び9月にそれぞれ11万部配布した。</p> <p>○ 悪質な貸金業者に対する注意を喚起するため、ポスター、リーフレット等を作成し、民生委員を通じて、又は社会福祉協議会のネットワークを活用して広報を行ったほか、効果的に悪質貸金業者からの被害を防止するため「違法年金担保融資被害事例集」を作成し、関係機関へ配布した。</p> <p>【労災年金担保貸付制度の利用者等への意識調査】#102</p> <p>○ 利用者の利便性に配慮した運用の改善を図るため、利用者に対する意識調査を行い、課題の抽出と改善の方向性の検討を行った。</p> <p>【受託金融機関への指導強化】#103</p> <p>○ 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、前年度に実施した受託金融機関への制度変更後の事務処理等についてのフォローアップ調査の結果を踏まえ、平成19年2月に全国5か所で受託金融機関事務打ち合せ会議を開催し、受託金融機関への指導を強化した。</p> <p>また、事務処理に不備がみられる7金融機関に対して個別指導を行った。</p> |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---|---|--|---|
| | | <p>(エ) 厚生労働省における生活保護の適正化の方針に基づき、生活保護受給中の労災年金担保貸付の利用を制限するなど必要な措置を実施する。</p> | <p>【生活保護受給中の者への労災年金担保貸付の利用制限】#104</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省の生活保護の適正化方針に基づき、生活保護受給中の者への労災年金担保貸付の利用を制限するため、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 申込窓口等において利用者に適切に対応できるように対応マニュアルの作成及び、借入申込書の書式・チェックリストの改定を行うとともに、制度の周知を図るため、お知らせを作成し、配布した。 b 個人情報保護に留意しつつ、効率的に審査するため、生活保護受給者に関するチェックシステムを構築した。 c チェックシステムに反映されない直近の生活保護廃止決定者からの利用申請については、生活保護廃止決定通知書により確認する体制の整備等を行い、平成18年7月より当該措置を円滑に導入した。 ○ さらに、平成18年12月に上記の制限措置に係る窓口金融機関での対応状況について、フォローアップ調査を実施した。 |
| <p>イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮することを目指すこと。</p> | <p>イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。</p> | <p>イ 事務処理の簡素化を図る観点から、受託金融機関との間のデータ授受方法の効率化を促進するため、各種剰余金の振込データの電子化を図ることを検討する。</p> | <p>【振込データの電子化】#105</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構と受託金融機関の間の情報伝達の効率化を図る観点から、平成18年10月より償還剰余金等の振込データの電子化を行った。 また、平成18年12月に振込データの電子化に係る改善事項を把握するため受託金融機関に対して利用状況等についてフォローアップ調査を実施した。 |

| | | | | | | | |
|----------------------------------|--|--|---|---------|---|---|--|
| 評価の視点 | | 自己評定 | A | 評価項目 17 | 評定 | A | |
| <p>○ 利用者に対し、制度周知が適切に行われているか。</p> | | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【生活保護受給中の者への利用制限等の実施】 #104</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年3月に厚生労働省より示された生活保護の適正化に関する方針を受けて、以下の取扱いを行い、生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限を平成18年7月4日の借入申込分より実施した。 <ul style="list-style-type: none"> a 申込窓口等において適切に対応するためのマニュアルの作成 b 借入申込書・チェックリスト等の改定 c 個人情報保護に留意しつつ、効率的に審査するための生活保護受給者に関するチェックシステムの整備及び当該チェックシステムに反映されない直近の生活保護廃止決定者からの利用申請に対する個別確認体制の整備 ○ また、平成18年11月に受託金融機関に対して生活保護受給中の者への利用制限に係る窓口での対応状況についてフォローアップ調査を実施したところ、周到に事前準備をしたこともあり、受託金融機関から事務負担や混乱がなく実施できたとの評価を得た。 <p>【利用者の利便性の向上】 #102</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人福祉医療機構法案参議院附帯決議及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案衆議院財務金融委員会決議における「利用者の利便性に配慮するとともに年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮した運用の改善に努める」旨の決議を受け、年金受給者にとって無理のない返済が行えるように平成17年10月より導入した、1万円単位で返済額を設定できる定額償還方式を推奨した結果、約6割の申込者が、定額償還方式を利用し、利用者の利便性の向上に貢献した。 ○ また、利用者の利便性に配慮した運用の改善を図るため、平成18年10月から11月にかけて利用者等に対して年金担保貸付制度に関するアンケート調査を行い、課題の抽出と改善の方向性の検討を行った。 <p>【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】 #101</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護受給中の者への利用制限の実施等も踏まえ、年金担保貸付制度の周知を図るとともに、悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、以下のとおり広報活動を強化した。 <ul style="list-style-type: none"> a 制度を周知するためのリーフレットを受託金融機関、社会保険事務所等に22万部配布した。 b 生活保護受給中の者への利用制限等を周知するためのお知らせを新たに年金担保貸付と合わせて、88万部作成し、関係機関に配布した。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ リーフレット配布により利用者周知が図られており評価する。 ○ 事務処理期間の1週間短縮について評価する。 | | |

| | | |
|--|---|--|
| <p>○ 受託金融機関打ち合せ会議について、中期計画で示された回数を開催しているか。</p> <p>○ 業務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善がどのように行われているか。</p> <p>○ 借入申込から貸付実行日までの所要期間短縮について中期目標の数値を達成できているか。</p> | <p>c 違法な年金担保貸付に関する注意喚起と被害の防止を図るため、違法年金担保融資による被害事例集を新たに年金担保貸付と合わせて、1万部作成し、関係機関に配布した。</p> <p>d 全国民生委員大会、全国クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金融被害者交流集会等へ参加し、広報活動を行った。</p> <p>e 平成19年3月にポスターを新たに年金担保貸付と合わせて、2万4千部作成し、制度の周知及び悪質な貸金業者に対する注意喚起を実施した。</p> <p>【受託金融機関への指導強化】 #103</p> <p>○ 申込窓口等において利用者等に適切に対応するため、平成19年2月に受託金融機関打ち合せ会議を全国5か所で計7回（中期計画では4回以上）開催したことにより、約80%の受託金融機関が出席し、適正な制度の運用等を指導できた。</p> <p>○ また、受託業務の取扱い状況に不備が見受けられる7受託金融機関に対して個別指導を行った。</p> <p>○ 生活保護受給中の者への利用制限等について適切に対応できるように窓口担当者向けの対応マニュアルを作成するとともに、金融機関審査チェックリスト等の改正を行い、金融機関窓口における受付審査機能の向上を図った。</p> <p>【事務処理期間の短縮等】 #105</p> <p>○ 借入申込から貸付実行までの事務処理期間の短縮については、平成17年10月貸付実行分から新しい事務処理方式を導入したことにより、平成18年度の平均事務処理期間は、平成15年度（概ね4週間）に対し1週間短縮し、利用者の利便性の向上に大きく貢献している。</p> <p>○ 事務処理の効率化を図る観点から、平成18年10月より、償還剰余金等の振込データの電子化を行い、受託金融機関における償還剰余金に係る事務処理の効率化等が図られた。</p> <p>○ このほか、生活保護受給中の者への利用制限や年金制度改正等（平成19年4月施行分）に係る電算処理システムの改善等を行い、適正な業務運営と事務の効率化に努めた。</p> | |
|--|---|--|

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|--|--|--|---|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p> | <p>9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めた。</p> |
| <p>(1) 適切な債権管理に関する事項</p> <p>年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p> | <p>(1) 適切な債権管理に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> | <p>(1) 適切な債権管理に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 転貸法人等貸付先の財務分析を年1回行うとともに、受託金融機関及び監督官庁との連携を図り、適切な債権管理及び着実な債権回収を行う。</p> | <p>【貸付先の財務分析】 #106</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転貸法人については、転貸法人から決算書を徴求し、収支状況、損益状況、財務状況の財務分析を行うことにより、適切な債権管理を行った。 ○ 住宅生活協同組合については、受託金融機関から生協の現状についての報告及び決算書を徴求し、財務指標及びキャッシュフロー計算書の分析等を行うことにより、受託金融機関に債権保全措置を指示するなど適切な債権管理を行った。 <p>【担保物件の評価等】 #107</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全額債務保証を行っている金融機関（連帯保証人）で、かつ年金住宅資金の保証残高が原則として1億円以上（平成18年10月末）の334金融機関について、財務状況の分析・評価を行った。 ○ 保証人について、受託金融機関から保証人の状況についての報告を徴求し、必要に応じて、受託金融機関に対し、保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。 ○ 担保物件について、担保物件に係る抵当権の一部解除等の際し、適切に担保評価等を行った。 |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|---|--|--|---|
| | <p>イ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>ウ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> | <p>イ 年金住宅融資等債権について年1回、貸付先についての債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。</p> <p>ウ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> <p>エ 受託金融機関事務打合会を年1回以上開催し、受託金融機関に対する指導を強化する。</p> | <p>【財務状況等を勘案した自己査定の実施】 #108</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、貸付金の自己査定基準を策定し、貸付先についての債権分類を年2回（期首及び9月末）実施するとともに、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行った。</p> <p>【保証履行能力の把握及び分析】 #109</p> <p>○ ローン保証会社の保証履行能力の把握・分析を行うため、関係法人を通じた情報や決算書等により、財務分析を行った。</p> <p>【受託金融機関への指導強化】 #110</p> <p>○ 債権の管理・回収の留意点等について周知を図るため、受託金融機関との事務打合せ会を平成19年2月に開催し、受託金融機関に対する指導を強化した。</p> |
| <p>(2) 着実な債権回収に関する事項</p> <p>年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。</p> | <p>(2) 着実な債権回収に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。</p> | <p>(2) 着実な債権回収に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。</p> <p>イ 経済情勢の変化に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に関しては、年金住宅貸付の返済条件の変更措置を講ずることにより、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する。また、災害等の被災者に係る返済条件変更措置については、ホームページにより周知を図る。</p> | <p>【適時的確な債権回収】 #111</p> <p>○ 解散又は清算処理等を予定する住宅生協（7団体）に対する機構債権について、受託金融機関への債権譲渡又は受託金融機関からの代位弁済により、平成18年度中に全額回収を行った。</p> <p>○ 民事再生法の申立がなされた貸付先について、転借人等の保護と機構債権の保全を図るため、転貸債権から直接回収する質権実行等による回収措置を平成18年7月に実施した。</p> <p>【返済条件の変更措置の実施等】 #112</p> <p>○ ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置として、返済特例措置によるもの642件、民事再生法の適用による返済条件の変更として109件について措置を講じ、被保険者の生活の安定を支援した。</p> <p>また、災害等の被災者に係る返済条件変更措置について、平成18年6月に機構ホームページにより周知を図った。</p> |

| 中期目標 | | 中期計画 | | 18年度計画 | | 18年度の業務の実績 | |
|--|--|--|---|---|----|--|--|
| <p>また、延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p> <p>なお、国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に関し、平成19年4月1日に設立される独立行政法人住宅金融支援機構が行う債務保証及び当該債権の一部の譲受けについては、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡を行うことに留意して、適切に対処すること。</p> | | <p>イ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p> <p>ウ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。</p> <p>エ 国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に関し、平成19年4月1日に設立される独立行政法人住宅金融支援機構が行う債務保証及び当該債権の一部の譲受けについては、関係行政機関と緊密に連携しつつ、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡を行うことに留意して、適切に対処する。</p> | | <p>ウ 長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期の回収に努める。</p> <p>エ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣し、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を強化する。</p> | | <p>【延滞債権への対応】 #113</p> <p>○ 延滞債権について、受託金融機関に対し、貸付先に対する督促等を行うよう指導するとともに、長期延滞等債権について、保証人の調査を行うよう指示するほか、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行った。</p> <p>【転貸法人への指導強化】 #114</p> <p>○ 転貸法人による適切な債権回収を推進するため、転貸法人に対して必要な助言等を行うとともに、平成19年2月に指導専門員の打合せ会議を行い、指導専門員による転貸法人の債権管理に関する指導を強化した。</p> <p>【住宅金融支援機構への債権譲渡】 #115</p> <p>○ 国土交通省、厚生労働省及び住宅金融公庫と債権譲渡方法等について打合せを行った(6回開催)。</p> | |
| 評価の視点 | | 自己評定 | — | | 評定 | | |
| <p>○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析が行われ、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等が行われたか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しが行われたか。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析が行われたか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。</p> <p>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めたか。</p> <p>○ 転貸法人に対して必要な助言等を行ったか。</p> <p>○ 国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に関し、関係行政機関と緊密に連携しつつ、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡が行われるよう適切に対処したか。</p> | | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>評価項目18で評価</p> | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|---|---|---|---|
| <p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>10 承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、制度の周知を図ること及び制度に関する照会等に適切に対応することに留意して、その適正な業務実施に努めること。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>10 承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p> | <p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>10 承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p> | <p>10 承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めた。</p> |
| | <p>ア 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等について、ホームページへの掲載により周知を図る。</p> <p>イ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に対して適切に対応するため、手引書の改訂等を行う。</p> | <p>ア 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等について、リーフレットの作成・配布及びホームページへの掲載により周知を図る。</p> <p>イ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に対して適切に対応するため、受託機関用手引書の改訂等を行う。</p> | <p>【申込資格要件等の周知】 #116</p> <p>○ 教育資金貸付を受けることについてのあっせんの申込資格要件等について周知を図るため、リーフレットを作成し、平成18年9月下旬に受託機関及び社会保険事務所等に5万部配布するとともに、ホームページへの掲載により周知を図った。</p> <p>【受託機関用手引書の改訂等】 #117</p> <p>○ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に適切に対応するため、受託機関への再委託業務の変更に併せて、受託機関用手引書の改訂版を作成・配布し、受託機関を指導した。</p> |

| 評価の視点 | 自己評定 | A | 評価項目 18 | 評定 | A |
|---|--|---|---------|---|---|
| <p>○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析が行われ、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等が行われたか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しが行われたか。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析が行われたか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生を抑制に努めたか。</p> | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【貸付先の財務状況等の把握】 #106、107</p> <p>○ 貸付先の財務状況等の把握及び分析について、転貸法人については、転貸法人から決算書を徴求し、収支状況、損益状況、財務状況の財務分析を行い、適切な債権管理を行った。 また、住宅生活協同組合については、受託金融機関から生協の現状についての報告及び決算書を徴求して、財務指標及びキャッシュフロー計算書の分析等を行い、必要に応じて、受託金融機関に債権保全措置を指示した。</p> <p>○ 担保物件の評価等について、担保物件に係る抵当権の一部解除等に際して、債権保全に支障が生じることのないよう、適切に担保評価等を行って対応した。</p> <p>○ 全額債務保証を行っている334受託金融機関（信用組合にあっては、平成18年10月末現在の機構債権の保証残高が1億円以上）について、財務状況の分析・評価を行った。 また、保証人について、受託金融機関から保証人の状況についての報告を徴求し、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。</p> <p>【自己査定の実施】 #108</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、貸付金の自己査定基準を策定し、貸付先についての債権分類を年2回実施するとともに、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行った。</p> <p>【ローン保証会社の保証債務能力の把握】 #109</p> <p>○ 転貸債権に係る債務保証を行っているローン保証会社について、関係転貸法人を通じた情報や決算書等により、その保証履行能力の把握・分析を行った。</p> <p>【適時的確な債権回収】 #111、112</p> <p>○ 解散又は清算処理等を予定する住宅生活協同組合に係る機構債権について、受託金融機関への債権譲渡又は受託金融機関からの代位弁済により、全額回収を行うことができた。 また、民事再生法の申立がなされた貸付先について、転借人の保護と機構債権の保全を図るため、転貸債権から直接回収する質権実行等による回収措置を実施するなど、延滞債権の発生を抑制することができた。</p> <p>○ 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者について、642件の返済特例措置及び107件の民事再生法の適用による返済条件の変更措置を講じ、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。 また、災害等の被災者に係る返済条件変更措置について、機構ホームページにより周知を図った。</p> | | | <p>○ 全額債務保証を行っている334受託金融機関の財務状況を分析する等、債権回収と延滞債権の発生抑制に積極的に対応しており評価できる。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めたか。 ○ 転貸法人に対して必要な助言等を行ったか。 ○ 国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に関し、関係行政機関と緊密に連携しつつ、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡が行われるよう適切に対処したか。 ○ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等の周知が図られたか。 ○ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に係る受託機関用手引書の改訂等が行われ、制度に関する照会等への適切な対応が確保されているか。 | <p>【延滞債権への対応】 #113</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 延滞債権について、受託金融機関に対し、貸付先に対する督促等を行うよう指導するとともに、長期延滞等債権について、保証人の調査を行うよう指示するほか、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行い、早期の債権回収に努めた。 <p>【転貸法人への指導強化】 #114</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転貸法人による適切な債権回収を推進するため、転貸法人に対して必要な助言等を行うほか、13転貸法人に対して27名の指導専門員を派遣するとともに、専門員会議を開催するなど、転貸法人の債権管理に関する指導を強化した。 <p>【住宅金融支援機構への債権譲渡】 #115</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省、国土交通省及び住宅金融公庫と債権譲渡方法等について打合せを行うなど、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡が円滑に行われるよう、適切に対処した。 <p>【申込資格要件等の周知】 #116</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等について周知を図るため、リーフレットを作成し、平成18年9月下旬に受託機関及び社会保険事務所等に5万部配布するとともに、ホームページへの掲載により周知を図った。 <p>【受託機関用手引書の改訂等】 #117</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に適切に対応するため、受託機関への再委託業務の変更に併せて、受託機関用手引書の改訂版を作成・配布し、受託機関を指導した。 | |
|--|--|--|

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|--|--|--|--|
| <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p> <p>2 貸付原資についての自己資金調達の拡大 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等自己資金調達の拡大に努めること。</p> <p>3 貸付事業におけるリスク管理の徹底 (1) リスク管理債権の適切な処理 福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を図ることにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努めること。 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、信用保証制度等を活用することにより、貸倒れリスクの抑制に努めること。</p> <p>(2) 適切な資産負債管理（ALM）の実施 福祉医療貸付の原資についての自己資金調達の拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM（資産負債管理）システムを活用して、調達や運用のポートフォリオを設定すること。</p> | <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> | <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> | <p>【予算、収支計画及び資金計画】#118</p> <p>○ 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は平成18事業年度決算報告書のとおりである。</p> <p>○ 平成18事業年度における勘定別の収支については、8勘定のうち保険勘定において欠損が生じたが、その発生原因は以下のとおりである。 《発生原因》 保険勘定においては、心身障害者扶養保険責任準備金の積立てのために心身障害者責任準備金繰入が発生したが、それを賄うだけの金銭の信託等運用益を得ることができなかったために、当期損失が発生した。 なお、責任準備金に対応する資産の積立不足に基づく欠損金については、中期目標において定められている心身障害者扶養保険事業の見直しにより対応することとされている。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：29〉</p> <p>【運営費交付金以外の収入の確保】#119</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業において、PR活動の充実を図った結果、経営指導事業収入について、以下のとおり予算額以上の収入を得ることができた。 実績額35,035千円（予算額29,580千円）</p> <p>○ 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）において、Web画面上にバナー広告の掲載等を実施したことによる広告収入や厚生労働省が実施する看護師等養成所報告管理システムの保守・運用管理による受託収入を得ることができた。 実績額19,427千円（予算額2,628千円）</p> <p>【貸付原資についての自己資金調達】#120</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業における貸付原資については、財投機関債を発行し、自己資金調達を円滑に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般勘定 500億円 (10年債300億円・20年債200億円) ・ 年担勘定 400億円（3年債） |

| 中期目標 | 中期計画 | 18年度計画 | 18年度の業務の実績 |
|-------------------------|--|--|---|
| 第4 財務内容の改善に関する事項 | 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 128,700百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 | 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 128,700百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 | 【短期借入金の実績】 #121 ○ 共済勘定において退職者の増加により、給付費の資金不足が生じたため、平成18年度中に短期借入金1,014百万円を借入れ対応し、平成19年度に繰越した。 なお、平成17年度から繰越した5,010百万円については、平成18年5月31日に返済した。 |
| | 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし | 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし | 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし |
| | 第6 剰余金の使途 ・全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 | 第6 剰余金の使途 ・全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 | 第6 剰余金の使途 なし |

| 評価の視点 | | 自己評定 | A | 評価項目 19 | 評定 | A | |
|---|--|--|---|---------|---|---|--|
| <p>○ 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。</p> | | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【予算、収支計画及び資金計画】 #118</p> <p>○ 平成18年度において、①一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費、②労災年金担保貸付業務経費等の経費、③福祉医療貸付事業費等の全てについて、平成18年度予算作成時の削減対象経費額を超える削減を達成することができた。</p> <p>また、承継年金住宅融資等管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る業務経費等の経費については、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努めることができた。</p> <p>資金計画については、平成18年度予算で設定された1,215億円のうち、資金需要の観点から900億円の財投機関債の発行を年度内に実施することができた。</p> <p>a 一般勘定においては、前期からの繰越欠損金の補てんとして措置された交付金により、当期利益を計上し、繰越欠損金を整理した。</p> <p>b 長寿・子育て・障害者基金勘定においては、基金事業運用収入の増加及び事業費の適正な執行等により当期利益が発生し、利益処分において、積立金として整理する。</p> <p>c 共済勘定においては、退職手当給付金の不足にかかる都道府県の負担分を、一時的に肩代わりするための短期借入金が、前期より少なかったため、当期利益が発生したが、依然として繰越欠損金は生じている。</p> <p>d 保険勘定においては、心身障害者扶養保険責任準備金の積立てのために心身障害者責任準備金繰入が発生したが、それを賄うだけの金銭の信託等運用益を得ることができなかつたために、当期損失(3,664百万円)が発生した。</p> <p>e 年金担保貸付勘定並びに労災年金担保貸付勘定においては、金利差の確保及び貸倒引当金繰入が予算の範囲内に止まったこと等により当期利益が発生し、利益処分において、積立金として整理する。</p> <p>f 承継債権管理回収勘定については、適正な業務運営を実施した結果、当期利益が発生したが、利益処分において積立金として整理し、翌年全額国庫返納する。</p> <p>g 承継教育資金貸付けあっせん勘定については、適正な業務運営を実施した結果、当期損失金は発生しなかつた。</p> <p>【運営費交付金以外の収入の確保】 #119</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業については、平成18年度においてPR活動の強化等により、予算額を18.4%上回る収入を確保することができた。</p> <p>○ 福祉保健医療情報サービス事業については、広告収入のほか、厚生労働省が実施する看護師等養成所報告管理システムの保守・運用管理を受託したことによる自己収入を得ることができた。</p> <p>【貸付原資についての自己資金調達】 #120</p> <p>○ 財投機関債の発行については、一般勘定及び年金担保貸付勘定における貸付金の財源を確保する観点から900億円発行した。</p> | | | <p>○ 福祉医療経営指導事業において予算額を18.4%上回る収入を確保しており評価に値する。</p> <p>○ 計画と実績との差異については、その発生理由が明らかにされている。</p> | | |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|--|---|--|--|
| <p>第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>人事に関する事項 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、業務の量・質に対応した適正な人員配置を行うこと。</p> | <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を構築すること。</p> <p>② 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施すること。</p> | <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 人事評価制度の運用の改善を図るとともに、人材の育成や活用についてスタッフ制やキャリアパスの導入に係る基本的な方針を取りまとめる。</p> <p>② 個人の能力開発や専門知識・能力開発に重点を置きつつ、職務・職階に応じて、より専門性を高めるよう研修を進める。</p> | <p>【人事評価制度の定着化等】</p> <p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとった措置 【人事評価制度の運用の改善】 【人事評価結果の反映の拡大】 【人材の育成及び活用についての検討】 参照</p> <p>【研修の充実】 #123</p> <p>○ 平成16年度に職員個々の意識改革や業務能力の向上を目的とした研修体系の抜本的見直しを行ったところであり、平成18年度においては、職員へのアンケート調査を参考にしながら、研修メニューの充実や満足度の高かった講師を全職階の研修に充てるなど、研修効果の向上を図った。</p> <p>① 能力開発研修</p> <p>a 集合研修 課長、課長代理、係長、係員の各職階毎に3か年計画（平成16年度から平成18年度）で設定されているテーマに基づき、実践的な研修を実施した。 集合研修 9回 受講者数207人 （平成17年度 7回 受講者数185人）</p> <p>b 公開セミナーへの参加 職員の自主的なスキルアップの努力の支援をするため、自らテーマを選択して公開セミナーに参加することを公募して助成するものであり、異業種との交流を通じて、能力開発や技能習得の向上が図られた。 公開セミナー 7コース 受講者数11人 （平成17年度 8コース 受講者数14人）</p> <p>c 通信教育 経理・会計知識の向上を目的として、平成17年度に設定した通信教育講座の一部の見直しを図った結果、受講者数が大幅に増加した。 通信教育 12コース 受講者数80人 （平成17年度 12コース 受講者数67人）</p> |

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 18 年 度 計 画 | 18年度の業務の実績 |
|---------|--|--|--|
| | <p>③ 業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行うこと。</p> | <p>③ 業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行う。</p> | <p>② 専門研修 業務の遂行に直接に必要な専門知識や技能の習得を図ることを目的に、資金運用や社会福祉法人会計等に関する高度な実践的研修を実施した。 内部研修36回、外部研修73回 (参加人数124人) (17年度 内部研修30回、外部研修64回) (参加人数100人)</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：30〉</p> <p>【適正な人員配置】#124 【組織のスリム化等】に同じ</p> |
| | <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数、労災年金担保貸付事業の業務移管に伴う常勤職員数及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴う常勤職員数の100%以内とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 264人 労災年金担保貸付事業の業務移管に伴い増員した常勤職員数 1人 承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴い増員した常勤職員数 34人 期末の常勤職員数 299人以内 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み10,679百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 なし</p> | <p>(2) 人員に係る指標 平成18年度末の常勤職員数を年度当初の100%以内とする。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 なし</p> | <p>【人員に係る指標】#125 ○ 業務の効率化を図るとともに、独立行政法人の組織・業務の見直しが行われていたことから年度途中での職員採用を見合わせたため、平成18年度末の常勤職員数は270人となった。</p> |

| 評価の視点 | 自己評定 | A | 評価項目20 | 評定 | A |
|---|--|---|--------|--|---|
| <p>○ 人事に関する計画の実施状況はどのようなものか。</p> <p>○ 人件費の実績が予算を上回った場合にはその発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。</p> | <p>(理由及び特記事項)</p> <p>【人材育成等の観点からの研修の実施】 #123 自己評価A</p> <p>○ 集合研修では、3ヵ年計画で設定したテーマに基づき実践的な研修を実施したことにより、管理職についてはマネジメント能力の向上、非管理職についてはコミュニケーション能力、問題解決力、ディベート力等の向上が図られた。</p> <p>○ 公開セミナー及び通信教育については、簿記や財務をテーマとしたより実践的な研修を取り入れた結果、通信教育講座の参加者が前年度対比19.2%増となるなど、職員の自己啓発への積極的な取組みを更に促進できた。</p> <p>【適正な人員配置】 #124 評価項目1【組織のスリム化等】に同じ</p> <p>【人員に係る指標】 #125</p> <p>○ 業務の効率化を図るとともに、独立行政法人の組織・業務の見直しが行われていたことから年度途中での職員採用を見合わせたため、平成18年度末の常勤職員数は、期初の常勤職員数並びに労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴い増員した常勤職員数の90.3%となった。</p> | | | <p>○ 多様な業務の運営に適切に対応しており評価する。</p> <p>○ 職員に対する研修について今後更なる工夫を期待する。</p> <p>○ 通信教育講座の参加者が19.2%増加しており評価する。</p> | |